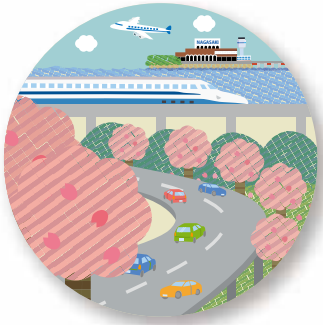


第5次

# 大村市総合計画

基本構想 2016～2025

前期基本計画 2016～2020



## ごあいさつ

本市は、東に多良山系、西に大村湾を臨む自然豊かな環境に加え、長崎空港と長崎自動車道大村ICを有し、自然環境と都市機能が調和する中で、これまで県央の中核的な都市として着実に発展してまいりました。

全国的に人口減少が進む中、本市では人口が増加しています。現在、九州新幹線西九州ルートなど高速交通網の整備も進んでおり、これをまちづくりの好機と捉え、さらなる市の発展と人口増加を見据えた様々な施策を推進していかねばなりません。

また、少子高齢化の進行、情報社会の進展や経済のグローバル化、防災意識の高まりなど、社会情勢が大きく変化する中で、地方においても子育て支援の充実、地域社会のにぎわい創出、安全安心なまちづくりなど、魅力ある地方都市の実現に向けた新たな取組が求められています。



このため、今後10年間の本市の新たなまちづくりの指針として、平成28年度から平成37年度を計画期間とする、第5次大村市総合計画を策定しました。

今回の新しい計画では、「～行きたい、働きたい、住み続けたい～ しあわせ実感都市 大村」を将来像として掲げ、市民の皆様の多様なニーズに応えながら、赤ちゃんからお年寄りまで、誰もがしあわせを実感できるまちづくりを進めてまいります。

結びに、計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、関係者の方々に心から感謝申し上げます。



平成28年10月  
大村市長

**園田 裕史**



# INDEX

## 第Ⅰ編 総合計画の策定にあたって 1

第1章 計画策定の意義	2
第2章 計画の構成と期間	3
第3章 計画策定の背景	4
(1) 社会の動向	4
(2) 大村市の現状	6
(3) まちづくりに対する市民のニーズ	8
(4) まちづくりのための主な課題	12

## 第Ⅱ編 基本構想 15

第1章 大村市の将来像	16
第2章 基本目標	17
第3章 人口推計	18
第4章 都市構造の考え方	19
第5章 政策の大綱	20

## 第Ⅲ編 基本計画 27

政策体系	28
第1章 重点プロジェクト	30
第2章 分野別まちづくり計画	34

### 《基本目標1》 人を育むまち 34

政策1-1 子育てしやすいまちづくり	35
政策1-2 豊かな学力と生きる力を育む教育の充実	41
政策1-3 文化の振興と生涯学習の充実	46
政策1-4 国際・地域間交流の推進	54



《基本目標2》 健康でいきいきと暮らせるまち 58

- 政策2-1 健康づくりの推進と医療体制の充実 ..... 59
- 政策2-2 高齢者が暮らしやすいまちづくり ..... 65
- 政策2-3 障がい者が暮らしやすいまちづくり ..... 71
- 政策2-4 暮らしのセーフティネットの充実 ..... 76

《基本目標3》 安全・安心なまち 80

- 政策3-1 災害に強いまちづくり ..... 81
- 政策3-2 消防・救急体制の充実 ..... 85
- 政策3-3 交通安全と消費者保護の推進 ..... 88
- 政策3-4 犯罪のないまちづくり ..... 92

《基本目標4》 活力に満ちた産業のまち 96

- 政策4-1 魅力ある農林水産業の振興 ..... 97
- 政策4-2 活力ある商工業の振興 ..... 106
- 政策4-3 企業誘致の推進と新たな雇用の創出 ..... 110
- 政策4-4 歴史や自然を活かした観光のまちづくり ..... 114

《基本目標5》 機能的で環境と調和したまち 118

- 政策5-1 コンパクトで暮らしやすいまちづくり ..... 119
- 政策5-2 道路網の整備と公共交通の利便性の向上 ..... 123
- 政策5-3 快適で暮らしやすい都市環境の整備 ..... 127
- 政策5-4 環境にやさしいまちづくり ..... 134

《基本目標6》 持続可能な行財政運営と市民協働の推進 140

- 政策6-1 効率的で開かれた行政運営の推進 ..... 141
- 政策6-2 健全な財政運営の推進 ..... 146
- 政策6-3 地域コミュニティの活性化とみんなで取り組むまちづくり ..... 150
- 政策6-4 お互いを尊重し、誰もが活躍できる社会づくり ..... 154



# 総合計画の 策定にあたって

第5次  
大村市  
総合計画  
2016～2025



第1章 計画策定の意義	2
第2章 計画の構成と期間	3
第3章 計画策定の背景	4
(1) 社会の動向	4
(2) 大村市の現状	6
(3) まちづくりに対する市民のニーズ	8
(4) まちづくりのための主な課題	12

# 第I編 総合計画の策定にあたって

## 第1章

## 計画策定の意義

大村市は、「花と歴史にまつまれた 未来へ羽ばたく 産業・交流都市」を目指し、平成18年度から平成27年度を計画期間とする「第4次大村市総合計画」を指針として、まちづくりに取り組んできました。

この間、市街地再開発事業の実施、小・中学校施設の耐震化、小学校給食センターの開設、防災行政同報系無線の整備などに取り組んできました。今後、国道34号拡幅や九州新幹線西九州ルート、県立・大村市立一体型図書館（仮称）、新工業団地の整備が更に進み、都市機能はより一層充実していきます。

また、企業誘致による雇用の場の確保や独自の子育て支援策の展開など、魅力あるまちづくりに取り組んできました。

このような取組により、多くの自治体で人口減少が進む中、人口増加を続け、県央地域の中核的都市として発展してきました。

一方で、新幹線を活かしたまちづくり、地域公共交通の再編、少子高齢化対策、更なる雇用の場の確保など、今後のまちづくりにおいて、取り組むべき多くの課題があります。

このような状況を踏まえ、長期的な展望に立って本市の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けたまちづくりの指針として「第5次大村市総合計画」を策定するものです。





## 第2章

# 計画の構成と期間

本計画は、基本構想と基本計画の2層で構成します。

### ①基本構想

基本構想は、本市が目指す将来像を明らかにし、その実現のための基本的なまちづくりの方向性を示すものです。

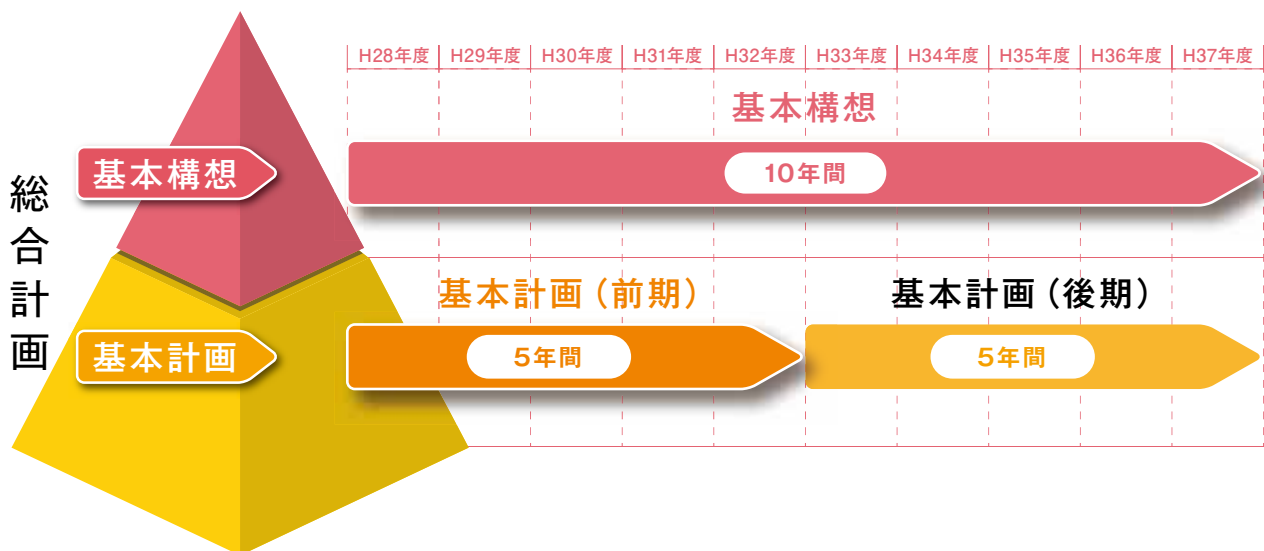
▶計画期間：10年間（平成28年度～平成37年度）

### ②基本計画

基本計画は、基本構想に掲げた将来像を実現するための具体的な施策の内容や達成目標等を体系的に示すものです。

▶計画期間：前期5年間（平成28年度～平成32年度） 後期5年間（平成33年度～平成37年度）

## [ 計画の構成と期間 ]



### 第3章

## 計画策定の背景

### (1) 社会の動向

#### ① 地域の特性を活かした地方の創生

日本の人口は、2008年をピークに、減少局面に転じており、今後は加速度的に減少していくことが予測されています。急激な人口減少は、経済活動や社会保障など、幅広い分野に影響を及ぼすことから、人口を維持するとともに、東京圏への過度な人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保することを目的に、「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。

地方自治体においても人口の将来展望を示す「人口ビジョン」や、将来にわたって活力ある地域社会を構築するための具体的施策である「総合戦略」を策定し、それぞれの実情を踏まえた地方の創生に取り組んでおり、これまで以上に地域の主体性が求められています。

#### ② 少子高齢化の進行

日本の老年人口（65歳以上）は、第2次ベビーブーム世代が高齢者となる2040年にピークを迎え、2060年には高齢化率が39.9%となり、国民2.5人に1人が65歳以上となる超高齢社会へ突入する見込みです。このような人口構造の劇的な変化は、社会保障費の増大、医療・福祉の人材不足、生産年齢人口の減少など、日本の社会全般に様々な影響をもたらすことが懸念されており、それらに対応した取組が求められています。（※右図参照）

#### ③ 子どもや若者を取り巻く環境の変化

少子化、核家族化、共働き世帯の増加、地域におけるつながりの希薄化などが進み、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変わり、人々の価値観が多様化しています。このような中で、児童虐待、いじめ、不登校、ニート等が問題となっています。また、これらが相互に影響し合うなど、子ども・若者をめぐる問題は、複合的で多様な状況となっています。

子どもや若者が、健やかに成長し、社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人として次代の社会を担うことができるよう、地域社会全体で子ども・若者を見守り、育てていく必要があります。

#### ④ 経済・人材などのグローバル化

国や地域を越え、人、物、資金や情報の移動が世界的に拡大している中、我が国においても、外国人観光客の増加や企業の海外進出など、グローバル化が進んでいます。こうした状況の中、多様な言語・文化・価値観などを理解し、広い視野を持った人材の育成や、外国人観光客の対応、企業の成長を更に加速させるための海外展開などが求められています。また、TPP協定\*1が大筋合意に至り、国内の産業をはじめ社会全体へ様々な影響が出てくることが予想されており、今後の推移を踏まえた適切な対応が求められています。



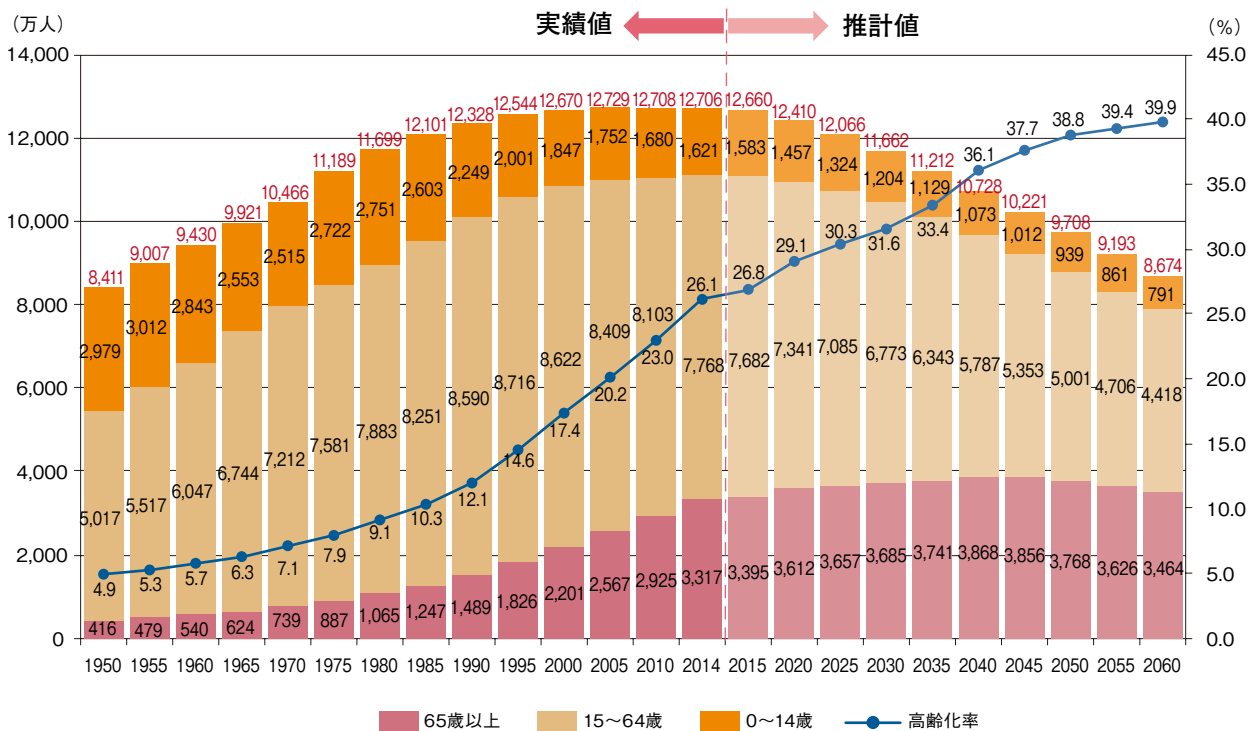
## 5 防災意識の高まり

東日本大震災や熊本地震等は、想定を超える甚大な被害をもたらし、日本中に大きな衝撃を与えました。これらを契機として、人々の防災意識は急速に高まっており、災害の教訓を踏まえた総合的な防災対策などが求められています。

## 6 環境・エネルギー問題への対応

地球温暖化など地球規模での環境問題が深刻化する中、環境に対する関心は、ますます高まっています。2015年末にはCOP21<sup>\*2</sup>において、今後の地球温暖化対策の法的枠組みをまとめた「パリ協定」が採択されました。また、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を受け、今後のエネルギー政策のあり方について様々な議論が行われており、再生可能エネルギーの更なる利活用等が求められています。

### [ 少子高齢化の推移と将来推計 ]



資料) 2010年までは「国勢調査」(年齢不詳人口を除く)、2014年は総務省「人口推計」(12月1日確定値)、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」

※1 TPP協定: 環太平洋パートナーシップ協定。アメリカやカナダを含めた12か国で進めている包括的な経済連携協定。  
 ※2 COP21: フランスで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議。

## (2) 大村市の現状

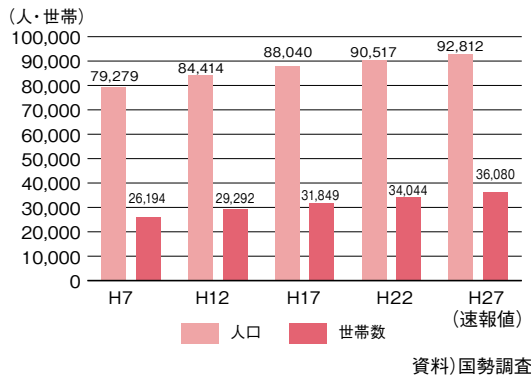
### 1 暮らし

#### ア) 人口

#### 人口・世帯数ともに増加

平成27年10月現在の本市の人口は92,812人で、5年前に比べ2,295人(2.5%)増加しています。また世帯数は36,080世帯で、5年前に比べ2,036世帯(6.0%)増加しています。

#### [ 人口・世帯数推移 ]

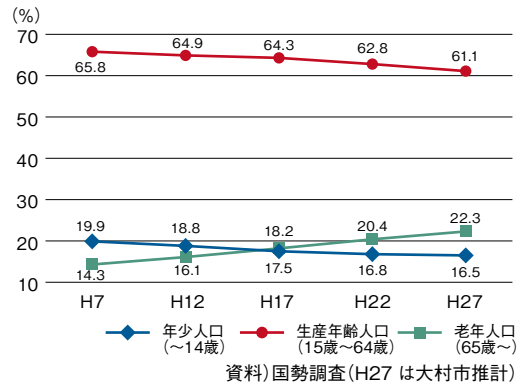


#### イ) 年齢別人口

#### 少子高齢化の進行

65歳以上の割合は、平成27年で22.3%と平成22年に比べ1.9ポイント増加する一方、14歳以下の割合は、0.3ポイント減少するなど、少子高齢化が進行しています。

#### [ 年齢別構成比推移 ]



### 2 経済

#### ア) 総生産

#### リーマンショック以前の水準まで回復

総生産は、平成20年のリーマンショックを受け、一時的に減少しましたが、その後順調に回復しています。第3次産業の割合は、県平均より高くなっています(平成25年)。

#### [ 総生産 ]

	第1次産業		第2次産業		第3次産業		合計
	総生産	割合	総生産	割合	総生産	割合	
H20	3,130	1.1%	55,206	19.5%	224,501	79.4%	282,837
H21	3,109	1.2%	38,169	14.4%	224,310	84.5%	265,588
H22	3,288	1.2%	48,831	17.5%	226,409	81.3%	278,529
H23	3,171	1.1%	54,217	18.8%	231,447	80.1%	288,834
H24	3,359	1.2%	51,832	18.1%	230,974	80.7%	286,167
H25	3,138	1.1%	51,973	18.0%	232,855	80.9%	287,967
県平均 (H25)	5,446	2.6%	38,399	18.4%	165,346	79.0%	209,191

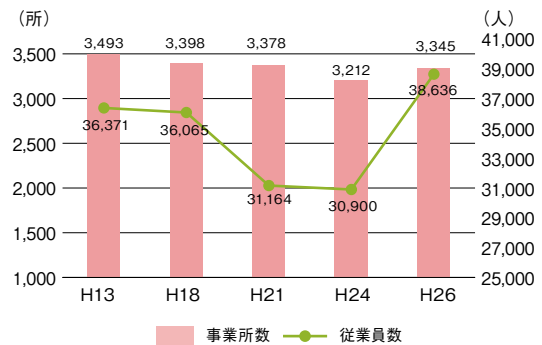
資料) 長崎県の市町民経済計算

#### イ) 事業所数・従業員数

#### 平成24年を下限に事業所数・従業員数ともに回復

平成26年は、事業所数3,345か所、従業員数38,636人で、平成24年と比較すると事業所数は約4%、従業員数は約25%増加しています。

#### [ 事業所数・従業員数 ]







### (3) まちづくりに対する市民のニーズ

#### ① 市民アンケート調査結果

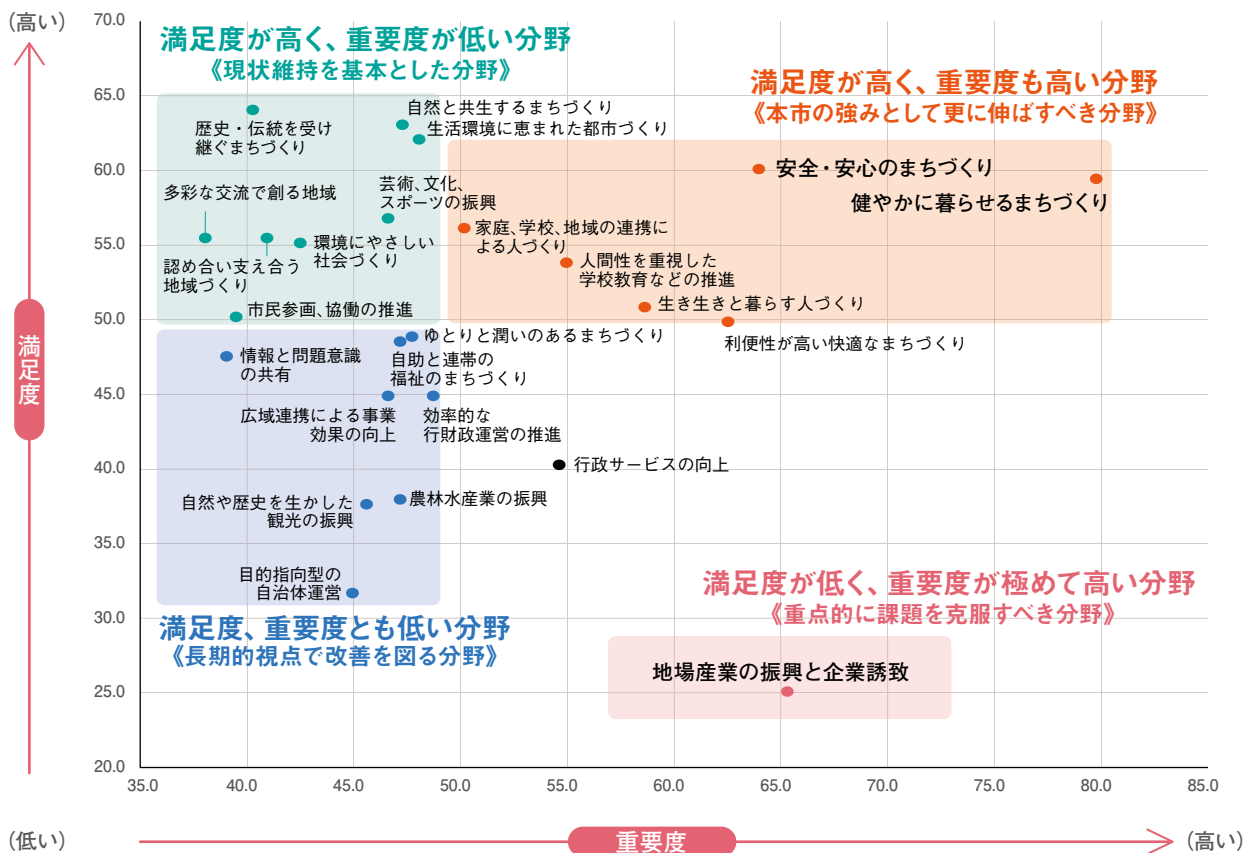
まちづくりに対する市民のニーズを把握するため、アンケートを実施しました。その結果の概要は、以下のとおりです。

実施期間	実施方法	配布数	回収数	回収率
平成26年6~7月	郵送	3,000	964	32.1%

#### 【大村市のまちづくりに対する重要度・満足度】

第4次大村市総合計画の政策別に重要度と満足度を尋ねた結果、「地場産業の振興と企業誘致」が最重点課題として浮かび上がります。また、「健やかに暮らせるまちづくり」や「安全・安心のまちづくり」は本市の強みとして、更に伸ばしていく必要があると分析されます。

##### [ まちづくりの重要度×満足度 ]



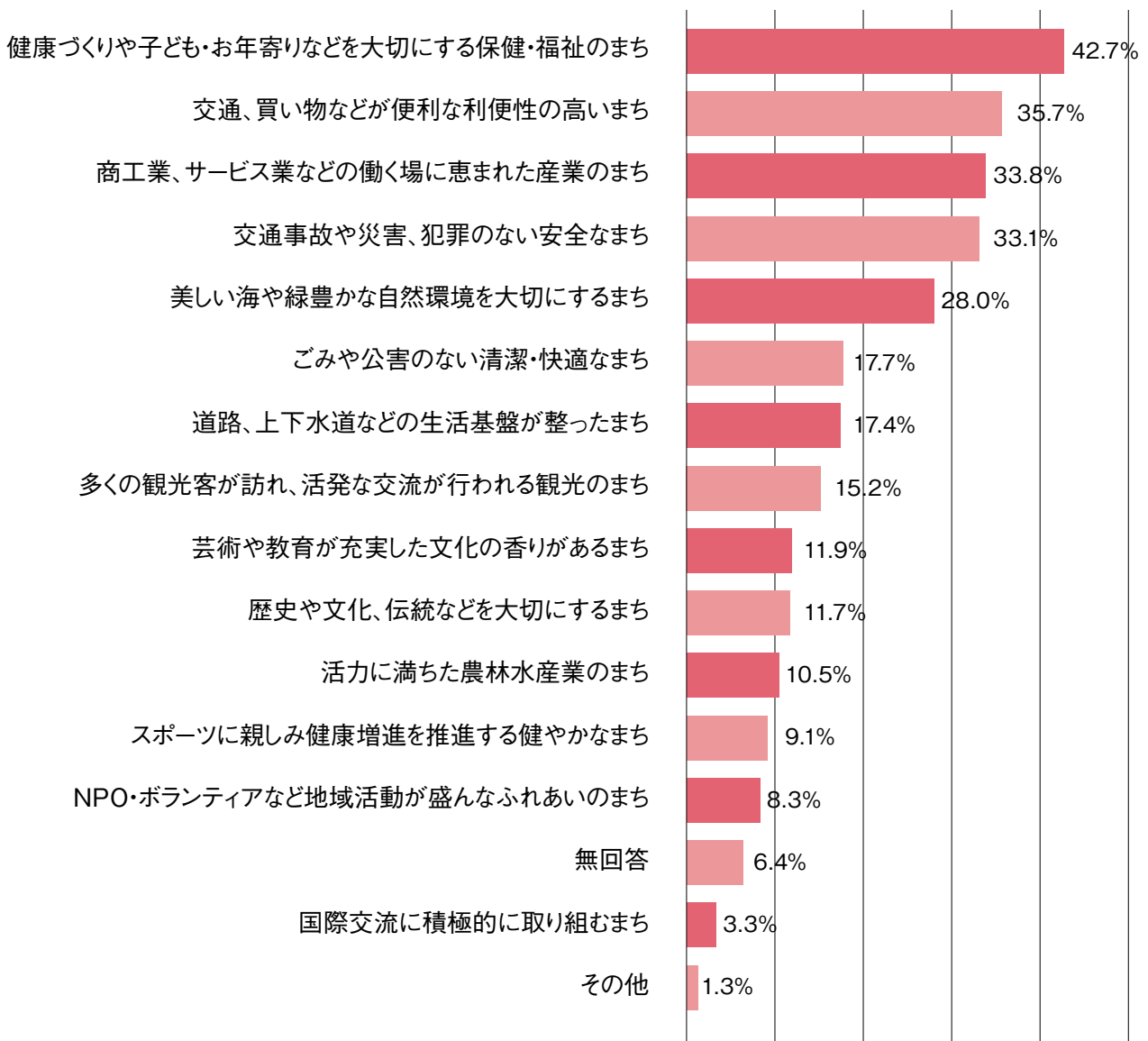
※上図は横軸に重要度を、縦軸に満足度をとり、評価項目を座標軸の中に分布させたものです。平成26年度実施の市民満足度調査における各政策に対する満足度・重要度の設問について、「満足」:2点、「やや満足」:1点、「どちらとも言えない」:0点、「やや不満」:-1点、「不満」:-2点、「不明」:除外とし、平均値を算出し、その数値を偏差値化しています。



## 【大村市の将来像】

大村市の将来像を尋ねた結果、「健康づくりや子ども・お年寄りなどを大切にする保健・福祉のまち」、「交通、買い物などが便利な利便性の高いまち」、「商工業、サービス業などの働く場に恵まれた産業のまち」が上位を占めています。

### [ 大村市の将来像 ]



(複数回答)

## 2 市民会議による提案

本計画策定に当たり、今後のまちづくりについて具体的な提案をいただくために、「市民会議」を設置しました。

「市民会議」は、市内に在住、在勤又は在学の19名で構成し、平成26年11月から平成27年2月までに計6回の会議を開催しました。

会議において、「安心の暮らしと人づくり」、「まちの魅力づくり」、「安全快適なまちづくり」の3つのテーマからなる提案がなされました。

### 市民会議からの提案骨子

#### 安心の暮らしと人づくり

- みんなが仲良く  
助け合えるまちづくり
- 高齢者・障がい者が  
暮らしやすいまちづくり
- 安心して育児ができるまちづくり
- たくさんの人が集まるまちづくり
- 安心して健康に暮らせる  
まちづくり

#### まちの魅力づくり

- “大村らしさ”を活かしたまちづくり
- 市民がつくる観光のまちづくり
- 多様な世代の集う  
商店街があるまちづくり
- 若者が仕事にやりがいを感じる  
まちづくり
- 景観を活かしたまちづくり

#### 安全快適なまちづくり

- 災害に強く犯罪の少ない  
まちづくり
- 景観と安全が調和した  
まちづくり
- 交通の利便性が向上した  
まちづくり







### 3 各種団体へのヒアリング結果

市内の各種団体に対し、本市のまちづくりの課題や今後の取組の方向性などについてヒアリングを行い、「子育て支援」や「産業振興」、「地域コミュニティの活性化」など様々な意見をいただきました。

#### 各種団体からの主なご意見

- 地域全体での子育て支援体制の強化
- 福祉関係の人材確保と障がい者の支援体制づくり
- 農業後継者の育成、農地の整備・集約化等に向けた農業振興策
- 中小企業や商店街への支援や立地の適正化
- 多様な社会活動に参加している各種団体への支援
- 地域コミュニティの維持や活性化のための支援
- 定住化促進のための雇用、住居、結婚等への支援

(4) まちづくりのための主な課題

社会の動向や大村市の現状、さらには、まちづくりに対する市民のニーズなどを集約し、子育てや教育などの「人」、健康や福祉などの「暮らし」、防災や防犯などの「安全・安心」、経済や雇用などの「産業」、道路、交通、住環境などの「都市」、まちづくりの実現を担う「行財政・市民協働」という6つの分野で課題を整理しました。

[ まちづくりの主な課題 ]









# 基本構想

2016～2025

第5次  
大村市  
総合計画  
2016～2025



第1章	大村市の将来像	16
第2章	基本目標	17
第3章	人口推計	18
第4章	都市構造の考え方	19
第5章	政策の大綱	20

# 第Ⅱ編 基本構想

## 第1章

## 大村市の将来像

社会の動向や大村市の現状、まちづくりに対する市民のニーズ等を総合的に勘案し、大村市の将来像を次のとおり定めます。

～行きたい、働きたい、住みたい～

# しあわせ 実感都市



# 大村

“しあわせ”の感じ方は人それぞれですが、ご自身やご家族の健康、趣味や生きがい、子どもたちの健やかな成長、家族の絆など「日常生活の様々な場面で、誰もがしあわせを実感できるまち」、これが大村市が目指すまちの姿です。

市民の皆様とともに、しあわせを実感できるまちづくりを進め、“行きたい”、“働きたい”、“住みたい”と思える魅力的なまちを目指します。

住みたい



働きたい



# 魅力的なまち

行きたい





## 第2章

# 基本目標

本市の将来像である『～行きたい、働きたい、住み続けたい～ しあわせ実感都市 大村』を実現するため、「まちづくりの基本目標」と行財政の指針となる「都市経営の基本目標」を定めます。

## まちづくりの基本目標

### 1

基本目標

#### 人を育むまち

出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援や、人間性を重視した学校教育に取り組みます。また、いくつになっても楽しく生きがいを持って学ぶことができる、生涯学習の環境づくりを進めます。さらに、グローバル社会を踏まえ多様な交流、本市が誇る歴史・文化の活用や継承など、人を育むまちづくりに努めます。

### 2

基本目標

#### 健康でいきいきと暮らせるまち

身体と心の健康づくりや医療体制の充実のほか、子どもから高齢者まで、幅広い世代がスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めます。また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、医療・福祉・介護制度の適正な運営等を図ります。

### 3

基本目標

#### 安全・安心なまち

風水害や地震をはじめとする自然災害などから、尊い生命と貴重な財産を守るため、ハード・ソフト両面での防災対策や消防・救急体制の充実に努めます。また、身近な暮らしの安全・安心を確保するため、交通事故や消費者トラブル、犯罪の防止などに努めます。

### 4

基本目標

#### 活力に満ちた産業のまち

雇用創出や所得向上を図るため、農林水産業や商工業などの地場産業の競争力強化に向けた取組を支援するとともに、歴史や自然等を活かし国内外の観光客の誘致を強化します。また、高速・広域交通の要衝という立地条件や恵まれた自然環境等を活かし、企業誘致や創業支援などに取り組みます。

### 5

基本目標

#### 機能的で環境と調和したまち

九州新幹線西九州ルートの開業を控え、今まさに都市の機能や環境を整備する重要な時期を迎えています。このため、中心市街地や新幹線新大村駅（仮称）周辺などの都市拠点の形成や、拠点をつなぐ公共交通のネットワーク化を進めます。また、住環境、道路・橋梁、上下水道、公園、河川などの都市環境の整備と長寿命化について、ユニバーサルデザインに配慮して取り組みます。さらに、豊かな自然環境の保全や循環型社会の形成に努めます。

## 都市経営の基本目標

### 6

基本目標

#### 持続可能な行財政運営と市民協働の推進

少子高齢化の進行など社会構造の変化や、多様化・高度化する市民ニーズへ柔軟に対応するため、これまで以上に行財政運営の効率化を図り、持続可能な運営に努めます。また、町内会などの地域コミュニティの活性化を図るとともに、多様な市民活動を活かした協働のまちづくりや、お互いを尊重し、誰もが活躍できる社会づくりを進めます。

新工業団地の分譲、九州新幹線西九州ルートの開業などにより、平成37年度に人口10万人と推計

本計画の目標年度である平成37年度における本市の人口については、これまでの取組に加え、新工業団地の分譲開始、九州新幹線西九州ルートの開業などにより、今後も更に人口が増加することが予測されることから、10万人になるものと推計します。

また、世帯数については核家族化の進行、単身世帯の増加などを背景に、4万世帯になるものと推計します。

年齢階層別人口については、0～19歳は21,800人（対総人口比21.8%、以下同様）となり、20～74歳は65,000人（65.0%）、75歳以上は、13,200人（13.2%）になるものと推計します。

	平成22年度 (2010年)	平成27年度 (2015年)	平成32年度 (2020年)	平成37年度 (2025年)
総人口	90,517人	92,950人	97,000人	100,000人
0～19歳	20,340人 (22.5%)	20,751人 (22.3%)	21,100人 (21.8%)	21,800人 (21.8%)
20～74歳	60,773人 (67.1%)	62,051人 (66.8%)	64,100人 (66.0%)	65,000人 (65.0%)
75歳以上	9,404人 (10.4%)	10,148人 (10.9%)	11,800人 (12.2%)	13,200人 (13.2%)
世帯数	34,044世帯	35,750世帯	38,200世帯	40,300世帯
一世帯当たり人数	2.66人	2.60人	2.54人	2.48人

- ・平成27年度の総人口等は、平成22年度の国勢調査から平成26年10月1日時点の推計人口の伸び率により推計。
- ・平成37年度の人口は、平成22年度－平成27年度－平成32年度でコーホート法により、上記条件等を加味して推計。



## 第4章

# 都市構造の考え方

## コンパクトで機能的な都市づくりを推進

本市は、少子高齢化の進行や将来的な人口減少に対応するため、コンパクトで機能的な都市づくりを計画的に進める必要があります。このため、国道34号と国道444号を「都市軸」として、大村駅周辺や新幹線新大村駅（仮称）周辺などを都市拠点とした都市構造を目指し、地域の特性を活かした計画的な土地利用と都市環境の整備を進めます。

### 都市ゾーン

都市活動、都市生活の中心となるゾーン。コンパクトな市街地の形成を図り、にぎわいとゆとりのある市街地環境を創出する役割を担います。

長崎空港

### 海辺ゾーン

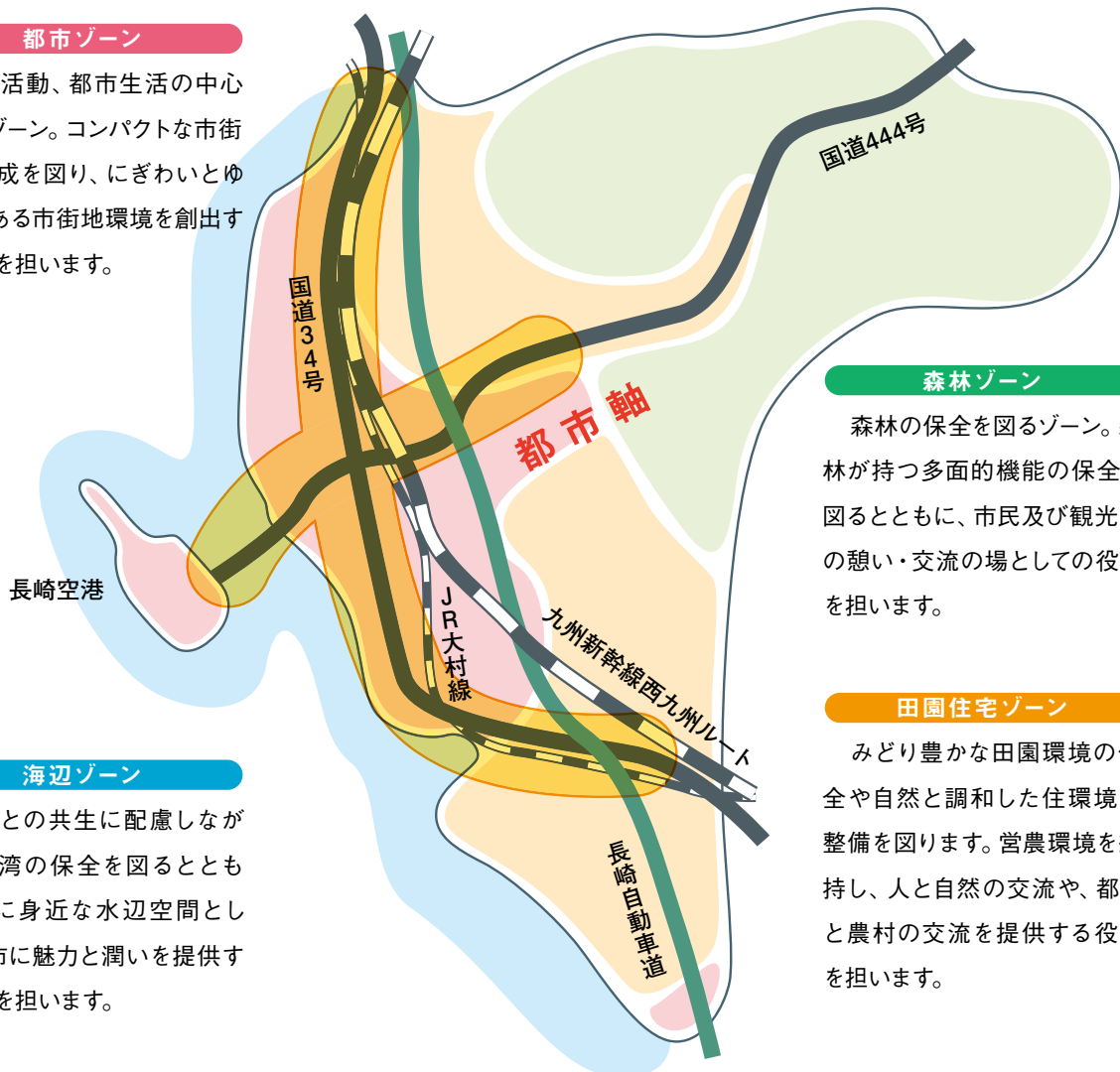
自然との共生に配慮しながら大村湾の保全を図るとともに、人に身近な水辺空間として、都市に魅力と潤いを提供する役割を担います。

### 森林ゾーン

森林の保全を図るゾーン。森林が持つ多面的機能の保全を図るとともに、市民及び観光客の憩い・交流の場としての役割を担います。

### 田園住宅ゾーン

みどり豊かな田園環境の保全や自然と調和した住環境の整備を図ります。営農環境を維持し、人と自然の交流や、都市と農村の交流を提供する役割を担います。





### 第5章

## 政策の大綱

### 基本目標1 人を育むまち

#### 政策1-1 子育てしやすいまちづくり

出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援を行い、安心して子育てできる環境づくりを推進します。また、行政、家庭、職場、地域が連携して、きめ細かな子育て支援策を展開し、子育てしやすいまちを目指します。

#### 施策体系

- ① 出会いと結婚の支援
- ② 親と子の健康増進
- ③ 子育てを支える環境の充実
- ④ 子育てと仕事の両立

#### 政策1-2 豊かな学力と生きる力を育む教育の充実

家庭、学校、地域が連携して、豊かな学力と確かな育ちを保障する、安全で充実した教育環境の創出に努めます。また、社会を生き抜く力やグローバルな人材の育成など、社会情勢を踏まえた教育に取り組みます。

#### 施策体系

- ① 幼児教育の充実
- ② 小・中学校教育の充実
- ③ 教育環境の充実

#### 政策1-3 文化の振興と生涯学習の充実

本経寺や旧円融寺庭園、郡三踊など本市が誇る貴重な歴史的文化財を活かすとともに、芸術・文化活動を支援するなど、特色のあるまちづくりや、郷土愛の醸成に努めます。また、県立・大村市立一体型図書館（仮称）や大村市歴史資料館（仮称）、公民館等を拠点とした生涯学習の充実や青少年の健全育成に努めます。

#### 施策体系

- ① 文化財の保護・活用・継承
- ② 芸術・文化の振興
- ③ 生涯学習の充実
- ④ 青少年の健全育成
- ⑤ 図書館の充実と整備

#### 政策1-4 国際・地域間交流の推進

先人が築いた交流の歴史や高速・広域交通の要衝としての強みを活かし、姉妹都市や友好都市をはじめ、国内外の都市との交流を推進します。

#### 施策体系

- ① 国際交流の推進
- ② 地域間交流の推進



## 基本目標2 健康でいきいきと暮らせるまち

### 政策2-1 健康づくりの推進と医療体制の充実

各種健診の実施、食生活や運動習慣の改善など、市民の健康に対する意識を高め、健康づくりを推進するとともに、多様なスポーツの普及啓発等を図り、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりに努めます。また、市内医療機関の連携や市民病院の機能充実を図り、安心して受診できる医療体制の充実に努めます。

#### 施策体系

- ①健康づくりの推進
- ②スポーツの振興
- ③医療体制の充実

### 政策2-2 高齢者が暮らしやすいまちづくり

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、生きがいや誇りを実感しながら、健康で安心して生活できるよう、医療や介護・看護、支え合い活動など、包括的な連携によるまちづくりを推進します。

#### 施策体系

- ①地域包括ケアシステムの推進体制の確立
- ②高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進
- ③高齢者を地域で支える体制の整備

### 政策2-3 障がい者が暮らしやすいまちづくり

障がい者が住み慣れた地域で、安心して社会生活を営むことができるよう、相談体制の充実や障害福祉サービス等の提供、就労支援、障がい児支援の充実を図ります。また、生活しやすい環境づくりや支え合う体制づくりを推進することで、障がい者の社会参加を促進します。

#### 施策体系

- ①障がい者の自立支援の充実
- ②障がい者の社会参加の促進

### 政策2-4 暮らしのセーフティネットの充実

低所得者が安定した生活を送るための適切な支援や助言を行うとともに、生活保護の適正な実施に努めます。また、国の動向を踏まえ、国民健康保険など各種社会保険制度の安定的な運営に努めます。

#### 施策体系

- ①低所得者の生活支援
- ②社会保険制度の安定的運営

### 基本目標3 安全・安心なまち

#### 政策3-1 災害に強いまちづくり

災害危険箇所などの計画的な整備のほか、自主防災組織の結成・育成や災害情報発信機能の充実など、防災対策の強化に努めます。また、様々な危機から市民を守るための総合的な危機管理を推進します。

#### 施策体系

- ①防災対策の推進
- ②総合的な危機管理の推進

#### 政策3-2 消防・救急体制の充実

火災や自然災害などから市民の生命と財産を守る消防体制の充実を図るとともに、緊急時に迅速かつ的確に対応できる救急救命・救助体制の充実に努めます。

#### 施策体系

- ①消防・救急体制の充実

#### 政策3-3 交通安全と消費者保護の推進

交通事故を防ぐため、交通安全の啓発活動や交通安全施設の計画的な整備に努めます。また、複雑・多様化する消費者トラブルなどを防ぐため、情報発信や相談体制の強化に努めます。

#### 施策体系

- ①交通安全の推進
- ②消費者保護の推進

#### 政策3-4 犯罪のないまちづくり

身近な生活の不安を感じることなく、市民が安心して暮らせるよう、防犯体制の強化や空き家の総合的な対策に取り組みます。

#### 施策体系

- ①犯罪のないまちづくり



## 基本目標4 活力に満ちた産業のまち

### 政策4-1 魅力ある農林水産業の振興

農業の生産性の向上や生産基盤の保全・有効活用をはじめ、6次産業化、ブランド化、販路拡大など、競争力と販売面の強化に加え、多様な担い手の育成・確保に向けた取組を行います。また、地産地消を推進し、地元農林水産物の普及に努めます。

#### 施策体系

- ① 農業の生産性の向上と販路拡大
- ② 農業の担い手の育成
- ③ 農地の保全と有効活用
- ④ 畜産業の振興
- ⑤ 林業の振興
- ⑥ 水産業の振興

### 政策4-2 活力ある商工業の振興

商店街の魅力向上など、にぎわいづくりを進めるとともに、図書館等の整備を踏まえ、更なる中心商店街の活性化に取り組みます。また、地域経済の活性化を図るため、中小企業の経営基盤の強化や新製品の開発、販路拡大を促進するとともに、多様化する市場ニーズなどを踏まえた創業支援に努めます。

#### 施策体系

- ① 商店街の振興
- ② 商工業経営基盤の強化と創業支援

### 政策4-3 企業誘致の推進と新たな雇用の創出

新たな雇用を創出するため、新工業団地など受入基盤の整備を推進するとともに、積極的な企業誘致に取り組みます。また、若者や高齢者の就業支援に取り組みます。

#### 施策体系

- ① 企業誘致活動の強化と基盤整備
- ② 若者や高齢者の就業支援

### 政策4-4 歴史や自然を活かした観光のまちづくり

各種情報媒体を活用したプロモーション活動の強化を図りながら、豊かな自然や歴史、文化など地域資源を活かし、観光地の魅力向上や整備を行うことで観光振興に努めます。また、外国人を含めた観光客の受入体制の整備に努めます。

#### 施策体系

- ① 観光交流のまちづくり
- ② 観光客受入体制の整備

### 基本目標5 機能的で環境と調和したまち

#### 政策5-1 コンパクトで暮らしやすいまちづくり

都市機能の集約を図り、多様な交流とにぎわいを創出する都市拠点の形成に向けたまちづくりを推進します。また、九州新幹線西九州ルートの開業を踏まえ、新幹線新大村駅（仮称）周辺、車両基地周辺の一体的な整備に取り組みます。

#### 施策体系

- ①計画的な土地利用と都市拠点機能の充実
- ②新幹線を活かしたまちづくり

#### 政策5-2 道路網の整備と公共交通の利便性の向上

市民生活や経済活動の基盤となる、道路網の計画的な整備に努めます。また、公共交通については、長崎空港の機能強化やJR大村線の利便性向上、バス路線の再編などに向けた取組を関係機関と一体となって推進します。

#### 施策体系

- ①道路網の整備
- ②利便性の高い公共交通の確立

#### 政策5-3 快適で暮らしやすい都市環境の整備

良好な住宅市街地の形成や、公園、河川、上下水道など、都市環境の計画的な整備と維持管理、長寿命化に努めます。また、良好な景観形成など、魅力的で潤いのあるまちづくりを進めます。

#### 施策体系

- ①住環境の整備
- ②景観の保全
- ③公園・河川の整備
- ④上下水道の整備

#### 政策5-4 環境にやさしいまちづくり

市民・事業者・行政が一体となった地球温暖化防止対策や、環境保全意識の醸成などに取り組むとともに、大村湾や多良山系などの豊かな自然環境の保全、公害など環境汚染の対策に努めます。また、ごみの減量化を推進するとともに、家庭や事業所から発生する廃棄物の分別徹底や、適正処理の促進に取り組みます。

#### 施策体系

- ①環境保全の推進
- ②環境汚染対策の推進
- ③ごみの減量化と適正処理の推進





## 基本目標6 持続可能な行財政運営と市民協働の推進

### 政策6-1 効率的で開かれた行政運営の推進

行政改革やICTの活用などを進めながら、効率的で効果的な行政運営に努めます。また、職員の能力と意欲の向上や、組織体制の強化に取り組むほか、広報・広聴の充実に努めます。

#### 施策体系

- ① 効率的な行政運営の推進
- ② 開かれた市政の推進と個人情報の保護
- ③ 組織体制の強化

### 政策6-2 健全な財政運営の推進

事業の重点化や経費削減等による歳出抑制に取り組むなど、効率的な財政運営に努めます。また、自主財源の確保と財産の適正な管理に努めます。さらに、モーターボート競走事業など公営企業についても、効率的な運営に努めます。

#### 施策体系

- ① 健全な財政運営の推進

### 政策6-3 地域コミュニティの活性化とみんなで取り組むまちづくり

地域活動の基盤となる町内会など地域コミュニティの活性化の支援に努めます。また、ボランティアやNPOなどの市民活動を支援するとともに、市民と行政が協働して取り組むまちづくりを推進します。

#### 施策体系

- ① 地域コミュニティの活性化
- ② 市民活動の支援と協働の推進

### 政策6-4 お互いを尊重し、誰もが活躍できる社会づくり

性別や年代を問わず、個性が輝き、活躍できる社会を実現するため、人権に関する教育と相談体制の充実に努めます。また、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成に取り組みます。

#### 施策体系

- ① 人権に関する教育と相談体制の充実
- ② 男女共同参画の推進



# 基本計画

2016～2020

第5次  
大村市  
総合計画  
2016～2025



政策体系	28
第1章 重点プロジェクト	30
第2章 分野別まちづくり計画	34
《基本目標1》人を育むまち	34
《基本目標2》健康でいきいきと暮らせるまち	58
《基本目標3》安全・安心なまち	80
《基本目標4》活力に満ちた産業のまち	96
《基本目標5》機能的で環境と調和したまち	118
《基本目標6》持続可能な行財政運営と市民協働の推進	140

# 【政策体系】

## 基本構想

将来像

基本目標

政策

重点プロジェクト

「行きたい、働きたい、住み続けたい」

「しあわせ実感都市大村」

「行きたい、働きたい、住み続けたいまちプロジェクト」

### まちづくり編

<b>基本目標1</b> 人を育むまち	政策1-1	子育てしやすいまちづくり
	政策1-2	豊かな学力と生きる力を育む教育の充実
	政策1-3	文化の振興と生涯学習の充実
	政策1-4	国際・地域間交流の推進
<b>基本目標2</b> 健康でいきいきと暮らせるまち	政策2-1	健康づくりの推進と医療体制の充実
	政策2-2	高齢者が暮らしやすいまちづくり
	政策2-3	障がい者が暮らしやすいまちづくり
	政策2-4	暮らしのセーフティネットの充実
<b>基本目標3</b> 安全・安心なまち	政策3-1	災害に強いまちづくり
	政策3-2	消防・救急体制の充実
	政策3-3	交通安全と消費者保護の推進
	政策3-4	犯罪のないまちづくり
<b>基本目標4</b> 活気に満ちた産業のまち	政策4-1	魅力ある農林水産業の振興
	政策4-2	活力ある商工業の振興
	政策4-3	企業誘致の推進と新たな雇用の創出
	政策4-4	歴史や自然を活かした観光のまちづくり
<b>基本目標5</b> 機能的で環境と調和したまち	政策5-1	コンパクトで暮らしやすいまちづくり
	政策5-2	道路網の整備と公共交通の利便性の向上
	政策5-3	快適で暮らしやすい都市環境の整備
	政策5-4	環境にやさしいまちづくり

### 都市経営編

<b>基本目標6</b> 持続可能な 行財政運営と 市民協働の推進	政策6-1	効率的で開かれた行政運営の推進
	政策6-2	健全な財政運営の推進
	政策6-3	地域コミュニティの活性化とみんなで取り組むまちづくり
	政策6-4	お互いを尊重し、誰もが活躍できる社会づくり



# 基本計画

## 施策

施策1 出会いと結婚の支援 施策2 親と子の健康増進 施策3 子育てを支える環境の充実 施策4 子育てと仕事の両立

施策1 幼児教育の充実 施策2 小・中学校教育の充実 施策3 教育環境の充実

施策1 文化財の保護・活用・継承 施策2 芸術・文化の振興 施策3 生涯学習の充実 施策4 青少年の健全育成 施策5 図書館の充実と整備

施策1 国際交流の推進 施策2 地域間交流の推進

施策1 健康づくりの推進 施策2 スポーツの振興 施策3 医療体制の充実

施策1 地域包括ケアシステムの推進体制の確立 施策2 高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進 施策3 高齢者を地域で支える体制の整備

施策1 障がい者の自立支援の充実 施策2 障がい者の社会参加の促進

施策1 低所得者の生活支援 施策2 社会保険制度の安定的運営

施策1 防災対策の推進 施策2 総合的な危機管理の推進

施策1 消防・救急体制の充実

施策1 交通安全の推進 施策2 消費者保護の推進

施策1 犯罪のないまちづくり

施策1 農業の生産性の向上と販路拡大 施策2 農業の担い手の育成 施策3 農地の保全と有効活用 施策4 畜産業の振興 施策5 林業の振興 施策6 水産業の振興

施策1 商店街の振興 施策2 商工業経営基盤の強化と創業支援

施策1 企業誘致活動の強化と基盤整備 施策2 若者や高齢者の就業支援

施策1 観光交流のまちづくり 施策2 観光客受入体制の整備

施策1 計画的な土地利用と都市拠点機能の充実 施策2 新幹線を活かしたまちづくり

施策1 道路網の整備 施策2 利便性の高い公共交通の確立

施策1 住環境の整備 施策2 景観の保全 施策3 公園・河川の整備 施策4 上下水道の整備

施策1 環境保全の推進 施策2 環境汚染対策の推進 施策3 ごみの減量化と適正処理の推進

施策1 効率的な行政運営の推進 施策2 開かれた市政の推進と個人情報の保護 施策3 組織体制の強化

施策1 健全な財政運営の推進

施策1 地域コミュニティの活性化 施策2 市民活動の支援と協働の推進

施策1 人権に関する教育と相談体制の充実 施策2 男女共同参画の推進



# 第1章 重点プロジェクト

～行きたい、働きたい、住みたいまち プロジェクト～

## 1 重点プロジェクトの位置付け

重点プロジェクトは、6つの基本目標の枠組みを超えて重点的に取り組むものであり、分野横断的な取組により効果的な政策展開を図ることを目的としています。

本基本計画における重点プロジェクトは「行きたい、働きたい、住みたいまち プロジェクト」として、「行きたいまち」、「働きたいまち」、「住みたいまち」の3つのテーマで構成しています。これらは、本市の魅力を内外に発信し、“地域ブランド力”を高める重要な取組であることから、戦略的なシティプロモーションと連動しながら、重点的な展開を図ります。

### 住みたいまち

(子育て、都市環境、安全・安心)



### 働きたいまち

(仕事づくり)



行きたい、  
働きたい、  
住みたい  
まちプロジェクト

### 行きたいまち

(観光、移住)



# 行きたいまち

本市の特色ある観光資源や、空港・高速道路、整備が進む新幹線など、高速・広域交通の要衝の地としての優位性を最大限に活かし、国内外から新しい人の流れを創ります。また、大村湾流域市町と連携し、それぞれの地域の特徴や利点を活かした、ヒト・モノ・コトの交流の拡大に取り組みます。

## 魅力ある観光地づくりによる 国内外との交流人口の拡大

### ■ 観光地の魅力向上

- 歴史や自然等を活かした滞在型観光の推進
- グリーン・ツーリズムの推進
- 観光イベントの充実
- コンベンション誘致の強化

### ■ 受入環境の整備

- 観光基盤の整備
- 情報発信・プロモーション活動の強化
- 観光推進体制の充実と人材の育成

## まちの魅力の向上と 移住・定住の促進

### ■ 市外からの移住・定住促進

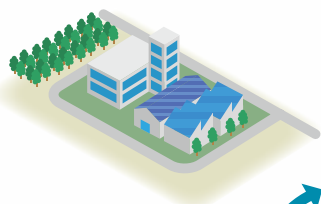
- 安心して妊娠・出産ができる環境づくり
- 子育て環境の充実
- 教育環境の充実
- 新工業団地の整備、企業誘致
- コンパクトシティの推進
- 地域コミュニティ機能の再生



魅力ある観光地づくりや、まちの魅力向上による  
交流人口の拡大や移住・定住の促進

# 働きたいまち

誰もが自らの仕事に生きがいを感じ、新たな目標に挑戦できるような仕事をつくり育てるとともに、企業誘致などに取り組み、雇用を確保します。また、マーケティングなどを踏まえたブランド化などの取組を推進し、就業者の所得向上を図ります。



## ■ 地場産業の振興・人材育成

- 中小企業の経営基盤の強化
- 地元特産品の開発と販路拡大
- (仮称) 大村市産業支援センターの設置

## ■ 新工業団地の整備、企業誘致

- 新工業団地の整備
- 企業誘致活動の強化

## ■ 多様な世代の就業支援

- 若者の就業支援
- 高齢者の就業支援

## 地場産業の振興や創業支援、 企業誘致などによる雇用の場の創出

### ■ 農業の担い手の育成・確保

- 新規就農者や認定農業者などの確保・育成
- 集落営農の推進



### ■ 付加価値が高い 商品づくりによる 所得の向上

- 6次産業化の推進
- 優良畜産物の安定生産
- 漁業経営基盤の強化



### ■ 販路拡大・消費拡大の取組

- 地産地消の推進
- 農産物のブランド化と販路拡大
- 都市交流型農業の推進

## 担い手の育成・確保と、魅力ある商品開発や 販路・消費拡大による所得向上

# 住み続けたいまち

出会いから結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現できるよう、切れ目のない支援に取り組めます。また、世界の未来を担う子どもたちを育てる教育環境の充実を図ります。

九州新幹線西九州ルートの開業を踏まえた居住と都市機能の適正な立地や、公共交通ネットワークの再編に取り組めます。また、地域コミュニティ機能の再生や、地域包括ケアシステムを推進し、地域住民が安全・安心で活き活きと暮らせるまちづくりに取り組めます。

## 出会いから結婚・妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援と教育環境の整備

出会いから結婚、安心して妊娠・出産できるまちづくり

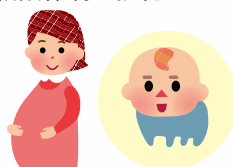
### ■ 出会いの場の創出等による婚活支援

- 結婚相談窓口の設置
- 出会いの場の創出



### ■ 安心して妊娠・出産ができる環境づくり

- 親と子の健康づくり
- 子どもの発達支援
- 子育てに関する情報発信と相談体制の強化



子育てと仕事の両立や、地域で子育てを支える環境づくり

子どもたちが夢を持ち、力強く生き抜く力を育む教育環境づくり

### ■ 子育て環境の充実

- 多様な保育サービスの提供
- 放課後児童の居場所づくり
- 地域における子育て力の向上



### ■ 教育環境の充実

- 生きる力を育む学校教育の推進
- 郷土教育の充実
- 児童生徒の心のケア体制の充実

## 誰もが安全・安心で、快適に暮らせるまちづくり

快適で住みやすいまちづくり

### ■ コンパクトシティの推進

- コンパクトで機能的なまちづくり
- バス路線の再編
- 新幹線を活かしたまちづくり
- 長崎空港の利便性向上及び機能強化



### ■ にぎわいの創出

- 県立・大村市立一体型図書館（仮称）の整備

### ■ 高等教育機関の誘致・連携

- 高等教育の充実や大学等の誘致



誰もが安全・安心に暮らすことができる地域づくり

### ■ 地域コミュニティ機能の再生

- 地域コミュニティの活性化
- 地域防災体制の充実

### ■ 高齢者が活き活きと暮らせるまちづくり

- 地域包括ケアシステムの推進体制の確立
- 高齢者の生きがいがいづくりと社会参加の促進
- みんなで取り組む健康づくり



## 第2章 分野別まちづくり計画

### 基本目標 1

# 人を育むまち

政策 1-1 子育てしやすいまちづくり

政策 1-2 豊かな学力と生きる力を育む教育の充実

政策 1-3 文化の振興と生涯学習の充実

政策 1-4 国際・地域間交流の推進





施策1 出会いと結婚の支援

施策3 子育てを支える環境の充実

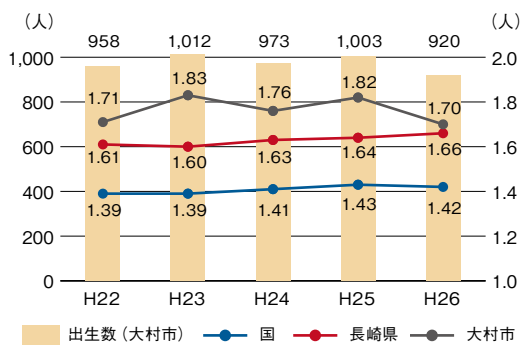
施策2 親と子の健康増進

施策4 子育てと仕事の両立

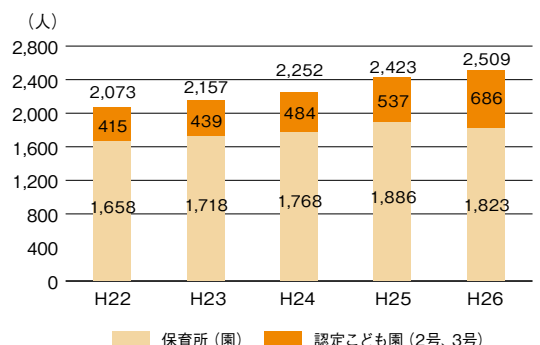
本市の現状・課題

- 本市の年間出生数は、この5年間、概ね1,000人程度で推移しています。また、平成26年度の合計特殊出生率<sup>※1</sup>は、国の1.42、長崎県の1.66に対し、本市は1.70と比較的高い水準にあります。しかし、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今後、子どもの数は減少することが見込まれており、安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる環境づくりが求められています。
- 親子の健康増進のため、様々な心身の健康づくりや乳幼児に対する全戸訪問など、子どもの発達状態に応じた育児の支援に取り組んでいます。また、児童虐待防止などに対する取組の強化も求められています。
- 安心して子育てができるように、相談窓口の設置や情報の提供、経済的支援の更なる充実が求められています。また、子育てボランティアの育成や子育てサークルの活動促進など、地域における子育て支援の充実に取り組む必要があります。
- 保護者の就労形態や通勤圏の広域化などの変化に応じ、保育所（園）・認定こども園等の教育・保育施設において、多様な保育サービスを実施しています。今後もワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発など、仕事と子育てを両立できる環境の更なる充実に努める必要があります。

(1) 出生数と出生率



(2) 保育所(園)園児数



※1 合計特殊出生率：一人の女性が一生のうちに生む子どもの平均数。



# 施策の体系

## 政策1-1 子育てしやすいまちづくり

### 施策1 出会いと結婚の支援

- 1 結婚相談窓口の設置
- 2 出会いの場の創出
- 3 結婚に向けた意識の醸成

### 施策2 親と子の健康増進

- 1 親と子の健康づくり
- 2 子どもの発達支援
- 3 保護を必要とする児童等への支援

### 施策3 子育てを支える環境の充実

- 1 子育てに関する情報発信と相談体制の強化
- 2 地域における子育て力の向上
- 3 子育てに関する経済的支援
- 4 子どもの安全の確保

### 施策4 子育てと仕事の両立

- 1 多様な保育サービスの提供
- 2 放課後児童の居場所づくり
- 3 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発

# 出会いと結婚の支援

## 施策の方針・指標

結婚相談窓口の設置や出会いの場の創出など、出会いや結婚の支援を進めるとともに、若い世代に対し、結婚に向けた意識の醸成に取り組めます。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
結婚相談窓口での延べ相談件数(件/年)	—(H26年)	30(H32年)

## 施策の概要

### 1 結婚相談窓口の設置

結婚相談窓口を設置し、相談業務を行うとともに、窓口などにおける会員登録を進め、各種情報媒体を活用した積極的な情報発信を行います。

### 2 出会いの場の創出

結婚を希望する人に出会いの場を提供するため、婚活イベントの開催など、県や民間団体などと連携した支援に取り組めます。

### 3 結婚に向けた意識の醸成

これから結婚を考える若い世代に対し、結婚に向けた意識を醸成するため、国や県などと連携し、結婚に関するセミナーの開催やキャンペーンの実施など、様々な取組を進めます。

## 施策2 親と子の健康増進

### 施策の方針・指標

健康診査や健康相談など、親と子の健康づくりへの取組をはじめ、子どもの発達に応じた支援、児童虐待防止などを進めます。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
妊婦健診の受診率(%)	86.7(H26年)	95.0(H32年)
予防接種の実施率(%)	73.5(H26年)	93.5(H32年)
幼児健康診査の受診率(%)	95.0(H26年)	98.0(H32年)

### 施策の概要

#### 1 親と子の健康づくり

安心して妊娠・出産や子育てができるよう、妊婦や乳幼児を対象とした健康診査、母親の体調管理や乳幼児の順調な発育を促す乳幼児全戸訪問をはじめ、乳幼児健康相談、特定不妊治療等への支援、食育など、様々な健康づくりに取り組みます。

#### 2 子どもの発達支援

子どもの健やかな発達を支援するため、ことばや心の相談、未就学児の発達支援相談などを実施します。

また、障害児通所支援など障害児福祉サービスの提供を行うとともに、保育所(園)、幼稚園、認定こども園、小学校等との適切な情報共有に加えて、医療機関や療育支援機関などと連携した支援に取り組みます。

#### 3 保護を必要とする児童等への支援

子どもの安全と健やかな成長、健全な親子関係の形成を図るため、児童相談所など関係機関と連携しながら、児童虐待の発生予防、早期発見及び早期対応の体制づくりに取り組むとともに、保護が必要となった児童等については、児童養護施設等への受入を行います。

## 施策の方針・指標

子育てに関する情報発信や相談体制の強化に努めるほか、地域における子育て活動の支援や、子育て世帯への経済的支援などにより、子育てを支える環境の充実を図ります。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
子育て相談件数(件/年)	21,848(H26年)	23,000(H32年)
子育て支援サポート登録者数(人)	23(H26年)	50(H32年)

## 施策の概要

### 1 子育てに関する情報発信と相談体制の強化

広報紙や市公式ホームページなど各種広報媒体を活用し、子育てに関する情報の積極的な発信を行います。

また、子育て世帯の不安軽減を図るため、こどもセンターやこども未来館などにおける相談体制の強化に努めます。

### 2 地域における子育て力の向上

身近な地域で子育てをサポートできるよう、子育てボランティアの育成やNPO、子育てサークル等の活動促進を行うほか、親子の交流の場の提供や子ども会の活動支援など、より地域に密着した子育て支援に取り組みます。

### 3 子育てに関する経済的支援

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、出産一時金や第3子以降出産祝い金、児童手当などの支給を行うとともに、子ども医療費助成の充実に努めます。

また、ひとり親家庭の生活安定や自立促進のため、公共職業安定所などと連携した就労支援や資格取得のための支援を行います。

### 4 子どもの安全の確保

子どもを交通事故や犯罪、災害から守るため、歩道の整備や交通安全教育を進めるほか、地域のボランティアによる防犯パトロールや関係機関と連携した防犯・防災教育、さらにはインターネットに関する情報教育など、子どもの安全の確保に取り組みます。

# 子育てと仕事の両立

## 施策の方針・指標

多様な保育サービスの提供やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発などに努め、子育てと仕事の両立を支援します。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
保育所平均入所率(%)	113.5(H26年)	110.0(H32年)
病児保育施設を利用する児童数(人)	1,939(H26年)	3,600(H32年)
放課後児童クラブを利用する児童数(人)	1,378(H26年)	1,875(H32年)

## 施策の概要

### 1 多様な保育サービスの提供

子育てと仕事の両立を支援するため、保育所(園)や認定こども園などによる保育の受け皿を確保するとともに、延長保育や障がい児保育、病児・病後児保育など、子育て世帯のニーズを踏まえた多様な保育サービスを実施します。

また、増加傾向にある0~2歳児の保育需要へ対応するため、小規模保育施設の設置を促進するなど、保育環境の充実に努めます。

### 2 放課後児童の居場所づくり

放課後児童の安全で快適な居場所づくりのため、地域のニーズを踏まえ、受入施設の確保と保育の質の向上に努めます。

また、国の放課後子ども総合プランに沿って、放課後児童クラブ<sup>※1</sup>と放課後子ども教室<sup>※2</sup>の交流・連携を推進します。

### 3 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発

仕事と子育てなどの調和を目指すワーク・ライフ・バランスの実現に向け、事業所等への情報発信や各種講座等の開催など、意識の啓発を図ります。

※1 放課後児童クラブ: 放課後児童健全育成事業(保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業)を行う場所。

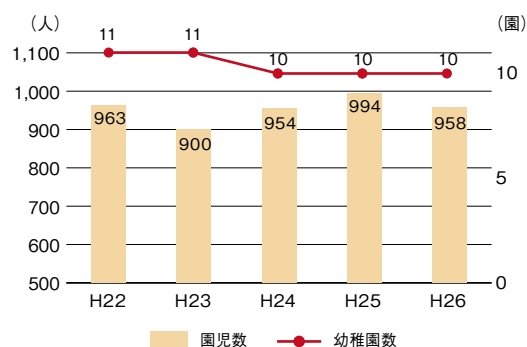
※2 放課後子ども教室: すべての児童を対象に、放課後及び週末の安全な居場所を与え、地域と協力して勉強・文化活動・交流活動等を推進する事業。



## 本市の現状・課題

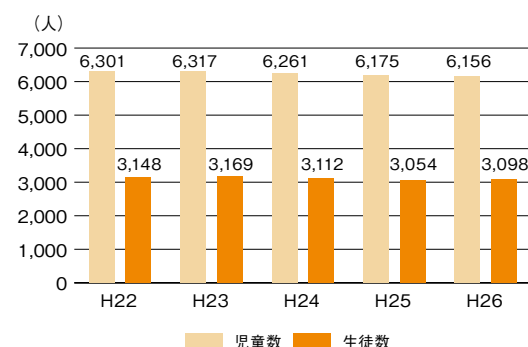
- 近年、幼児教育の重要性が再認識される中、国は、保護者の働き方などにかかわらず、幼児教育と保育を一体的に提供し、地域の子育て家庭に対する支援を行う認定こども園の普及を進めています。
- 本市では、障がい児等配慮を要する児童が増加しており、児童がより円滑に就学できるよう、障がい児等の支援や幼保小連携<sup>※1</sup>の取組をさらに強化していく必要があります。
- 本市の児童数及び生徒数は、この5年間、ほぼ横ばいの傾向が続いています。
- 小・中学校では、豊かな学力や生きる力を育む教育に加え、心の教育や心のケア、さらには健康教育の充実に努める必要があります。
- 小・中学校の校舎や体育館などは老朽化が進行しており、安全・安心な教育環境を確保するため、計画的な施設更新が必要です。また、中学校給食については、市民ニーズが高く、早期の実施が求められています。
- グローバルな人材の育成と教育環境の充実に向け、大学等の教育・研究機関の誘致に取り組む必要があります。

(1) 幼稚園数及び園児数



資料) 学校基本調査

(2) 児童数及び生徒数



資料) 学校基本調査

※1 幼保小連携：幼稚園や保育所等と小学校の連携。



# 施策の体系

## 政策1-2 豊かな学力と生きる力を育む教育の充実

### 施策1 幼児教育の充実

- 1 認定こども園設置の推進
- 2 発達や学びの連続性を踏まえた幼保小連携の強化
- 3 障がい児等特別な配慮を要する子どもへの支援

### 施策2 小・中学校教育の充実

- 1 生きる力を育む学校教育の推進
- 2 心の教育の推進
- 3 健康教育の推進
- 4 信頼される学校づくり

### 施策3 教育環境の充実

- 1 学校施設・設備の充実
- 2 学校給食の充実
- 3 児童生徒の心のケア体制の充実
- 4 高校教育の充実や大学等の誘致

## 施策1 幼児教育の充実

### 施策の方針・指標

認定こども園の設置や幼保小連携の強化、障がい児等の支援などに取り組み、子どもたちに質の高い幼児教育を行います。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
認定こども園数(園)	7(H26年)	11(H32年)

### 施策の概要

#### 1 認定こども園設置の推進

保護者の働き方など家庭の状況に関わらず、すべての子どもたちに幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、在宅子育て家庭に対する相談等の支援を行うため、地域の実情等を考慮し、引き続き認定こども園の設置を推進します。

#### 2 発達や学びの連続性を踏まえた幼保小連携の強化

幼稚園、保育所(園)、認定こども園及び小学校が、子どもの状況やそれぞれの教育目標、指導の内容などについて情報を適切に共有するなど、発達や学びの連続性を踏まえ、相互の連携を強化します。

#### 3 障がい児等特別な配慮を要する子どもへの支援

障がい児等特別な配慮を要する子どもにきめ細かに対応するため、特別支援教育コーディネーターや補助員の配置、個別の指導計画等の作成など、それぞれの子どもに配慮した支援体制の整備を推進します。

# 小・中学校教育の充実

## 施策の方針・指標

心の教育や健康教育の充実を図りながら、生きる力を育む学校教育を推進します。また、信頼される学校づくりを目指し、学校評価<sup>※1</sup>の充実や教育活動の広報に努めます。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
小・中学校の標準学力の検査結果(%) (市内平均値/全国平均値)	97.1 (H26年)	100 (H32年)
小学校の総合的な学習の時間に占める「ふるさと学習」の割合(%)	27.0 (H26年)	35.0 (H32年)
中学校の総合的な学習の時間に占める「ふるさと学習」の割合(%)	16.9 (H26年)	25.0 (H32年)
学校教育に対する保護者の満足度(%)	88 (H26年)	90 (H32年)

## 施策の概要

### 1 生きる力を育む学校教育の推進

時代のニーズに応じた豊かな学力と確かな育ちを保障し、生きる力を育むために、少人数指導、チームティーチング、ICT教育など、質の高い教育を実施します。

また、ALT(外国語指導助手)を活用するなど、グローバル人材の育成に向けた英語教育を推進します。

さらに、小・中学校教職員が連携を図り、学習指導や生徒指導を充実するとともに、小中連携教育や小中一貫教育の在り方について調査・研究を行います。

### 2 心の教育の推進

創造力豊かで思いやりのある心を持った児童生徒を育むため、学校が家庭や地域社会との連携を図りつつ、道徳教育や人権教育、郷土教育などを実施します。

### 3 健康教育の推進

体力の向上や心身の健康増進のため、体育科の学習を通じた児童生徒の基礎的な体力づくりや、運動能力の向上に努めます。

また、食に関する正しい知識と望ましい食習慣が身につくよう、食育を推進します。

### 4 信頼される学校づくり

小・中学校のホームページや学校だより等による教育活動の広報を強化するとともに、学校評価の充実を図り、特色のある学校づくりを目指します。

※1 学校評価:子どもたちがよりよい教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組。大村市では、各学校の職員が行う自己評価と、保護者や地域住民等で構成された評価委員会が、自己評価の結果について評価する学校関係者評価を実施している。

## 施策の方針・指標

学校施設の充実や中学校給食の完全実施に取り組むとともに、児童生徒の心のケア体制の充実を図ります。また、高校教育の充実や大学等誘致を推進します。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
中学校完全給食の実施校数(校)	—	6(H32年)
大学(研究室)等の誘致数(学部)	1(H26年)	2(H32年)

## 施策の概要

### 1 学校施設・設備の充実

児童生徒が安全で安心して学べる環境づくりを目指し、老朽化した学校施設やグラウンドの改修などを計画的に進めます。

また、効果的な授業が実践できるよう、ICT機器等を計画的に整備します。

### 2 学校給食の充実

小学校給食センターの適切な運営を行い、安全・安心でおいしい給食を提供するとともに、食育を推進します。

また、成長期にある中学生に栄養バランスのとれた給食を提供するため、中学校給食の早期完全実施を目指します。

### 3 児童生徒の心のケア体制の充実

児童生徒の悩みの解消や不登校、いじめへの対応を図るため、教育相談員やスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員の配置など、カウンセリング機能を充実させるとともに、関係機関と連携した、いじめ防止対策を強化します。

また、小・中学校の教職員が連携し、中1ギャップ<sup>※1</sup>の解消に努めます。

### 4 高校教育の充実や大学等の誘致

優秀な人材を育成するため、高校の教育内容や施設の充実、時代のニーズに対応した学科の新設などについて要望を行います。

また、企業や試験研究機関の集積、利便性の高い高速交通体系など、地域の特性を活かして、大学等の誘致を目指します。

※1 中1ギャップ：小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等の諸問題につながっていく事態。



## 政策1-3

## 文化の振興と生涯学習の充実

施策1 文化財の保護・活用・継承

施策3 生涯学習の充実

施策5 図書館の充実と整備

施策2 芸術・文化の振興

施策4 青少年の健全育成

## 本市の現状・課題

- 本市には、国指定文化財や県指定文化財をはじめ、多くの文化財がありますが、文化財に携わる人の高齢化や、地域のつながりの希薄化などにより、歴史遺産の継承が難しくなりつつあります。地域資源を活かしたまちづくりが求められる中、地域の歴史を知り、貴重な歴史遺産である文化財を保護・活用していく必要があります。
- 市民の主体的な芸術・文化活動に対する支援を継続するとともに、多くの市民が優れた芸術・文化に触れることができる機会を提供する必要があります。
- 近年、生涯学習講座の参加者数は減少傾向にあるため、市民ニーズの把握に努めるとともに、学習プログラムなどを充実させる必要があります。
- 青少年の健やかな育ちを願い、家庭、学校、地域が連携し、子どもの居場所づくりや地域での体験活動の充実を図るとともに、いじめ、不登校、非行等への対応などに取り組んでいます。一方、子ども会への加入率が減少しているため、子ども会活動の活性化が必要です。
- 「県立・大村市立一体型図書館（仮称）」及び「大村市歴史資料館（仮称）」については、多くの市民が利用する新たな生涯学習の拠点施設となるよう、整備を推進しています。

## (1)文化財指定件数

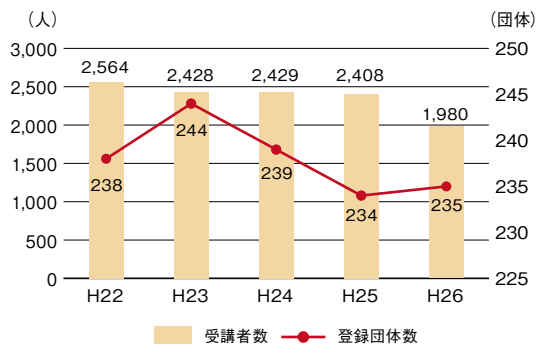
	天然記念物	名勝	史跡	有形文化財	無形民俗文化財	合計
国指定	2	1	1	0	1	5
県指定	5	0	3	4	0	12
市指定	3	0	22	5	1	31
合計	10	1	26	9	2	48

資料)大村市文化振興課

## (2)大村神社のオオムラザクラ(国指定)



## (3)生涯学習の講座参加者数及び登録団体数



資料)大村市社会教育課

# 施策の体系

## 政策1-3 文化の振興と生涯学習の充実

### 施策1 文化財の保護・活用・継承

- 1 文化財の保護・活用
- 2 民俗芸能等の継承
- 3 郷土教育の充実
- 4 大村市歴史資料館（仮称）の整備

### 施策2 芸術・文化の振興

- 1 芸術・文化に接する機会の提供
- 2 芸術・文化団体の育成・支援

### 施策3 生涯学習の充実

- 1 魅力的な生涯学習プログラムの整備・充実
- 2 生涯学習拠点の機能強化
- 3 身近な生涯学習の場の充実
- 4 指導者などの人材育成

### 施策4 青少年の健全育成

- 1 家庭環境の充実
- 2 家庭・学校・地域の連携強化
- 3 相談機能の強化
- 4 青少年の団体活動や体験活動の充実
- 5 子ども会活動の活性化

### 施策5 図書館の充実と整備

- 1 図書館の充実
- 2 読書活動の推進
- 3 県立・大村市立一体型図書館（仮称）の整備



## 施策1 文化財の保護・活用・継承

### 施策の方針・指標

貴重な歴史遺産である文化財の保護・活用や、各地域で継承されてきた民俗芸能等の保存・継承を推進します。また、歴史資料館の整備を行い、郷土の歴史に触れる機会を充実します。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
指定文化財の数(件)	48(H26年)	50(H32年)
芸能の保存団体数(団体)	19(H26年)	22(H32年)
大村市歴史資料館(仮称)の入館者数(人/年)	6,787(H26年)	20,000(H32年)

### 施策の概要

#### 1 文化財の保護・活用

本経寺や旧円融寺庭園をはじめとする歴史遺産を後世へ継承するため、文化財の計画的な調査・研究、保存に努め、重要なものについては文化財指定を進め、保護を図ります。

また、文化財は個人所有のものも多く、その保護には市民の理解、協力が必要となることから、その存在や価値を広く周知するための情報発信・活用を進めます。

#### 2 民俗芸能等の継承

伝統文化を受け継ぎ、郷土を愛する教育の推進を図るため、国指定重要無形民俗文化財に指定されている「大村の郡三踊」(寿古踊・沖田踊・黒丸踊)をはじめとする民俗芸能や伝統行事について、後継者や指導者の育成支援や記録保存を行います。

#### 3 郷土教育の充実

多くの市民が郷土の歴史に関心を持ち理解を深めることができるよう、郷土史講演会などを開催します。

また、小・中学生の頃から郷土史に詳しく触れる機会を設け、郷土愛の醸成を図ります。

#### 4 大村市歴史資料館(仮称)の整備

郷土の歴史に触れ、貴重な歴史遺産を後世に伝える施設として、県立・大村市立一体型図書館(仮称)に併設して新たな歴史資料館を整備します。

## 施策の方針・指標

芸術・文化に接する機会を提供するとともに、情報発信に努めます。また、関係団体の育成・支援や小・中学生の文化活動を支援します。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
芸術・文化事業への参加者数(人/年)	12,100(H26年)	13,500(H32年)

## 施策の概要

### 1 芸術・文化に接する機会の提供

市民が優れた芸術・文化に触れることができるよう、多様なジャンルの芸術・文化を楽しむことのできる機会を提供するとともに、積極的な情報発信に努めます。

### 2 芸術・文化団体の育成・支援

市民の主体的な芸術・文化活動の支援と活動の裾野の拡大を図るため、団体の育成・支援を行うとともに、団体間の相互交流を促進します。

また、将来を担う子どもたちの芸術文化活動の活性化を図るため、小・中学生の文化活動を支援します。



OMURA室内合奏団スクールコンサート

# 生涯学習の充実

## 施策の方針・指標

生涯学習プログラムの充実や指導者の育成を図ります。また、生涯学習の場を充実させるとともに、拠点機能の充実など利用しやすい環境づくりに努めます。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
生涯学習講座の参加者数(人/年)	1,980(H26年)	2,200(H32年)
公立公民館の定例グループ登録者数(人)	2,776(H26年)	2,800(H32年)
地区住民センターの生涯学習活動の利用者数(人/年)	50,807(H26年)	52,000(H32年)

## 施策の概要

### 1 魅力的な生涯学習プログラムの整備・充実

市民の生涯学習意欲の高揚を図るため、多様なニーズの把握に努めながら、公民館講座の充実に努めます。

また、県と連携し、より質の高い講座を提供します。

### 2 生涯学習拠点の機能強化

生涯学習拠点の機能強化を図るため、市民のニーズを十分に把握し、施設の改修や備品等の整備を行います。

また、中地区公民館については、老朽化が著しいため、改築を計画的に進めます。

### 3 身近な生涯学習の場の充実

地区住民センターや町内公民館が身近な生涯学習の場となるよう、学習活動や情報発信を積極的に支援し、利用しやすい環境づくりに努めます。

### 4 指導者などの人材育成

市民の多様な学習ニーズに対応できるよう、生涯学習の指導者となる人材の育成に努めます。

また、ボランティアセンターに登録された人材を各公民館や団体等へ紹介するなど、人材の活用を図ります。

## 施策の方針・指標

地域ぐるみで子育てができるよう、家庭、学校、地域の連携や相談機能の強化を図ります。また、青少年の団体活動や子ども会活動の活性化を促進します。

指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
青少年健全育成協議会の主催行事への参加者数(人/年)	14,148(H26年)	16,000(H32年)
補導活動への延べ参加者数(人/年)	859(H26年)	1,000(H32年)
家庭教育に関する相談件数(件/年)	9,929(H26年)	12,000(H32年)
子ども会加入率(%)	23(H26年)	25(H32年)

## 施策の概要

### 1 家庭環境の充実

親子で参加できるものづくりや子育てに関する講座を開催するとともに、青少年健全育成協議会、PTAや学校などと積極的に連携し、「家庭の日<sup>※1</sup>」などを通じて、親子の絆が深まるような環境づくりに努めます。

### 2 家庭・学校・地域の連携強化

それぞれの地域が特色を活かしながら、地域ぐるみで子育てができるよう、家庭、学校、地域の連携を強化し、それぞれの行事に協働して取り組むとともに、「ココロねっこ運動<sup>※2</sup>」を推進します。

また、青少年の健全育成、非行・事故防止についての広報啓発キャラバンを地域と協働して実施するとともに、万引きや自転車盗難等の犯罪の未然防止にも努めます。

※1 家庭の日：長崎県青少年育成県民会議が、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めており、家族みんなが顔をそろえ、子どもたちの健やかな成長を願う日。

※2 ココロねっこ運動：子どもたちの心のねっこを育てるために、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる県民運動。

### 3 相談機能の強化

青少年の健全育成に関する相談業務について、少年センター、民生委員児童委員協議会連合会、地域子育て支援センター等が情報共有などの連携を密に行い、相談機能の強化を図ります。

### 4 青少年の団体活動や体験活動の充実

団体活動を通じて社会の一員としての自覚を高めるとともに、仲間づくりを促進するため、各種サークルの育成及び活動を支援します。

また、実体験の中で豊かな人間性や自立心を培うため、野外での体験型こども教室や、子ども科学館での実験教室などを充実します。

その他、各団体や地域における指導者の育成・確保に努めます。

### 5 子ども会活動の活性化

子ども会の活動を、安全で楽しく、魅力あるものにするため、子ども会育成連合会と連携し、保護者や子どもに対する研修会を実施するとともに、活動内容の広報や加入促進のためのPR活動を行います。

また、各子ども会が情報交換できる場を設け、事業内容や課題等の共有を促進します。



野外体験活動

## 施策の方針・指標

図書館の機能を充実させるとともに、市民の読書活動を推進します。また、県立・大村市立一体型図書館（仮称）の整備を進めます。

指標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
市民一人当たりの貸出冊数（冊／年）	5.02（H26年）	7.00（H32年）

## 施策の概要

### 1 図書館の充実

市民の読書活動や課題解決をサポートするため、図書資料を幅広く収集、整理、保存するとともに、レファレンス・サービス<sup>※1</sup>の強化に努めます。

### 2 読書活動の推進

市民の読書活動を推進するため、講演会等の様々なイベントを開催します。  
また、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等で「出張おはなし会」を行うなど、子どもの読書活動を推進します。

### 3 県立・大村市立一体型図書館（仮称）の整備

市民の知識や知恵を育み、学びや暮らしを支える知的活動の拠点として、県立図書館と市立図書館の合築による一体型図書館の整備を進めます。整備にあたっては、同一の書架や共同の窓口カウンターを設置し、利用者の利便性向上を図るとともに、県内外から人々が訪れる新たな交流拠点として、出逢いにあふれた楽しい図書館づくりを推進します。

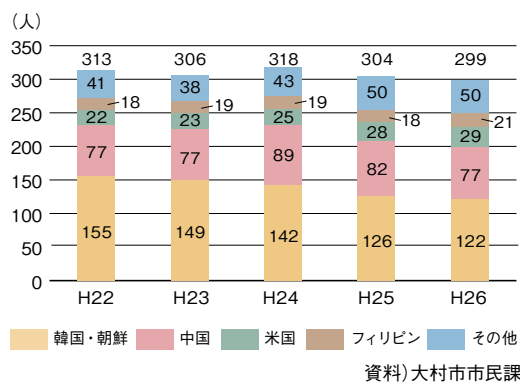
※1 レファレンス・サービス：利用者の求めに対して、図書館職員が情報又は資料を提示・提供することで援助するサービス。



## 本市の現状・課題

- 海外の姉妹都市であるポルトガル・シントラ市、アメリカ・サンカルロス市、友好都市である中国・上海市閔行区との友好・親善活動に取り組んでいます。また、「大村市国際交流プラザ」を開設し、在住外国人との交流や国際交流に関する情報提供に努めており、今後、更に市民レベルの交流の拡大やグローバル人材の育成を進める必要があります。
- 国内の姉妹都市である秋田県仙北市、兵庫県伊丹市、友好交流都市である島根県飯南町との交流に加え、天正遣欧少年使節ゆかりの地<sup>※1</sup>、大村湾流域自治体<sup>※2</sup>などによる、多様な地域間交流を発展させていく必要があります。

## (1) 外国人居住者数



## (2) 天正遣欧少年使節ゆかりの地交流事業の様子



※1 天正遣欧少年使節ゆかりの地：天正遣欧少年使節にゆかりのある自治体が、国内のゆかりの地と海外へ中学生を派遣し、交流を図っている。構成自治体は、宮崎県西都市、西海市、雲仙市、南島原市、波佐見町、大村市。

※2 大村湾流域自治体：「大村湾を活かしたまちづくりネットワーク」を設置し、大村湾流域自治体の広域的な連携と交流により、各自自治体の浮揚と地域活性化を図っている。構成自治体は、長崎市、佐世保市、諫早市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、大村市。

# 施策の体系

## 政策1-4 国際・地域間交流の推進

### 施策1 国際交流の推進

1 国際理解の推進

2 国際交流の推進

### 施策2 地域間交流の推進

1 地域間交流の推進

# 国際交流の推進

## 施策の方針・指標

講座やイベントの開催による国際理解の推進や、海外の姉妹都市・友好都市との国際交流の活性化を図ります。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
中学・高校生のホームステイ派遣者数(人/年)	5(H26年)	8(H32年)
国際交流プラザの利用者数(人/年)	1,065(H26年)	4,500(H32年)
多文化講座の参加者数(人/年)	1,297(H26年)	3,000(H32年)

## 施策の概要

### 1 国際理解の推進

多様な文化を理解することのできる市民を育成するため、外国の文化・慣習、外国語などに関する講座やイベントの開催など、国際交流プラザ等を活用し、多様な学習の場や機会を提供します。

### 2 国際交流の推進

国際性豊かな市民の育成やまちづくりを推進するため、姉妹都市であるポルトガル・シントラ市、アメリカ・サンカルロス市や友好都市である中国・上海市閔行区との訪問団やホームステイの相互派遣等の友好・親善活動に取り組みます。

また、市民レベルでの交流を促進し、姉妹・友好都市関係の発展を図ります。

## 施策の方針・指標

国内の姉妹都市や友好交流都市、さらには天正遣欧少年使節ゆかりの地などとの地域間交流を推進します。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
姉妹都市・友好交流都市との交流数(回/年)	5 (H26年)	6 (H32年)

## 施策の概要

### 1 地域間交流の推進

他の地域の人々との交流を通じて相互の理解を深め、広域的振興を図るため、国内の姉妹都市である秋田県仙北市、兵庫県伊丹市のほか、友好交流都市である島根県飯南町、さらには天正遣欧少年使節ゆかりの地などとの多様な地域間交流活動を推進します。

また、大村湾を活かした地域の活性化を推進するため、大村湾流域自治体5市5町等による連携と交流を推進します。



島根県飯南町での青少年交流事業(しめ縄づくりの様子)

## 基本目標2

# 健康でいきいきと 暮らせるまち

政策 2-1 健康づくりの推進と医療体制の充実

政策 2-2 高齢者が暮らしやすいまちづくり

政策 2-3 障がい者が暮らしやすいまちづくり

政策 2-4 暮らしのセーフティネットの充実





## 本市の現状・課題

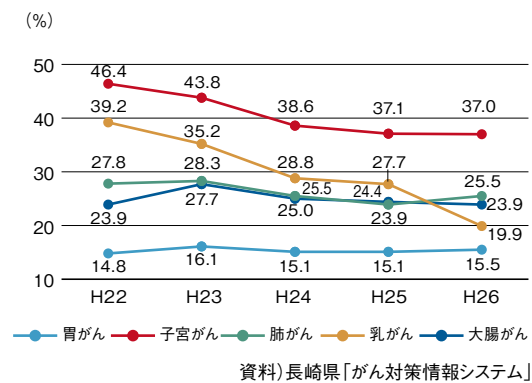
- 平均寿命が延びる中、健康で自立した生活をおくることができる期間である「健康寿命」を延ばすことが重要になっており、平均寿命と健康寿命の差をいかに縮めるかが課題となっています。
- 本市における主な死因は、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病となっています。特定健診<sup>※1</sup>やがん検診の受診率については、国の目標値（特定健診は60%、がん検診は50%<sup>※2</sup>）を大きく下回っており、今後、受診率向上に向けて、より一層の普及啓発活動等に努める必要があります。
- スポーツ志向や健康志向の高まりを背景に、スポーツに取り組む人の割合は増加しています。本市では、市民スポーツ大会、ロードレース大会など、市民が気軽に参加できるスポーツイベントを開催するなど、生涯スポーツの普及と参加機会の提供に努めています。一方で、生涯スポーツの担い手であるスポーツ指導者の高齢化が進んでおり、若い指導者の育成・確保が必要となっています。
- 市立大村市民病院は、平成20年に公設民営方式の指定管理者制度を導入し、運営体制の強化や医療水準の向上を推進してきました。現在、地域医療の中核病院としての更なる機能強化に向け、平成29年4月の開院を目指し改築を行っています。

※1 特定健診：40歳～74歳の方を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目して生活習慣病のリスクの有無を検査し、リスクがある方の生活習慣をより望ましいものに変えていくための保健指導を受けてもらうことを目的とした健康診査。

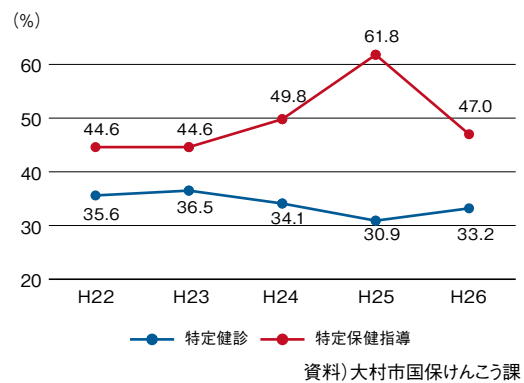
※2 がん検診の受診目標値：平成24年6月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」による。受診率を5年以内に50%（胃、肺、大腸については当面40%）とすることを目標としている。



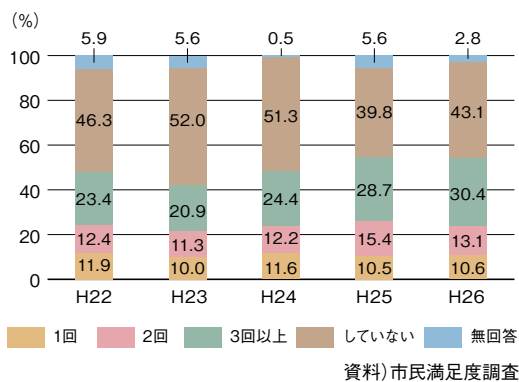
### (1) がん検診受診率



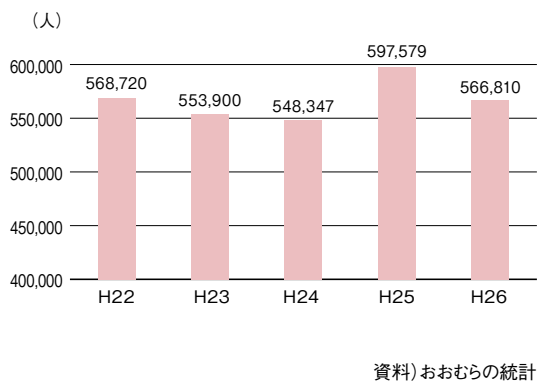
### (2) 特定健診受診率・特定保健指導実施率



### (3) スポーツをする人の割合 (週当たり)



### (4) スポーツ施設利用者数



# 施策の体系

## 政策2-1 健康づくりの推進と医療体制の充実

### 施策1 健康づくりの推進

- 1 みんなで取り組む健康づくり
- 2 食育の推進
- 3 歯・口腔の健康づくり
- 4 いのちを守る自殺対策の推進

### 施策2 スポーツの振興

- 1 スポーツへの参加促進
- 2 指導者の育成
- 3 競技スポーツの推進
- 4 スポーツ施設の充実と利用促進

### 施策3 医療体制の充実

- 1 安心して受診できる体制づくり
- 2 市民病院の機能充実

## 施策1 健康づくりの推進

### 施策の方針・指標

身体と心の健康づくりや食育の推進など、市民の健康寿命を延ばす取組を推進します。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
健康づくり推進員が計画した活動への参加者数(人/年)	16,294(H26年)	17,300(H32年)
食育に関するボランティア等の人数(人)	199(H26年)	200(H32年)
健康づくり応援の店 <sup>*1</sup> の登録店舗数(店)	21(H26年)	58(H32年)
特定健診の受診率(%)	33.2(H26年)	63.0(H32年)

### 施策の概要

#### 1 みんなで取り組む健康づくり

「自分の健康は自分でつくる」を基本に、一人ひとりが自分の心身の状態を知り、適切な生活習慣を維持できるよう、健康についての情報発信や特定健診・がん検診、健康教室、各種イベント等を実施します。

また、市民の健康づくりをサポートできる人材や組織を育成し、近隣住民とともに活動することで、みんなで楽しみながら取り組む健康づくりを推進します。

#### 2 食育の推進

市民が「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を営めるよう、食育についての情報発信や食育活動を推進します。

また、関係機関や団体等が連携・協力しながら、市民が自ら食育推進のための活動を実践できるように社会環境づくりに取り組みます。

#### 3 歯・口腔の健康づくり

健康な歯を保ち、食生活を楽しみながら、いきいきと暮らすことができるよう、「むし歯」と「歯周病」の予防等について、検診や情報発信等を推進します。

#### 4 いのちを守る自殺対策の推進

市民一人ひとりが、身近な人の悩みや心の危険信号などの自殺のサインに気づき、ゲートキーパー<sup>\*\*2</sup>の役割を担えるように啓発活動を行います。

また、関係機関や団体とのネットワークを更に強化し、官民一体となって自殺対策を推進します。

※1 健康づくり応援の店：飲食店やそうざい店などで、メニューの栄養成分表示やヘルシーメニューの提供、ヘルシーオーダーへの対応など、市民の健康づくりを応援してくれるお店。

※2 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切に対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）することができる人。

## 施策の方針・指標

スポーツへの参加促進や指導者の育成を図り、生涯スポーツ及び競技スポーツを推進します。また、スポーツ施設を充実するなど、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境を整えます。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
スポーツイベントの参加者数(人/年)	5,488(H26年)	7,500(H32年)
公認のスポーツ指導者登録数(人)	152(H26年)	170(H32年)
スポーツ競技団体の加入者数(人)	9,259(H26年)	10,000(H32年)
成人の週1回スポーツ実施率(%)	54.1(H26年)	57.0(H32年)
体育施設の利用者数(人/年)	439,954(H26年)	450,000(H32年)

## 施策の概要

### 1 スポーツへの参加促進

生涯を通して気軽にスポーツを楽しむことができるよう、市民スポーツ大会、ロードレース大会など、子どもから高齢者まで誰もが気軽に参加できる市民参加型のスポーツイベントの開催や、地域のスポーツ大会などの支援を行います。

### 2 指導者の育成

生涯スポーツの担い手となる指導者の育成を図るため、日本体育協会公認資格などの取得支援や、県と連携した研修の充実による指導者の育成、確保に努めます。

### 3 競技スポーツの推進

競技力の向上を目指し、市体育協会と連携し競技スポーツ団体の育成を図り、優れた指導者や競技者の養成に努めます。

また、全国レベルの大会やスポーツ合宿を誘致するなど、多様な交流を通じた競技力の向上を図ります。

### 4 スポーツ施設の充実と利用促進

市民のスポーツ活動の場となるスポーツ施設の充実を図るため、総合運動公園の早期整備や老朽化した施設・設備の計画的な改修と適正な維持管理に努めます。

また、スポーツ施設の利用促進を図るため、適切な運営管理を行うとともに、予約システム等の充実を図ります。

## 医療体制の充実

### 施策の方針・指標

救急医療体制の充実を図るとともに、市民病院の医療サービス向上に努めます。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
休日・夜間における外来患者数(人/年) (当番医と夜間初期診療センターの合計人数)	10,051(H26年)	11,000(H32年)
市民病院の外来患者数(人/年)	73,986(H26年)	78,300(H32年)

### 施策の概要

#### 1 安心して受診できる体制づくり

休日や夜間に市民が安心して医療機関を受診できるよう、大村市夜間初期診療センター、民間医療機関、市立大村市民病院及び国立病院機構長崎医療センターの連携を強化します。また、日頃から安心して受診できる身近な「かかりつけ医」の普及促進に努めます。

#### 2 市民病院の機能充実

老朽化した市立大村市民病院を改築し、病院機能の充実を図るとともに、地域医療の中核病院として、「市民の生命と健康を守り、地域に根ざし、市民に信頼される病院」づくりを進めます。



政策2-2

高齢者が暮らしやすいまちづくり

施策1 地域包括ケアシステムの推進体制の確立

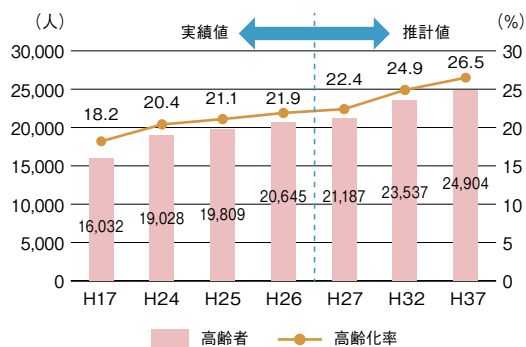
施策3 高齢者を地域で支える体制の整備

施策2 高齢者の生きがいくつくりと介護予防の推進

本市の現状・課題

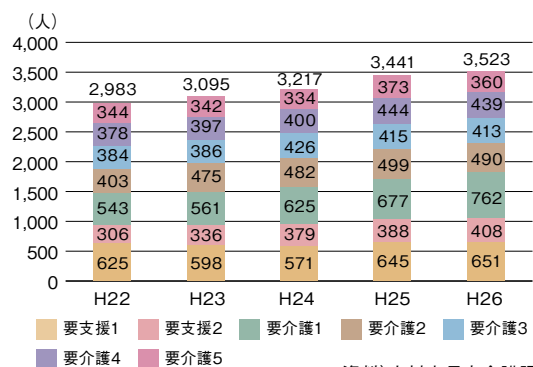
- 高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、高齢者のニーズに応じて、医療や介護・看護、生活支援、住まいを適切に組み合わせて提供することができる地域包括ケアシステムの構築を進めています。
- 高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者や介護給付費は今後も増加することが予測されています。このため、高齢者の生きがいくつくりや社会参加の促進、健康づくり、さらに介護予防に重点を置いた取組を進める必要があります。
- 高齢者のみの世帯や高齢者の一人暮らしの世帯が増加傾向にあるなど、高齢者の生活を取り巻く社会環境の変化や社会保障制度等の動向を踏まえながら、認知症対策への取組や住民相互の支え合い活動を推進する必要があります。

(1) 高齢者人口の推移予測



資料) 大村市高齢者保健福祉計画

(2) 要支援・要介護認定者



資料) 大村市長寿介護課



# 施策の体系

## 政策2-2 高齢者が暮らしやすいまちづくり

### 施策1 地域包括ケアシステムの推進体制の確立

- 1 地域包括ケアシステムの推進体制の確立

### 施策2 高齢者の生きがいつくりと介護予防の推進

- 1 高齢者の生きがいつくりと社会参加の促進
- 2 高齢期の身体機能の低下抑制と健康づくり
- 3 市民主体の健康づくり
- 4 高齢者の歯・口腔の健康づくり

### 施策3 高齢者を地域で支える体制の整備

- 1 地域包括支援センターの機能強化
- 2 認知症総合支援対策の推進
- 3 地域の拠点施設等の整備
- 4 地域の支え合い活動の推進

## 施策1 地域包括ケアシステムの推進体制の確立

### 施策の方針・指標

地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進するとともに、中心市街地に地域包括ケアシステムの推進拠点を整備します。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
小規模多機能型居宅介護事業所数(事業所)	6 (H26年)	12 (H32年)

### 施策の概要

#### 1 地域包括ケアシステムの推進体制の確立

誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療や介護・看護、生活支援など、地域の包括的な支援やサービス提供のネットワークである地域包括ケアシステムの構築を目指し、関係機関との連携を強化します。

また、中心市街地に関係機関の誘導を図り、地域包括ケアシステムの拠点施設の整備を推進します。

## 施策2 高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進

### 施策の方針・指標

高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を図るとともに、身体機能の低下抑制及び歯・口腔の健康づくりを推進します。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
介護予防教室の利用者数(人/年)	1,878(H26年)	3,000(H32年)
シルバー人材センター会員の就業延べ人員数(人)	52,838(H26年)	61,000(H32年)

### 施策の概要

#### 1 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者一人ひとりが生きがいを感じながら社会生活を営むことができるよう、仲間づくりや生涯現役として活動できる環境づくりに取り組みます。

#### 2 高齢期の身体機能の低下抑制と健康づくり

加齢による身体機能の低下や生活習慣病の発症による要介護化を予防するため、壮年期からの身体機能の低下抑制や規則正しい生活習慣の継続を促進し、介護予防と生活習慣病予防を連動させた総合的な健康づくりを支援します。

#### 3 市民主体の健康づくり

市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、身近な地域で楽しく健康づくりを続けることができるパートナーとして、健康づくりに携わるボランティアの育成を図ります。

また、町内会やボランティア団体などと連携した健康づくりに取り組み、高齢者の更なる健康の維持・増進を図ります。

#### 4 高齢者の歯・口腔の健康づくり

歯周病や歯の喪失、口腔機能の低下を予防するために、口腔ケアの重要性の普及啓発に取り組むとともに、歯や口腔機能の維持・向上などを目的とする介護予防事業の取組を推進します。

## 施策の方針・指標

地域包括支援センターの機能を強化するとともに、認知症総合支援対策を推進します。また、高齢者を地域で支える拠点施設等の整備に加え、地域の支え合い活動を推進します。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
認知症総合相談センターの相談件数(件/年)	138(H27年)	200(H32年)
老人クラブ連合会の加入者数(人)	3,644(H26年)	4,693(H32年)

## 施策の概要

### 1 地域包括支援センターの機能強化

高齢者の健康の保持及び生活の安定のために、リハビリテーションや栄養管理、口腔ケア等に関する専門職を配置するなど、地域包括支援センターの体制と機能を強化します。

また、地域が主体となった介護予防などの地域支援事業を推進します。

### 2 認知症総合支援対策の推進

認知症の早期発見と重度化の予防に加え、認知症の正しい理解と予防に関する意識啓発を促進するため、「認知症総合相談センター」を開設します。

また、認知症高齢者やその家族が地域で気軽に活動できる拠点「認知症サロン」を活用するとともに、認知症支援リーダー<sup>※1</sup>及び認知症サポーター<sup>※2</sup>の育成を強化するなど、認知症高齢者とその家族を見守り支える体制を整備します。

※1 認知症支援リーダー：大村市と大村市医師会の共催による介護・医療従事者に対する認知症支援リーダー養成研修の基礎研修課程を修了した人。

※2 認知症サポーター：全国キャラバンメイト連絡協議会が実施する認知症サポーター養成講座を受講した人。

施策3 高齢者を地域で支える体制の整備

### 3 地域の拠点施設等の整備

高齢者を地域で支える体制を整備するために、リハビリテーションや介護予防、介護支援のための通所系サービス施設のほか、高齢者の住まいの確保を含めた入所系施設、さらには地域密着型サービス<sup>※1</sup>施設などの確保を計画的に進めます。

### 4 地域の支え合い活動の推進

高齢者が生きがいづくりや仲間づくりなどに取り組めるよう、老人クラブや公民館活動の支援を行います。

また、家庭介護や地域介護を支える人材確保のための各種講習会等の開催のほか、高齢者に関する防災活動を支援するなど、地域ぐるみの支え合い体制の強化を図ります。



老人クラブ連合会スポーツ大会

※1 地域密着型サービス：介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らしていけるように、市町村指定の事業者が地域住民に提供するサービス。

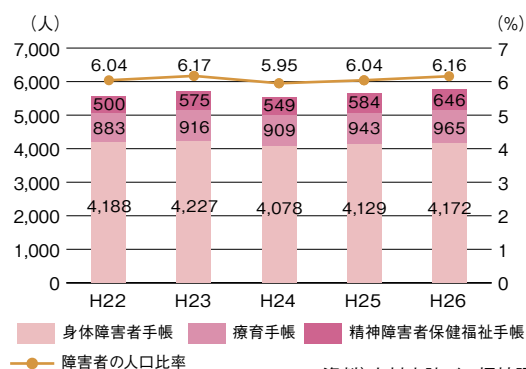
施策1 障がい者の自立支援の充実

施策2 障がい者の社会参加の促進

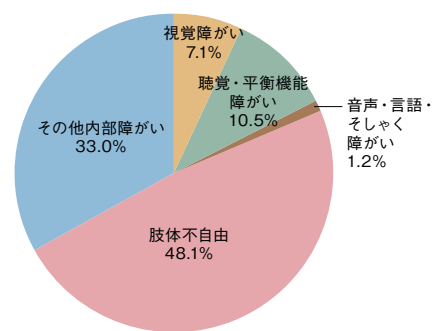
## 本市の現状・課題

- 障害者手帳（身体・療育・精神）所持者は、過去5年間にわたりは、ほぼ横ばいで推移しています。障がい者が安心して自立した生活を送るためには、相談支援体制の充実を図るとともに、障がいの早期発見・早期治療（療育）、生活支援、障がいや障がい者に対する理解促進に努める必要があります。
- 障害者雇用促進法では、事業主に対し、法定雇用率<sup>※1</sup>以上の割合で障がい者を雇うことを義務付けていますが、障がい者の雇用環境はいまだ厳しい状況にあります。障がい者の生活を安定させる上で、就労に向けた取組を更に拡大させていく必要があります。
- 障がい者が日常生活を送る中で、まだ様々な障壁（バリア）が存在しています。障がい者の社会参加を促進するための環境整備が必要です。

(1) 障害者手帳所持者数



(2) 身体障がいの種類別の比較



※1 法定雇用率：常時雇用する従業員が50人以上である民間企業の場合、2.0%。



# 施策の体系

## 政策2-3 障がい者が暮らしやすいまちづくり

### 施策1 障がい者の自立支援の充実

- 1 相談支援体制の充実・強化
- 2 日常生活を支援するサービス等の充実
- 3 就労支援の充実
- 4 障がい児支援の充実

### 施策2 障がい者の社会参加の促進

- 1 こころのバリアフリーの推進
- 2 生活しやすい環境づくり
- 3 健康づくりの促進
- 4 地域で支え合う体制づくり

## 施策1 障がい者の自立支援の充実

### 施策の方針・指標

障がい者の相談支援体制を充実・強化し、それぞれの障がいに応じたサービス等を充実させるとともに、就労支援、障がい児支援の充実を図ります。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
同行援護 <sup>※1</sup> 及び移動支援 <sup>※2</sup> の給付者数(人)	89(H26年)	116(H32年)
障害者就労施設等からの市役所の優先調達額(千円)(国体関連発注額を除く)	5,100(H26年)	10,200(H32年)

### 施策の概要

#### 1 相談支援体制の充実・強化

障がい者の相談支援体制を充実・強化するため、相談支援事業者、サービス提供事業者、民生委員、ボランティアなどとの連携を強化するとともに、相談支援専門員のスキルアップなどを図ります。

また、障がい者の人権や権利を擁護するため、虐待防止対策と成年後見制度の活用促進に取り組めます。

#### 2 日常生活を支援するサービス等の充実

障がい者の日常生活を支援するため、生活介護、自立訓練などの日中活動系サービス<sup>※3</sup>や居宅介護などの訪問系サービス<sup>※4</sup>等の充実を図ります。

また、短期入所や移動支援、日中一時支援事業<sup>※5</sup>などにより、家族等の負担を軽減します。

- ※1 同行援護：視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行うこと。
- ※2 移動支援：単独では外出が困難な障がい者が余暇活動等、社会参加のための外出をする際に、移動支援従事者を派遣して移動の介助及び身の回りの介護を行うこと。
- ※3 日中活動系サービス：障がい者が自立した社会生活を送ることを目的とした身体機能や生活能力向上のための自立訓練や、就労に必要な知識や能力の訓練を行う就労移行支援などの障害福祉サービス。
- ※4 訪問系サービス：障がい者が日常生活を送るために必要な自宅での食事、入浴などの居宅介護や重度視覚障がい者の移動援護を行う同行援護などの障害福祉サービス。
- ※5 日中一時支援事業：日中に監護する人がいない障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的とした事業。

施策1 障がい者の自立支援の充実

### 3 就労支援の充実

障がい者の就労機会の拡大を図るため、大村市障害者自立支援協議会やハローワークなどの関係機関と連携し、事業所等に対する障がい者雇用の啓発に取り組みます。

また、障がい者就労施設からの優先調達を推進するとともに、地域における販路拡大に努め、障がい者の所得向上による生活の安定を目指します。

### 4 障がい児支援の充実

障がい児の発達を促進するため、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小・中学校、療育支援機関などが連携し、障がいの早期発見や障がい児の成長過程に応じた支援に取り組みます。

また、障がい児を持つ保護者の育児不安の解消や負担軽減を図るため、障害児一時預かり事業<sup>※1</sup>など、障がい児家庭の支援を行います。



オレンジクローバー販売会（障がい者福祉施設商品販売会）

※1 障害児一時預かり事業：特別な支援が必要な未就学の障がい児を保育所等で一時的に預かる事業。

## 施策の方針・指標

障がい及び障がい者に対する理解を促進し、障がい者の活動環境の整備や地域における支え合いの体制づくりを進めるとともに、障がい者一人ひとりの身体と心の健康づくりに取り組みます。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
県障害者スポーツ大会参加者数(人/年)	135(H26年)	251(H32年)
手話奉仕員など各種養成講座の参加者数(人/年)	60(H26年)	95(H32年)

## 施策の概要

### 1 こころのバリアフリーの推進

障がいのある人とない人との相互理解を深める「こころのバリアフリー」を推進するため、イベントやスポーツ大会など、様々な機会を捉えて障がいに関する理解の促進や広報に努めます。

### 2 生活しやすい環境づくり

障がい者の社会参加を促進するため、外出支援の充実や施設のバリアフリー化などの環境整備を進めます。

### 3 健康づくりの促進

障がい者一人ひとりが安心して社会生活を営むことができるよう、健康診査、健康相談等の充実など、身体と心の健康づくりに取り組みます。

また、内部障がい<sup>※1</sup>等の大きな原因となる高血圧、糖尿病などの生活習慣病やうつ病などの精神疾患等について、発症や重症化の予防に努めます。

### 4 地域で支え合う体制づくり

市民一人ひとりが共に支え合う地域社会を構築するため、住民参加型の福祉活動を推進し、市内の各種福祉団体や市民活動団体等との連携強化を図ります。

また、日常生活での安全対策や災害などの緊急時に備え、安否確認や避難・誘導などを行うための支援体制づくりを進めます。

※1 内部障がい：身体内部の臓器に障がいがあること。身体障害者福祉法では、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がい、膀胱又は直腸の機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫機能障がいの7つを規定している。

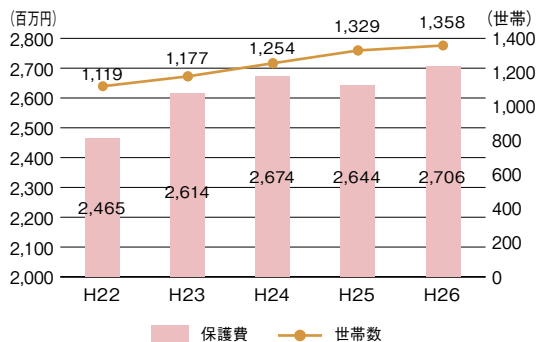
施策1 低所得者の生活支援

施策2 社会保険制度の安定的運営

本市の現状・課題

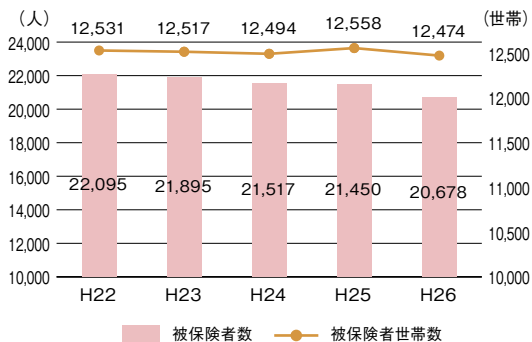
- 厳しい経済情勢の影響を受けた失業や高齢者世帯の増加等により、生活保護の世帯数は増加傾向にあり、今後は、生活保護者の自立に向けた支援等きめ細かな対応を行うとともに、生活保護費の適正な給付に努める必要があります。
- 国民健康保険の世帯数及び被保険者数は減少傾向にありますが、保険給付金額は増加傾向にあり、国民健康保険の安定的な運営を行うためには、医療費の適正化を図るとともに、国民健康保険税に関する意識の啓発に努める必要があります。
- 介護給付費は年々増加しており、今後も更に増加が見込まれるため、介護予防などの取組を行うことで介護保険の安定的な運営に努める必要があります。

(1) 保護費と保護世帯数



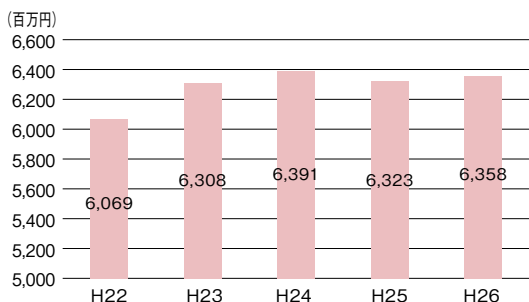
資料)大村市保護課

(2) 国民健康保険の世帯数及び被保険者数



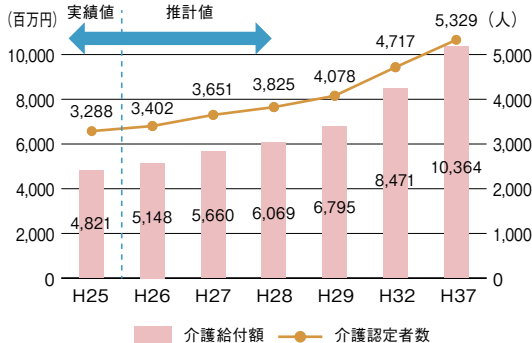
資料)大村市国保けんこう課

(3) 国民健康保険給付額の状況



資料)大村市国保けんこう課

(4) 介護給付費及び介護認定者数の推移予測



資料)大村市高齢者保健福祉計画



# 施策の体系

## 政策2-4 暮らしのセーフティネットの充実

### 施策1 低所得者の生活支援

- 1 生活困窮者対策の充実
- 2 生活保護の適正な実施と自立支援

### 施策2 社会保険制度の安定的運営

- 1 国民健康保険の安定的運営
- 2 介護保険の安定的運営



施策1

# 低所得者の生活支援

## 施策の方針・指標

生活困窮者に対する相談体制の充実を図るとともに、生活保護の適正な実施と自立支援を推進します。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
生活保護率(%) (被保護者数/推計人口)	2.05 (H26年)	2.00 (H32年)
生活保護受給者で就労開始した人の数(人/年)	74 (H26年)	90 (H32年)

## 施策の概要

### 1 生活困窮者対策の充実

生活困窮者自立支援制度<sup>※1</sup>に基づき、複合的な生活の困りごと・不安を抱えている生活困窮者からの相談に包括的かつ継続的に対応し、実態把握を通じて、それぞれの状況に応じた支援を実施します。

### 2 生活保護の適正な実施と自立支援

生活保護の適正な実施に努めるとともに、医療費の適正化やジェネリック医薬品の使用促進等を図ります。

また、就労支援や生活指導など、被保護者の自立に向けた取組を強化します。

※1 生活困窮者自立支援制度：官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施する制度。

## 施策の方針・指標

国民健康保険や介護保険については、制度の重要性を市民へ啓発するとともに、医療費や介護給付の適正化に取り組み、制度の安定的な運営に努めます。

指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
国民健康保険税 (現年度分) の収納率 (%)	92.45 (H26年)	94.64 (H32年)
介護保険料 (現年度分) の収納率 (%)	98.39 (H26年)	98.39 (H32年)

## 施策の概要

### 1 国民健康保険の安定的運営

増大する医療費の適正化を図るため、重複・多受診者への訪問指導や生活習慣病予防のための特定保健指導等を実施し、健康管理に対する意識を浸透させるとともに、ジェネリック医薬品の使用をより一層促します。

また、保険税の確保に向けた取組として、納税に対する理解促進や意識啓発、ファイナンシャルプランナーを活用した生活改善型納税相談を行います。

なお、平成30年度からは、県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険の運営について中心的な役割を担います。

### 2 介護保険の安定的運営

介護給付の適正化を図るため、定期的に介護事業所を訪問し、ケアプラン<sup>※1</sup>の点検及び高齢者の実態把握を行います。

また、サービス利用に関する高齢者の疑問点を把握し、適正なサービス利用に向けた相談や助言を行うために、介護相談員の派遣を推進します。

※1 ケアプラン：どのような介護保険サービス（介護サービス・介護予防サービス）を、いつ、どれだけ利用するかに関する計画。

## 基本目標3

# 安全・安心なまち

- 政策 3-1 災害に強いまちづくり
- 政策 3-2 消防・救急体制の充実
- 政策 3-3 交通安全と消費者保護の推進
- 政策 3-4 犯罪のないまちづくり



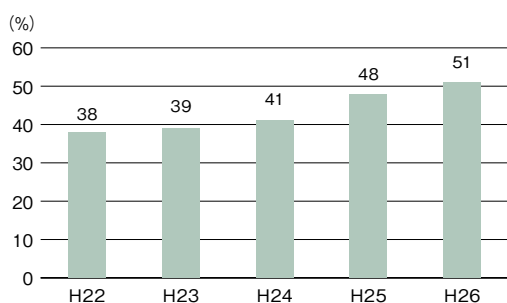
施策1 防災対策の推進

施策2 総合的な危機管理の推進

## 本市の現状・課題

- 大規模災害に備え、河川改修・排水路改修や急傾斜地崩壊対策、防災行政無線による屋外・屋内への伝達機能の整備などを計画的に推進するとともに、自主防災組織の結成・育成を図る必要があります。
- 平常時から災害を想定した合同訓練等を行い、関係機関との協力体制の確立と市民の防災意識の高揚を図っています。
- あらゆる危機に対して、市民や行政が的確に対応できる総合的な危機管理が必要です。

(1) 自主防災組織の結成率



資料) 大村市安全対策課

(2) 総合防災訓練(バケツリレー)の様子



# 施策の体系

## 政策3-1 災害に強いまちづくり

### 施策1 防災対策の推進

- 1 防災機能の強化
- 2 地域防災体制の充実
- 3 防災情報伝達体制の充実

### 施策2 総合的な危機管理の推進

- 1 危機管理意識の向上
- 2 危機管理体制の充実

## 施策1

## 防災対策の推進

## 施策の方針・指標

水害防止対策や土砂災害防止対策など防災機能の強化を推進するとともに、地域社会が一体となった防災体制の充実を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
河川の改修率(%) (準用河川 <sup>※1</sup> +よし川)	47 (H26年)	50 (H32年)
雨水整備率(%) (整備面積/認可区域面積)	56.2 (H26年)	58.6 (H32年)
自主防災組織の結成率(%)	51 (H26年)	80 (H32年)

## 施策の概要

## 1 防災機能の強化

台風や大雨などによる河川の氾濫を防ぐため、河川の改修・しゅん濇<sup>※2</sup>や、排水路・雨水管渠の整備を推進するとともに、砂防指定地域や崩壊の恐れのある土砂災害危険箇所など、危険区域の土砂災害防止対策を進めます。

また、避難標識や避難路等の整備、避難場所となる公園・緑地などオープンスペースの確保、食糧や飲料水をはじめ備蓄品の十分な確保などに取り組みます。

## 2 地域防災体制の充実

地域防災体制の充実や防災意識の高揚を図るため、自主防災組織の結成・育成や防災知識の普及啓発に努めます。

また、災害発生時に備えた避難行動の周知や市民総参加の総合防災訓練を実施します。

## 3 防災情報伝達体制の充実

防災情報を迅速かつ的確に市民に伝達するため、防災行政無線による屋外・屋内への伝達機能の整備に加え、市公式ホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティエフエム、インターネット、SNS等の各種情報媒体を活用した情報伝達体制の充実を図ります。

※1 準用河川：一級河川、二級河川以外の河川で、市民生活と密接な関係にある河川を市長が指定し、管理を行っている河川で、河川法の二級河川に関する規定（河川法施行令第56条に定められるものを除く。）が準用される。

※2 しゅん濇：海底・川床などの土砂を、水深を深くするために掘削すること。



## 総合的な危機管理の推進

### 施策の方針

様々な危機から市民の生命、身体及び財産を守るため、危機管理意識の向上や危機管理体制の充実に努めます。

### 施策の概要

#### 1 危機管理意識の向上

新たな感染症の流行や他国からの武力攻撃など、様々な危機が発生した場合に、市民が適切かつ迅速に行動できるよう、平常時から危機に関する調査や想定訓練を実施するとともに、広報等による危機管理意識の普及啓発を行います。

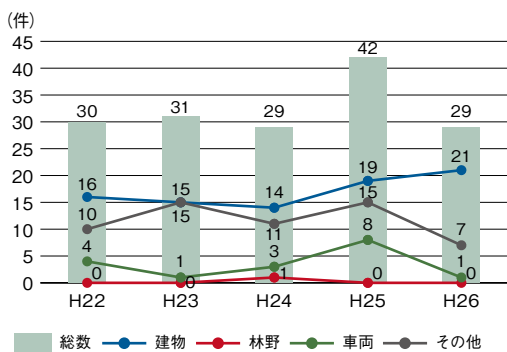
#### 2 危機管理体制の充実

様々な危機に対し、市が組織として救援・復旧活動などへ迅速・的確に対応するため、業務継続計画の策定や国民保護計画の見直しなど、体制の構築・充実に進めるとともに、国や県、関係機関との密接な連携に努めます。

本市の現状・課題

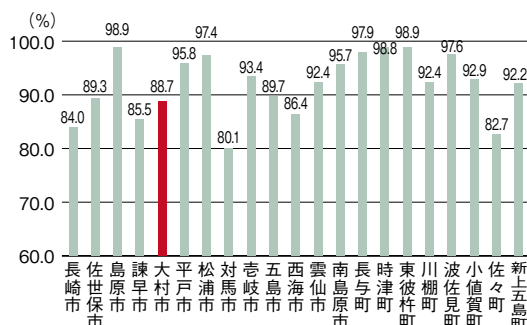
- 本市の火災件数は年間30～40件前後で推移しています。
- 平成27年4月には大村消防署久原分署を開設し、市の南部地区への緊急車両到達時間の短縮及び消防・救急の体制強化を図りました。今後も、防火水槽など消防施設の整備や減少傾向にある消防団員の安定的な確保など消防体制の強化や、救急救命・救助体制の充実が必要です。

(1) 火災件数



資料)大村消防署

(2) 消防団員充足率(平成27年4月1日時点)



資料)長崎県消防保安室

# 施策の体系

## 政策3-2 消防・救急体制の充実

### 施策 1 消防・救急体制の充実

- 1 消防体制の充実
- 2 救急救命・救助体制の充実

## 施策1

## 消防・救急体制の充実

## 施策の方針・指標

消防体制の充実を図るとともに、緊急時に迅速に対応できる救急救命・救助体制の充実に努めます。

指標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
消防団員の数（人）	620（H26年）	700（H32年）
当番医の病院数（病院）	71（H26年）	80（H32年）

## 施策の概要

## 1 消防体制の充実

火災や風水害等から市民の尊い生命と財産を守るために、消防体制の維持・充実を図ります。

また、身近な地域の消防体制を支える消防団については、団員の確保に努めるとともに、老朽化した詰所など施設の計画的な整備を行い、消防団が活動しやすい環境づくりを進めます。

さらに、消防車両、通信システム等の計画的な更新のほか、消火栓や防火水槽などの消防水利について、適切な維持管理と計画的な整備を進めます。

## 2 救急救命・救助体制の充実

救急救命・救助活動に対する出動回数の増大や、救急医療の高度化に対応するため、国立病院機構長崎医療センター、市立大村市民病院、その他の医療機関と消防署との連携を一層強化し、夜間・休日などの時間外や災害時などの緊急時にも迅速に対応できる救急救命・救助体制の充実に努めます。

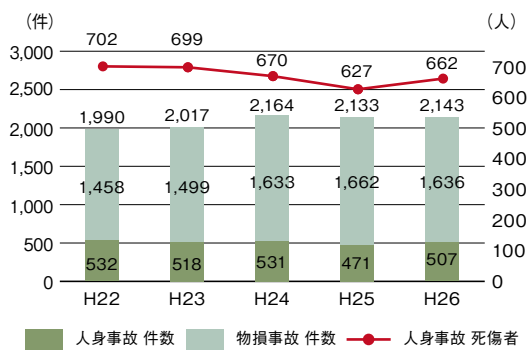
施策1 交通安全の推進

施策2 消費者保護の推進

## 本市の現状・課題

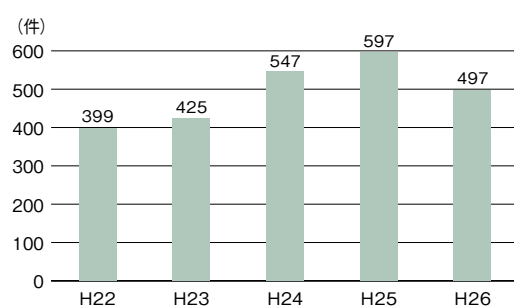
- 高齢者の関わる交通事故が増加しているため、高齢者の交通安全対策が必要となっています。
- 本市は平坦地が多く、自転車の利用が県内で最も多いことから、平成26年3月に県内初となる「大村市自転車の安全利用及び自転車等の放置防止に関する条例」を制定しました。今後も条例に基づき、自転車の安全利用の促進及び放置防止に取り組む必要があります。
- 消費生活相談の内容は高度化・複雑化しています。このため、相談員の専門的知識の向上等、相談体制の強化を図るとともに、関係機関との連携強化が必要です。

(1) 交通事故発生件数



資料)大村警察署

(2) 消費生活相談件数



資料)大村市消費生活センター

# 施策の体系

## 政策3-3 交通安全と消費者保護の推進

### 施策1 交通安全の推進

- 1 交通安全の意識の高揚
- 2 交通安全施設の整備

### 施策2 消費者保護の推進

- 1 消費生活相談体制の充実
- 2 消費者トラブル等の未然防止



# 交通安全の推進

## 施策の方針・指標

市民の交通安全意識を高めるとともに、交通安全施設等の整備を進め、交通事故の防止や歩行者の安全確保などを図ります。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
交通事故の発生件数(件/年)	2,143(H26年)	1,900(H32年)

## 施策の概要

### 1 交通安全の意識の高揚

市民の交通安全に対する意識を高め、交通事故防止が図られるよう、交通安全講習会の開催や登下校時の立哨等を行います。

また、近年、増加傾向にある高齢者の交通事故の防止に向けた各種講習会の開催、自転車の安全利用の促進と公共の場所における放置防止対策等により、安全で快適な市民生活の確保に努めます。

### 2 交通安全施設の整備

歩行者やドライバーの安全を確保するため、カーブミラーやガードレールなど、交通安全施設の計画的な整備を進めます。

また、通学路の安全を確保するため、地域住民の理解を得ながら「ゾーン30<sup>※1</sup>」の指定を進めます。

※1 ゾーン30：区域(ゾーン)を定めて最高速度を時速30キロメートルとする交通規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせることで、生活道路における歩行者等の安全性の向上を図るもの。

## 施策の方針・指標

消費生活相談体制の充実・強化、消費者トラブルの未然防止のための意識啓発や講座の開催などを行うことで、消費者の保護を推進します。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
消費生活相談件数(件/年)	497(H26年)	600(H32年)

## 施策の概要

### 1 消費生活相談体制の充実

架空請求や悪徳商法など、複雑・多様化する消費者トラブルや、振り込め詐欺などに関する相談に適切に対応できるよう、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。

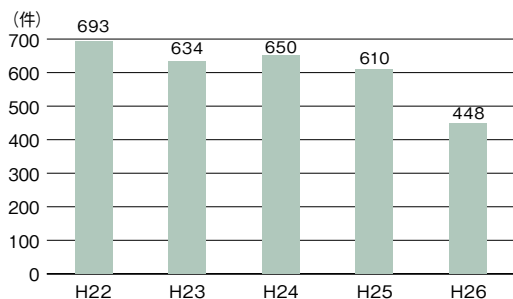
### 2 消費者トラブル等の未然防止

消費者トラブルや振り込め詐欺などから市民の被害を未然に防止するため、広報紙や市公式ホームページ等を利用した情報発信の強化に努めるほか、市民講座・出前講座による啓発活動を行います。

## 本市の現状・課題

- 本市の刑法犯の認知件数は減少傾向にあります。今後も警察や関係機関と連携を図りながら、積極的な防犯活動を推進する必要があります。
- 管理されていない空き家の増加は、市民生活に悪影響をもたらすことから、その総合的な対策に取り組む必要があります。

(1) 刑法犯の認知件数



資料)大村警察署

(2) 防犯キャンペーンの様子



# 施策の体系

## 政策3-4 犯罪のないまちづくり

### 施策1 犯罪のないまちづくり

- 1 防犯意識の高揚
- 2 地域防犯体制の充実
- 3 空き家等の適切な管理の促進

## 施策1

## 犯罪のないまちづくり

## 施策の方針・指標

市民が安全・安心な生活環境の中で暮らせるように、警察や関係団体と連携した防犯活動を推進するとともに、空き家等の適切な管理を促進します。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
刑法犯の認知件数(件/年)	448(H26年)	400(H32年)

## 施策の概要

## 1 防犯意識の高揚

市民一人ひとりが自分の安全は自分で守るという意識を持ち、防犯対策に自ら取り組めるよう、防犯講習会を開催するなど、警察や防犯協会などと連携した意識啓発に努めます。

また、地域安全運動や防犯キャンペーンなどの広報・啓発活動を推進するとともに、広報紙や市公式ホームページなどで犯罪発生状況や防犯対策などの情報を発信し、防犯意識の高揚に努めます。

## 2 地域防犯体制の充実

地域における自主的な防犯活動を促進するため、防犯パトロールや登下校時の子どもたちの見守りなど、町内会や防犯ボランティアが取り組む防犯活動を支援します。

また、防犯灯などを計画的に整備するとともに、「こども110番の家」の利用に関する周知や不審者情報の配信など、防犯対策を推進します。

## 3 空き家等の適切な管理の促進

適切な管理が行われていない空き家等が、防災、防犯等を含め、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家対策特別措置法等に基づき指導等を行います。





## 基本目標4

# 活力に満ちた 産業のまち

- 政策 4-1 魅力ある農林水産業の振興
- 政策 4-2 活力ある商工業の振興
- 政策 4-3 企業誘致の推進と新たな雇用の創出
- 政策 4-4 歴史や自然を活かした観光のまちづくり



## 政策4-1

## 魅力ある農林水産業の振興

施策1 農業の生産性の向上と販路拡大

施策3 農地の保全と有効活用

施策5 林業の振興

施策2 農業の担い手の育成

施策4 畜産業の振興

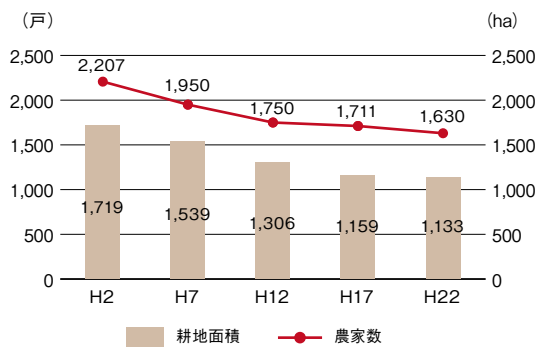
施策6 水産業の振興

## 本市の現状・課題

- 農業者の高齢化や後継者不足等により、農家戸数と農畜産業産出額はともに減少傾向にあります。今後は、担い手の中心となる認定農業者に対する支援を充実するとともに、新規就農者の確保に努めるなど、多様な担い手の育成を図る必要があります。また、農業所得の向上のため、ブランド化や6次産業化<sup>※1</sup>の取組などを支援する必要があります。
- 農地については、平坦地を中心に宅地化が進行しており、中山間地においても、耕作放棄地が増加しているため、農地の確保が急務です。また、地域農業を持続的に発展させるため、担い手農家への農地の利用集積を図り、農地の保全と有効活用を図る必要があります。
- 畜産業については、高齢化や後継者不足等により、農家数は減少傾向にあるため、生産性の向上や後継者の育成を図る必要があります。また、伝染病予防のため、防疫体制を強化する必要があります。
- 林業については、計画的な間伐や林道の整備などを進めるとともに、森林の保全に取り組んでおり、今後も、森林の持つ公益的機能の保全や木材の有効活用を図る必要があります。
- 水産業については、漁場環境の悪化により、本市の特産物であるナマコ等を含め、漁獲量は全体的に減少傾向にあり、今後も、養殖や種苗放流の促進、漁場環境の改善などを図り、水産資源の確保に取り組む必要があります。

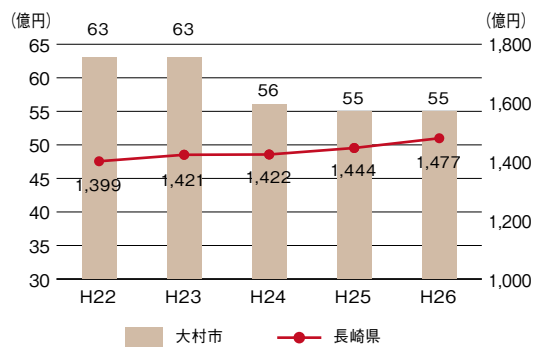
※1 6次産業化：農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や、観光農園のような地域資源を活かしたサービスなど、第2次産業と第3次産業にも取り組むこと。

### (1) 総農家数・経営耕地面積(販売農家)



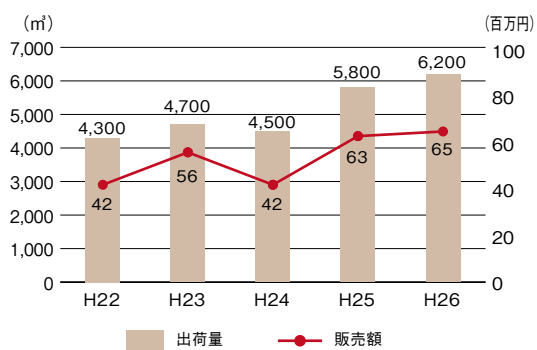
資料) 農業センサス

### (2) 農畜産業産出額



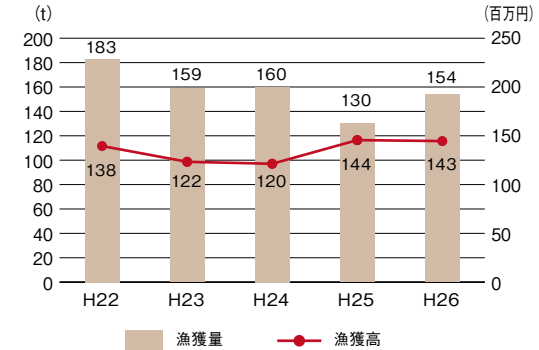
資料) 大村市農業水産課・長崎県農林施策の概要

### (3) 林業出荷量・販売額



資料) 大村市農林整備課

### (4) 漁獲量・漁獲高



資料) 大村市農業水産課

# 施策の体系

## 政策4-1 魅力ある農林水産業の振興

### 施策 1 農業の生産性の向上と販路拡大

- 1 生産性の向上
- 2 農産物のブランド化と販路拡大
- 3 6次産業化の推進
- 4 地産地消の推進
- 5 都市交流型農業の推進

### 施策 2 農業の担い手の育成

- 1 新規就農者の確保
- 2 認定農業者の育成
- 3 集落営農の推進

### 施策 3 農地の保全と有効活用

- 1 農業生産基盤の保全
- 2 農地の利用集積
- 3 耕作放棄地の解消と利活用の推進
- 4 有害鳥獣対策の推進

### 施策 4 畜産業の振興

- 1 優良畜産物の安定生産
- 2 防疫体制の強化
- 3 公共牧場の有効利用

### 施策 5 林業の振興

- 1 森林資源の活用
- 2 公益的機能の保全
- 3 林業経営の安定化

### 施策 6 水産業の振興

- 1 漁業経営基盤の強化
- 2 漁場環境・漁港施設の整備
- 3 漁業の担い手の育成

## 施策1 農業の生産性の向上と販路拡大

### 施策の方針・指標

省力化機械の導入や地域特性に応じた農産物の生産振興を行うことで、生産性の向上に取り組めます。また、農産物のブランド化と販路拡大や6次産業化等を推進します。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
農業産出額(千万円/年)	374(H26年)	420(H32年)
新たにブランド化した農産物の品数(品)	—	3(H32年)
農業イベントへの参加者数(万人/年)	2.5(H26年)	2.8(H32年)

### 施策の概要

#### 1 生産性の向上

生産性の向上を図るため、省資源型施設や省力化機械の導入などによる生産コストや労力の低減などに努めます。

また、地域の特性に応じた農産物の生産振興や、品質向上・多収量化などに取り組めます。

#### 2 農産物のブランド化と販路拡大

農産物のブランド化を推進するため、生産者、JA、行政が連携し、品質向上に取り組むとともに、集出荷施設や選果(花)施設の整備による流通体制の強化を図ります。

また、市場調査や積極的なPRを展開することにより、新たな販路の拡大に取り組めます。

#### 3 6次産業化の推進

農家の所得向上を図るため、付加価値の高い農産加工品等の開発など、6次産業化を促進します。

#### 4 地産地消の推進

JAや直売所などの関係団体と連携したイベントを通じて、地元農産物のPRを行い、生産者と消費者の「顔が見え、話ができる」関係を構築し、地産地消を推進します。

#### 5 都市交流型農業<sup>※1</sup>の推進

農村地域の活性化や農村環境と景観の保全を図るため、地域資源を活かした農業体験や農家民泊などのグリーン・ツーリズムを推進します。

※1 都市交流型農業：豊かな自然環境の中で、市内外から訪れる都市住民が、農業を通じた自然体験や収穫の喜びを体験することで、地域の活性化を図ること。



## 施策の方針・指標

新規就農者の確保や認定農業者の育成、集落営農の推進など、多様な担い手の育成に努めます。

指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
新たに就農した人の数 (人)	—	35 (H32年)
認定農業者数 (人)	261 (H26年)	300 (H32年)
機械利用組合組織化数 (組織)	44 (H26年)	55 (H32年)

## 施策の概要

### 1 新規就農者の確保

県や関係機関と連携し、円滑に就農できる受入体制の充実に努めるとともに、各種研修会などの実施により、新規就農者や後継者の確保に努めます。

また、異業種農業法人<sup>※1</sup>の参入を促進するなど、新たな担い手の確保に努めます。

### 2 認定農業者の育成

地域農業の中核を担う認定農業者を育成するため、経営改善計画<sup>※2</sup>の達成に向けた支援を行うとともに、意見交換会や異業種交流会などの実施により、経営感覚に優れた認定農業者の育成を図ります。

### 3 集落営農の推進

中山間地域における農業を維持するため、集落営農の中心となる人材を育成するとともに、地域の実情に応じた多様な集落営農の組織化を推進し、農業用機械の共同購入による経費の削減や労力の軽減等を図ります。

※1 異業種農業法人：異なる業種から新たに農業分野に参入する法人。

※2 経営改善計画：認定農業者が5年後の所得目標を定め、経営改善を進めるための計画。



# 農地の保全と有効活用

## 施策の方針・指標

農地や農道などの農業生産基盤の維持管理や農地の利用集積<sup>※1</sup>、耕作放棄地の解消などにより農地の保全と有効活用に努めます。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
農地利用集積面積(ha)	93.3(H26年)	180.0(H32年)
耕作放棄地率(%)	8.8(H26年)	7.0(H32年)
有害鳥獣による農業被害額(千円/年)	8,713(H26年)	5,000(H32年)

## 施策の概要

### 1 農業生産基盤の保全

農業生産基盤である農地や農道、用排水路、ため池などを保全するため、計画的な改修や維持管理を行い、農業の有する多面的機能<sup>※2</sup>の発揮に努めます。

### 2 農地の利用集積

農地の有効活用を図るため、関係機関と連携し、農地中間管理事業<sup>※3</sup>などを活用した農地の利用集積を推進します。

### 3 耕作放棄地の解消と利活用の推進

耕作放棄地の解消と利活用の推進を図るため、耕作放棄地の所有者に対する指導や補助事業により、意欲ある農業者等へ農地の斡旋を行います。

また、市民農園や体験農園としての活用や、景観作物の作付けなどを推進します。

### 4 有害鳥獣対策の推進

イノシシ等の有害鳥獣による農作物の被害を軽減するため、地域が一体となった侵入防護柵の設置や捕獲等の対策を推進します。

※1 農地の利用集積：農地の貸借や売買、作業受託等により、担い手に農地を集積すること。

※2 農業の有する多面的機能：国土の保全、水源かん養、自然環境の保全、大気の保全、良好な景観の形成等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給機能以外の多面にわたる機能。

※3 農地中間管理事業：耕作者がいない農地の所有者などから農地を借り受け、再生・整備し、経営規模拡大を目指す農業者に、農地の集積と集約化を支援する事業。

## 施策の方針・指標

優良畜産物の安定生産を図るとともに、家畜伝染病の発生防止や早期発見のための取組により畜産環境の向上に努めます。また、公共牧場の有効利用を推進します。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
畜産物の産出額(千万円/年)	174(H26年)	180(H32年)
公共牧場の平均収容頭数(頭/日)	78(H26年)	78(H32年)

## 施策の概要

### 1 優良畜産物の安定生産

優良畜産物を安定的に生産するため、優良素畜の導入を計画的に行うとともに、繁殖技術や飼養技術の向上を図ります。

また、関係機関と連携して、知名度向上や販路拡大に取り組みます。

### 2 防疫体制の強化

口蹄疫など家畜伝染病の発生防止や早期発見のため、自衛防疫の啓発に努めます。

また、獣医師による農家への定期的な巡回などにより、家畜伝染病に関する迅速かつ適切な情報伝達を行うことで、防疫体制の強化を図ります。

### 3 公共牧場の有効利用

畜産農家の経営力の向上を図るため、公共牧場を有効活用し、農家の労力の軽減や優良な乳用牛・肉用牛の育成に取り組みます。

## 林業の振興

### 施策の方針・指標

森林資源を有効活用するとともに、森林の持つ公益的機能の保全に努めます。また、林業経営の安定化を図ります。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
森林経営計画の作成区域数(林班)	25(H26年)	46(H32年)

### 施策の概要

#### 1 森林資源の活用

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、市有林や私有林を計画的に伐採し、有効活用するとともに、新たな植林を行い、将来にわたり活用できる資源となる森林を目指します。

#### 2 公益的機能の保全

水源かん養、土壌保全、土砂災害防止、大気保全など、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させていくため、森林病虫害の駆除、山林火災や無秩序な伐採の防止などに努めます。

#### 3 林業経営の安定化

林業事業体の経営安定化を図るため、経営の規模拡大、機械化や経営管理の合理化など、林業経営基盤の強化を促進します。また、林地台帳を整備し、効率的な施業集約化を促進します。

## 施策の方針・指標

養殖や種苗放流などにより漁業経営基盤の強化に取り組むとともに、漁場環境の改善や漁港施設の整備に努めます。また、漁業の担い手の育成に努めます。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
漁獲高(百万円/年)	143(H26年)	150(H32年)
漁獲量(t/年)	154(H26年)	160(H32年)

## 施策の概要

### 1 漁業経営基盤の強化

漁具資材の高騰や漁獲量の減少、魚価の低迷などによる漁業経営の厳しい状況を改善するため、カキなど大村湾に適した魚介類の養殖の拡大や、水産加工品の開発を促進するとともに、水産物蓄養施設<sup>※1</sup>の整備を行います。

また、近年、ナマコ等の漁獲量が減少していることから、水産資源の確保を図るため、種苗放流を促進します。

### 2 漁場環境・漁港施設の整備

ヘドロや海底ゴミ、アオサなどによる水質や漁場環境の悪化を改善するため、海底耕うんや浮遊堆積物の除去等を行います。

また、漁港漁場整備長期計画に基づき、漁港や漁場の整備に努めます。

### 3 漁業の担い手の育成

次世代を担う漁業者を育成するため、漁業に触れ合う機会を創出し、漁業への関心を高めます。

※1 水産物蓄養施設：集荷時の一時的な蓄養や、出荷調整等のため一時的に飼養するいけす。

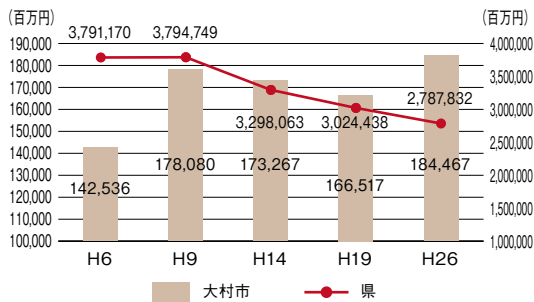
施策1 商店街の振興

施策2 商工業経営基盤の強化と創業支援

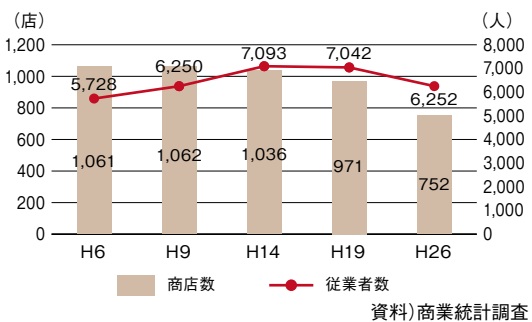
本市の現状・課題

- 本市の商品販売額は増加傾向にありますが、商店数・従業者数は減少しています。また、製造品出荷額と事業所数・従業員数は、微減傾向にあります。
- 中心市街地は、商業施設「コレモおおむら」や分譲・賃貸マンションの完成、さらに、市民交流プラザのオープンなどにより、居住人口や歩行者通行量が増加しており、この流れを中心市街地全体の活性化に繋げていく必要があります。
- 地域経済の活性化や市民生活の向上に寄与するため、平成25年12月に「大村市中小企業振興基本条例」を制定しました。今後は、条例に基づき、中小企業の振興に向けた取組が重要となります。
- 新たな事業の創出や創業を促進するため、支援を行ってきました。今後も、創業希望者の相談窓口の設置や学習機会の充実、創業後のサポートなど、取組を強化する必要があります。

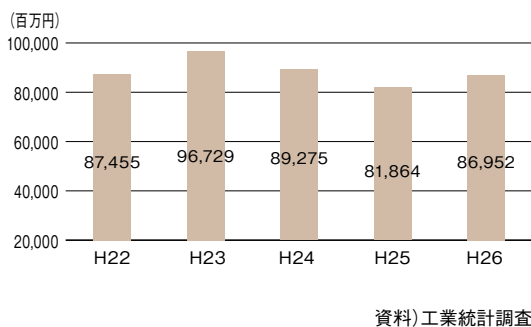
(1) 商品販売額



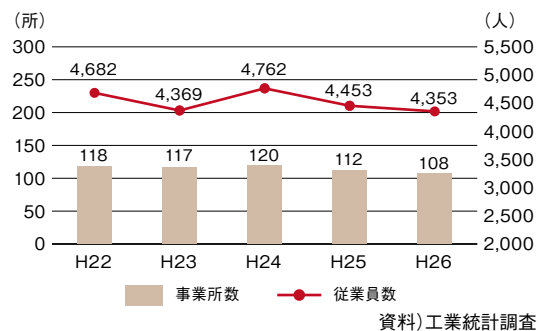
(2) 商店数・従業者数



(3) 製造品出荷額



(4) 事業所数・従業員数



# 施策の体系

## 政策4-2 活力ある商工業の振興

### 施策 1 商店街の振興

- 1 にぎわいのある商店街づくり
- 2 中心商店街の活性化

### 施策 2 商工業経営基盤の強化と創業支援

- 1 中小企業の経営基盤の強化
- 2 地元特産品の開発と販路拡大
- 3 (仮称) 大村市産業支援センターの設置



# 商店街の振興

## 施策の方針・指標

商工会議所等の関係団体と連携し、にぎわいのある商店街づくりを進めます。また、中心市街地複合ビルや県立・大村市立一体型図書館（仮称）の整備などを踏まえ、中心商店街の活性化に取り組みます。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
中心商店街の空き店舗率 (%)	11 (H26年)	8 (H32年)
中央商店街の通行者数 (人/日) (6地点の延べ人数)	10,355 (H26年)	11,000 (H32年)

## 施策の概要

### 1 にぎわいのある商店街づくり

各地域の商店街の活性化を図るため、街路灯などの商店街共同施設の整備を支援するとともに、商工会議所等の関係団体と連携しながら、各商店街の魅力向上のための取組を推進します。

### 2 中心商店街の活性化

JR大村駅周辺の中心商店街の活性化を図るため、中心市街地複合ビルや県立・大村市立一体型図書館（仮称）の整備などを踏まえ、空き店舗対策やにぎわい創出等に取り組みます。



中心商店街でのイベント

## 施策の方針・指標

各種補助金や融資制度の活用を促進し、中小企業の経営基盤の強化を図ります。また、地元特産品の開発と販路拡大や創業支援を行います。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
融資制度の利用件数(件/年)	141(H26年)	150(H32年)
そらえきおおむらの販売品数(品/年)	276(H26年)	5,200(H32年)
(仮称)大村市産業支援センター又は創業塾を介した創業件数(件)	—	50(H32年)

## 施策の概要

### 1 中小企業の経営基盤の強化

中小企業の経営基盤の強化を図るため、支援制度の充実などに努め、新製品の開発や販路拡大、人材育成などを促進します。

また、中小企業融資制度などの周知及び活用促進を図ります。

### 2 地元特産品の開発と販路拡大

物産振興協会や商工会議所などの関係団体との連携強化により、特産品等の更なる開発を促進します。

また、地元特産品のインターネット販売サイト「そらえきおおむら」を活用した販売促進とPR支援に努めるとともに、大都市圏での知名度向上を図ります。

さらに、東南アジア地域などにおける地元産品の販路拡大や中小企業の海外進出への取組を促進します。

### 3 (仮称)大村市産業支援センターの設置

中小企業等の経営相談や創業支援を図るため、産業支援センターを設置します。センターには、専任の相談員等を配置し、経営上の様々な課題について、多角的な視点からアドバイスなどを行うとともに、創業に向けた相談や創業後のフォローアップを行います。

施策1 企業誘致活動の強化と基盤整備

施策2 若者や高齢者の就業支援

## 本市の現状・課題

- 本市は企業誘致のために工業団地を造成し、誘致活動を行ってきました。その結果、「大村ハイテクパーク」は平成23年に、「オフィスパーク大村」は平成24年に完売するなど多くの企業誘致を実現し、雇用の場を確保してきました。しかし、就職や進学時期の年齢層を中心に、県外への人材流出が多くみられることから、更なる雇用の場の確保が求められています。
- 若年層の求人は改善傾向にありますが、非正規雇用や早期離職など、雇用環境にはいくつかの課題があり、積極的な支援が求められています。
- 少子高齢化が進む中で、労働力人口は減少することが見込まれています。一方、高齢者は、有力な労働力として期待されており、高齢者の経験や能力を活かした雇用の場の確保が必要となってきています。

## (1)「大村ハイテクパーク」、「オフィスパーク大村」全景



# 施策の体系

## 政策4-3 企業誘致の推進と新たな雇用の創出

### 施策1 企業誘致活動の強化と基盤整備

- 1 新工業団地の整備
- 2 企業誘致活動の強化

### 施策2 若者や高齢者の就業支援

- 1 若者の就業支援
- 2 高齢者の就業支援



# 企業誘致活動の強化と基盤整備

## 施策の方針・指標

企業誘致の受け皿となる新工業団地等を整備し、関係機関と連携して、積極的な企業誘致を行います。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
新工業団地の整備箇所数(箇所)	—	1(H32年)
企業誘致による雇用創出者数(人)(新工業団地分)	—	1,000(H32年)

## 施策の概要

### 1 新工業団地の整備

本市の産業振興や雇用拡大を図るため、平成31年度の方譲開始を目指し、新工業団地の整備を推進します。

### 2 企業誘致活動の強化

長崎県産業振興財団や県と連携を図るとともに、市の優遇制度を充実させ、新工業団地や新幹線新大村駅(仮称)周辺などへ、企業誘致を積極的に進めます。

また、工場用地として利用できる市内の土地情報を調査・整理し、企業誘致活動に活用します。

## 施策の方針・指標

若者の就職活動を支援するとともに、高齢者の就業機会の確保を図るなど、多様な世代の就業支援に取り組みます。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
市内高校卒業者の市内企業への就職率(%)	13(H26年)	20(H32年)
シルバー人材センター会員の就業延べ人員数(人)	52,838(H26年)	61,000(H32年)

## 施策の概要

### 1 若者の就業支援

市内の高校卒業者の地元企業への就職を支援するため、地域や関係機関等と連携し、インターシップや職場体験活動等の充実を図ります。

また、若者等の就職活動を支援するため、県と共同で開設している就職支援施設(フレッシュワーク)において、個別カウンセリングや適性診断、セミナー等を開催します。

### 2 高齢者の就業支援

高齢者の能力の積極的な活用や就業機会の確保など、高齢者の活躍の場を創出するため、シルバー人材センターによる人材育成や情報発信のほか、新たな就業分野の開拓などを積極的に促進します。

また、新たな事業分野への進出や雇用環境の整備など、高齢者を積極的に活用する企業を支援する国の制度等について、周知に努めます。



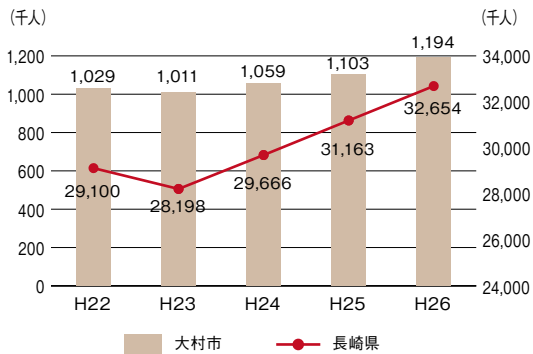
施策1 観光交流のまちづくり

施策2 観光客受入体制の整備

## 本市の現状・課題

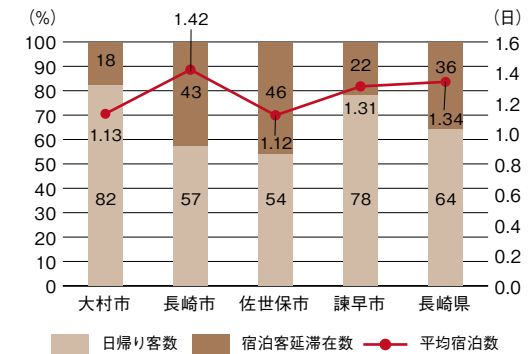
- 「大村市 歴史を活かした観光振興計画」に基づき、魅力的な観光地づくりや観光交流人口の拡大に取り組んできた結果、観光客数は順調に増加し、平成21年に100万人を突破しました。
- 観光客数は増加していますが、約8割が日帰り客となっており、観光消費額や宿泊客数の増加を図るための取組が必要です。
- クルーズ船の入港等に伴い、アジアを中心とした外国人観光客が増加傾向にあります。受入体制の整備を図るため、公衆無線LANの整備や観光アプリの開発などを行っており、更なる誘客に向けた取組が必要です。

### (1) 観光客数



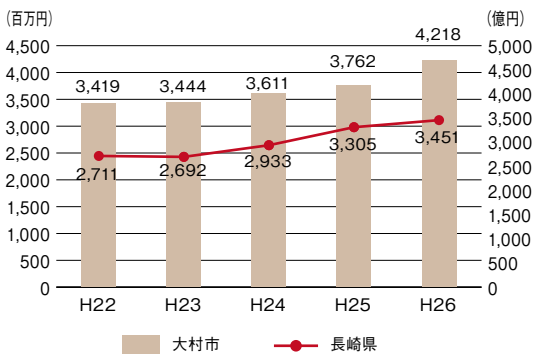
資料)長崎県観光統計

### (2) 日帰り・宿泊客別観光客の構成比(平成26年)



資料)長崎県観光統計

### (3) 観光消費額



資料)長崎県観光統計

### (4) おおむら花まつりの様子



# 施策の体系

## 政策4-4 歴史や自然を活かした観光のまちづくり

### 施策1 観光交流のまちづくり

- 1 歴史や自然等を活かした滞在型観光の推進
- 2 グリーン・ツーリズムの推進
- 3 観光イベントの充実
- 4 コンベンション誘致の強化

### 施策2 観光客受入体制の整備

- 1 観光地の魅力向上
- 2 観光基盤の整備
- 3 情報発信・プロモーション活動の強化
- 4 観光推進体制の充実と人材育成

## 施策1 観光交流のまちづくり

### 施策の方針・指標

豊かな自然や歴史的・文化的な遺産等、本市の観光資源を活用し、滞在型観光やグリーン・ツーリズムの推進を図ります。また、スポーツ大会などコンベンションの誘致強化に努めます。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
観光交流人口(千人/年)	1,194(H26年)	1,580(H32年)
市内宿泊施設の延べ宿泊者数(千人/年)	210(H26年)	250(H32年)
市内民泊施設の延べ宿泊者数(人/年)	406(H26年)	500(H32年)

### 施策の概要

#### 1 歴史や自然等を活かした滞在型観光の推進

滞在型観光を推進するため、歴史・文化、自然など、本市ならではの観光資源を活用したまち歩きや体験プログラムなど、観光メニューの開発を行います。

また、新幹線開業を踏まえ、県内外の観光地と連携した取組を進めます。

#### 2 グリーン・ツーリズムの推進

本市の豊かな自然環境等を活かした魅力的なグリーン・ツーリズムを更に推進するため、関係機関と連携し、農業体験や食育体験など、観光客のニーズに応じた体験プログラムの開発を行います。

#### 3 観光イベントの充実

「おおむら花まつり」、「おおむら夏越まつり」など、イベント内容の充実を図り、観光客の誘客に努めます。

また、地域の祭りや行事などを観光イベントとして活用します。

#### 4 コンベンション誘致の強化

大村市観光コンベンション協会や長崎県観光連盟、長崎県スポーツコミッション等と連携し、各種会議・大会やスポーツ大会・合宿など、コンベンションの誘致強化に努めます。

## 施策の方針・指標

自然や歴史を活かした観光地の魅力向上や、誘導サイン、説明板など観光基盤の整備に努めます。また、情報発信やプロモーション活動の強化を図るとともに、観光推進体制の充実と人材育成に努めます。

指標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
市内主要観光施設の入場者数（万人/年）	65（H26年）	70（H32年）
観光ボランティアガイドの会員数（人）	25（H26年）	35（H32年）
外国人宿泊者数（人/年）	2,000（H26年）	5,000（H32年）

## 施策の概要

### 1 観光地の魅力向上

大村公園をはじめとする自然豊かな観光地の魅力向上を図るため、「オオムラザクラ」や「クシマザクラ」、季節の花々などを植栽し、四季を通して楽しめる観光地づくりを目指します。

また、玖島城跡や武家屋敷街、日本初のキリシタン大名「大村純忠」、天正遣欧少年使節など、各種の観光資源の効果的な活用を図るとともに、市民に親しまれる魅力ある観光地づくりを進めます。

### 2 観光基盤の整備

市内を訪れる観光客が安心して快適に観光できるよう、誘導サインや地点サイン、説明板、トイレ、駐車場など計画的な基盤整備に努めます。

特に、外国人観光客の受入体制の強化を図るため、4か国語表記の看板整備を進めます。

### 3 情報発信・プロモーション活動の強化

国内外の観光客の誘客を図るため、ホームページやパンフレット、ガイドブックなど各種広報媒体を整備し、インバウンド<sup>※1</sup>対策として、多言語による情報発信やPRを強化します。

また、ターゲットを明確にした、きめ細かで戦略的なプロモーション活動を強化します。

### 4 観光推進体制の充実と人材育成

市民や観光関連団体、ホテルや飲食店等の事業者、行政など、官民一体となった観光地域づくりを推進します。

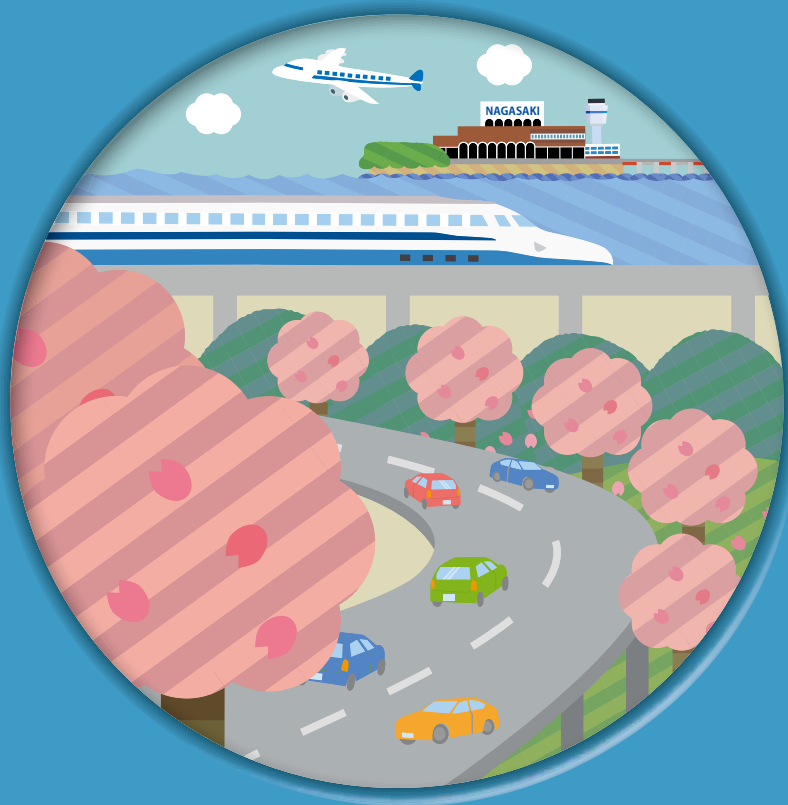
また、観光客の受入体制の強化を図るため、接客研修や語学研修、観光ボランティアガイドの養成など、観光人材の育成に努めます。

※1 インバウンド：外国人観光客のこと。

## 基本目標5

# 機能的で 環境と調和したまち

- 政策 5-1 コンパクトで暮らしやすいまちづくり
- 政策 5-2 道路網の整備と公共交通の利便性の向上
- 政策 5-3 快適で暮らしやすい都市環境の整備
- 政策 5-4 環境にやさしいまちづくり





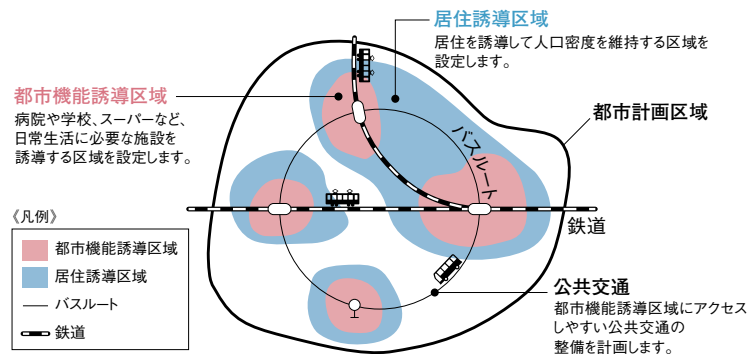
施策1 計画的な土地利用と都市拠点機能の充実

施策2 新幹線を活かしたまちづくり

## 本市の現状・課題

- 本市の市街地は、平野部を中心に広がっています。近年、開発が農村地や丘陵地へ進展し、市街地が郊外へ拡大しているため、地域の特性に応じた計画的な土地利用を推進する必要があります。
- 将来の人口減少に備え、コンパクトで機能的なまちを形成するため、都市機能を集約させ、生活圏の再構築を進めていく必要があります。
- 九州新幹線西九州ルートの開業を踏まえ、「大村市新幹線新大村駅（仮称）周辺地域まちづくり計画」に基づき、官民が連携し新たなまちづくりを推進する必要があります。

### (1) コンパクトで機能的なまちづくりのイメージ



### (2) 新幹線新大村駅（仮称）前周辺ゾーンの整備イメージ



資料)大村市新幹線新大村駅(仮称)周辺地域まちづくり計画



# 施策の体系

## 政策5-1 コンパクトで暮らしやすいまちづくり

### 施策1 計画的な土地利用と都市拠点機能の充実

- 1 計画的な土地利用の推進
- 2 コンパクトで機能的なまちづくり
- 3 中心市街地の活性化

### 施策2 新幹線を活かしたまちづくり

- 1 新幹線の整備促進
- 2 新幹線新大村駅（仮称）周辺の拠点の形成
- 3 多様な交流の促進

## 施策1 計画的な土地利用と都市拠点機能の充実

### 施策の方針・指標

計画的な土地利用の推進を図るとともに、中心市街地周辺や新幹線新大村駅（仮称）周辺などの都市拠点機能の充実と、中心市街地の活性化に取り組みます。

指標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
計画的な土地利用が行われていると感じる人の割合（%）	33.6 （H24～H26年平均）	36.0（H32年）

### 施策の概要

#### 1 計画的な土地利用の推進

自然環境の保全や社会的・歴史的諸条件などを考慮しながら、「国土利用計画法」や「都市計画法」などに基づき、適正かつ計画的な土地利用を推進するとともに、地籍の明確化を図り、土地利用の高度化に資するため地籍調査の早期完了に努めます。

また、土地利用の現状や将来の動向を考慮しながら、用途地域の適切な見直しを行います。

#### 2 コンパクトで機能的なまちづくり

多極ネットワーク型コンパクトシティ<sup>※1</sup>の実現に向け、立地適正化計画を策定し、居住と都市機能の適正な誘導を図るとともに、公共交通のネットワーク化を計画的に進めます。

#### 3 中心市街地の活性化

JR大村駅周辺を中心とする中心市街地において、「県立・大村市立一体型図書館（仮称）」、「コレモおおむら」、「市民交流プラザ」の連携を進め、3核1モールとして更なる活性化を進めます。

※1 多極ネットワーク型コンパクトシティ：日常生活に必要な行政サービスや医療・福祉施設、商業施設や住居等を集約したコンパクトシティを複数箇所形成し、公共交通により相互アクセスできるよう整備したまち。

## 施策2

## 新幹線を活かしたまちづくり

## 施策の方針・指標

九州新幹線西九州ルートを整備するとともに、まちづくりの拠点となる新幹線新大村駅（仮称）周辺や車両基地周辺の整備を進め、観光やビジネスなど多様な交流を促進します。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
新幹線新大村駅(仮称)周辺整備事業の進捗率(%)	0.5(H26年)	89.1(H32年)

## 施策の概要

## 1 新幹線の整備促進

九州新幹線西九州ルートの開業に向け、関係機関や関係自治体と連携しながら、着実な整備を促進します。

## 2 新幹線新大村駅（仮称）周辺の拠点の形成

新幹線新大村駅（仮称）周辺の基盤整備を行い、高い交通利便性を活かして、企業誘致や定住促進等に取り組みます。

また、車両基地の整備に伴い、周辺部への関連企業の誘導を図るとともに、新たな観光資源として活用するなど、立地を活かした取組を進めます。

## 3 多様な交流の促進

九州新幹線西九州ルートの開業に向け、魅力的な観光地づくりなど、受入体制の整備に取り組むとともに、ビジネスや学術など、多様な交流活動を促進するため、積極的な情報発信に努めます。

施策1 道路網の整備

施策2 利便性の高い公共交通の確立

## 本市の現状・課題

- 道路網は、長崎自動車道、国道、県道と都市計画道路を中心に形成されています。その中でも、国道34号は、市内を縦貫し、県北・県南地域をつなぐ大動脈として、地域産業や市民生活を支える重要な幹線です。
- 国道34号大村-諫早間については、一部区間において4車線整備が進みつつあるものの、未整備区間においては、近年の交通量増加から慢性的な渋滞が発生しており、解消には4車線化の早期実現が必要です。また、九州新幹線西九州ルートの開業による影響も踏まえながら道路交通ネットワークの整備を進める必要があります。
- 公共交通は、航空路、JR、バス路線などにより構成されていますが、路線バスは利用者の減少が進んでいます。また、公共交通が十分に行き届いていない地区も存在しており、交通弱者への対応や新幹線との接続等を踏まえた、利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図る必要があります。
- 長崎空港の利用者数は、近年、増加傾向にあり、更なる利用促進を図るため、利便性向上や機能強化を推進する必要があります。

## (1) 公共交通体系図



# 施策の体系

## 政策5-2 道路網の整備と公共交通の利便性の向上

### 施策1 道路網の整備

- 1 国道34号の整備促進
- 2 幹線道路の整備
- 3 木場スマートインターチェンジ(仮称)の整備
- 4 生活道路の整備

### 施策2 利便性の高い公共交通の確立

- 1 JR大村線の機能充実
- 2 バス路線の再編
- 3 長崎空港の利便性向上及び機能強化



## 施策1

## 道路網の整備

## 施策の方針・指標

交通の利便性と安全性を確保するため、国道34号の整備促進、幹線道路や生活道路の整備を計画的に進めるとともに、木場スマートインターチェンジ(仮称)の整備を行います。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
都市計画道路の改良率(%)	70.8(H26年)	72(H32年)
木場スマートインターチェンジ(仮称)の整備進捗率(%)	28(H26年)	100(H32年)
市道の改良率(%)	66.8(H26年)	69(H32年)

## 施策の概要

## 1 国道34号の整備促進

国道34号大村-諫早間の4車線化については、慢性的な渋滞を解消するため、早期事業化を促進します。

また、市内中心部の拡幅についても、未整備区間の早期完成を促進します。

## 2 幹線道路の整備

九州新幹線西九州ルートの開業等による交通需要の変化などを踏まえ、「池田沖田線」、「大村駅前原口線」など、都市計画道路の整備を進めます。

## 3 木場スマートインターチェンジ(仮称)の整備

高速道路へのアクセス向上や幹線道路などの交通円滑化を図るため、木場スマートインターチェンジ(仮称)の整備を行います。あわせて、木場スマートインターチェンジ(仮称)から都市計画道路「久原池田線」までの市道整備を行います。

## 4 生活道路の整備

市民生活における移動の利便性と安全性を確保するため、市道の計画的な整備とその他生活道路の維持管理等の促進に努めます。

また、長寿命化計画に基づき、道路施設の適切な維持管理に努めます。

## 施策2 利便性の高い公共交通の確立

### 施策の方針・指標

JR大村線や路線バス等の公共交通網の整備・充実を図ります。また、長崎県の空の玄関口である長崎空港の利便性向上や機能強化を推進します。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
鉄道の利用者数(千人/年)	3,154(H26年)	3,300(H32年)
バス1便当たりの利用者数(人/便)	13.5(H26年)	13.5(H32年)
長崎空港の利用者数(千人/年)	3,008(H26年)	3,340(H32年)

### 施策の概要

#### 1 JR大村線の機能充実

九州新幹線西九州ルートの開業を踏まえ、JR大村線の新駅設置等を進めるとともに、新幹線との接続を考慮したダイヤ編成や増便等について関係機関に働きかけを行います。

#### 2 バス路線の再編

通勤・通学や通院、買物など、市民の日常的な移動を支える効率的で利便性の高いバス路線の再編を図るため、ネットワーク化やダイヤ等の見直しに取り組みます。

また、JR大村駅や新幹線新大村駅(仮称)と路線バス等との接続を図ります。

路線バス等の既存の公共交通機関でカバーできない交通需要に対応するため、コミュニティバス<sup>※1</sup>や乗合タクシーなどを活用したデマンド型交通<sup>※2</sup>の導入について検討を進めます。

#### 3 長崎空港の利便性向上及び機能強化

長崎空港の利便性向上や機能強化を図るため、県や関係団体と連携し、国内線・国際線の定期路線の増設や増便、チャーター便の誘致、貨物輸送の強化などを推進するとともに、長崎空港の24時間化の実現を目指します。

※1 コミュニティバス:乗合バスの一種で、主に交通空白地域の解消、高齢者の外出支援、市街地の活性化を図ることなどを目的として運行される。

※2 デマンド型交通:利用者の希望時間帯、乗車場所などの要望(デマンド)に応じて運行する交通。

施策1 住環境の整備

施策3 公園・河川の整備

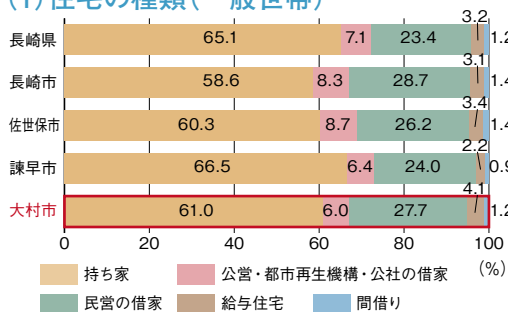
施策2 景観の保全

施策4 上下水道の整備

本市の現状・課題

- 近年の宅地開発は、小規模な住宅地の整備が郊外へ拡大している状況です。今後は、民間開発を視野に入れた都市環境の整備や、多様なライフスタイルに対応した良質な住環境の形成を図る必要があります。
- 「大村市景観条例」に基づき、歴史的、自然的な景観の維持・形成に取り組んでいます。また、「大村市屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の適正な管理に努めています。
- 安らぎと潤いを与えてくれる貴重な空間として、公園や河川等の整備や適切な維持管理を行う必要があります。また、屋外スポーツ施設として、総合運動公園の着実な整備を進める必要があります。
- 上下水道事業は、普及・拡大から維持管理及び更新へと事業の転換を進めており、今後も安定した水の供給と効率的な汚水処理を行う必要があります。

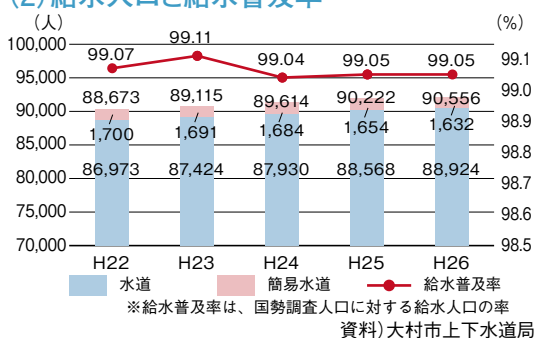
(1) 住宅の種類(一般世帯)



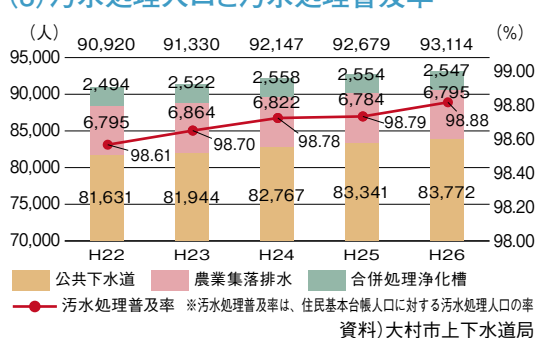
住宅の種類	一般世帯数	世帯人員	1世帯当たり		1人当たり延べ面積
			人員	延べ面積	
総数	33,520	86,756	2.59	104.3	40.3
持家	20,438	57,889	2.83	134.5	47.5
公営借家	2,002	4,608	2.30	59.9	26.0
民営借家	9,301	20,091	2.16	56.6	26.2
給与住宅	1,369	3,237	2.36	58.2	24.6
間借り	410	931	2.27	53.0	23.3

資料) 平成22年国勢調査

(2) 給水人口と給水普及率



(3) 汚水処理人口と汚水処理普及率



# 施策の体系

## 政策5-3 快適で暮らしやすい都市環境の整備

### 施策1 住環境の整備

- 1 良好な住宅市街地の形成
- 2 市営住宅の適正な管理

### 施策2 景観の保全

- 1 地域資源を活かした魅力的な景観の形成
- 2 屋外広告物の適正な管理

### 施策3 公園・河川の整備

- 1 公園の整備・維持管理
- 2 地域住民と連携した公園の維持管理と緑化の推進
- 3 河川・海辺空間の整備・維持管理

### 施策4 上下水道の整備

- 1 安定的な水源の確保と水質管理
- 2 計画的な水道施設の更新と耐震化の推進
- 3 公共下水道の整備促進
- 4 農業集落排水施設等の適正な維持管理

## 施策1

## 住環境の整備

## 施策の方針・指標

良好な住宅市街地の形成に向けた基盤整備を推進します。また、市営住宅の適正な管理を推進します。

指標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
優良な民間住宅への支援件数（件/年）	130（H26年）	145（H32年）
市営住宅のバリアフリー化率（%）	69（H26年）	86（H32年）

## 施策の概要

## 1 良好な住宅市街地の形成

魅力ある住宅市街地を形成するため、都市計画法に基づいた地区計画<sup>※1</sup>制度の推進を図ります。

また、木造住宅については、耐震化や省エネルギー化、バリアフリー化などの支援を行います。

## 2 市営住宅の適正な管理

「大村市営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化した市営住宅について、ユニバーサルデザインに配慮した建替や改修を行います。

また、予防保全的な観点も踏まえた計画的な維持管理を行うことで、トータルコストの縮減を図ります。

※1 地区計画：地区の特性に応じた良好な都市環境の整備と保全を図るため、道路、公園などの施設の整備、建築などに関し、必要な事項を一体的かつ総合的に定め、良好なまちづくりのルールを都市計画法によって定めるもの。



## 施策2 景観の保全

### 施策の方針・指標

地域資源を活かした魅力的な景観の形成と屋外広告物の適正な管理を行い、景観の保全に努めます。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
街なみが美しく住みやすいと感じる市民の割合(%)	72.6 (H24~H26年平均)	75.0(H32年)

### 施策の概要

#### 1 地域資源を活かした魅力的な景観の形成

豊かな自然と歴史に恵まれた大村にふさわしい景観の形成を図るため、「大村市景観条例」に基づき、良好な街なみの保全など、景観形成を推進します。

特に、歴史的景観が残る上小路周辺地区は、景観形成重点地区として保全に努めます。

#### 2 屋外広告物の適正な管理

屋外広告物の適正な管理を行うため、「大村市屋外広告物条例」に基づき、市民や事業者に対する周知啓発に取り組み、違反広告物に対する指導を行います。



景観形成地区(上小路周辺地区)

## 施策の方針・指標

計画的な公園の整備と維持管理を行うとともに、緑化の推進に取り組みます。また、安全で親しみのもてる河川・海辺空間の整備や維持管理を行います。

指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
一人当たりの都市公園面積 (㎡/人)	6.4 (H26年)	6.8 (H32年)
地域団体が管理する公園数 (公園)	44 (H26年)	56 (H32年)
親水空間 <sup>※1</sup> の設置箇所数 (箇所)	23 (H26年)	24 (H32年)

## 施策の概要

### 1 公園の整備・維持管理

安全で魅力的な公園を目指し、「大村市公園施設長寿命化計画」に基づき、設備等の計画的な補修・更新を行います。

また、大規模なスポーツ大会への対応や市民スポーツの推進などを図るため、「大村市総合運動公園」の早期整備を行います。

### 2 地域住民と連携した公園の維持管理と緑化の推進

美しく潤いのある環境づくりを目指し、地域住民と連携した公園の維持管理や、花に関するイベントの実施など、住民参加型の取組を推進します。

### 3 河川・海辺空間の整備・維持管理

河川環境の保全や水辺空間の創出など、安全で親しみがもてる河川の整備を目指し、郡川やよし川等の計画的な河川改修を進めます。

また、海岸部においては、人工浅場など海辺に親しみがもてる空間の整備に努めるとともに、プレジャーボートなどを係留する港湾施設についても、県と連携しながら魅力的な海辺空間の整備・維持管理に取り組みます。

※1 親水空間：河川や公園、海辺などにおいて、水に触れることで水に対し親しみを深めることができる空間。

# 上下水道の整備

## 施策の方針・指標

安定的な水源の確保と水質管理を行うとともに、計画的な水道施設の更新と耐震化を図ります。また、公共下水道の整備促進を図るとともに、污水处理施設の適正な維持管理を行います。

指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
水源余裕率 <sup>※1</sup> (%)	39.7 (H26年)	40.0 (H32年)
水道管路の耐震化率 (%)	7.6 (H26年)	15.0 (H32年)
水道管路の年間更新率 (%)	0.45 (H26年)	1.1 (H32年)
污水处理人口普及率 (%)	98.9 (H26年)	99.2 (H32年)
雨水整備率 (%) (整備面積/認可区域面積)	56.2 (H26年)	58.6 (H32年)

## 施策の概要

### 1 安定的な水源の確保と水質管理

本市の水源余裕率は、全国平均 (54.9%) より低い状況にあるため、渇水時の取水制限や地下水の水質変化に備え、将来の水需要を予測した計画的な水源開発を行い、安定的な水源確保を図ります。

また、水道水源の水質は、季節や天候などにより変化するため、迅速かつ的確な水質管理を行い、良質な水を安定的に供給します。

### 2 計画的な水道施設の更新と耐震化の推進

水道管路については、漏水調査等の分析・評価に基づき管路の更新とともに耐震化を進めます。

また、坂口浄水場をはじめ水道施設 (水源・送水施設) については、アセットマネジメント<sup>※2</sup> 計画と耐震化計画を策定します。

※1 水源余裕率：一日最大配水量に対してどれだけゆとりをもって水源を確保しているかを示すもので、渇水に対する安全度を示す指標。(H26年：大村市39.7%、全国平均54.9%)

※2 アセットマネジメント：施設や設備を効果的かつ効率的に管理すること。

### 3 公共下水道の整備促進

「大村市公共下水道事業基本計画」に基づき、下水道未整備区域における污水管等の整備を進めるとともに、「大村湾流域別下水道整備総合計画」に基づき、下水道処理施設に高度処理方式を導入します。

また、大雨などによる浸水に備えるため、雨水管渠の整備を推進します。

### 4 農業集落排水施設等の適正な維持管理

農村地域の生活環境の向上や農業用水の水質保全を図るため、農業集落排水施設の適正な維持管理を行います。

また、より効率的な汚水処理を行うための「汚水適正処理構想」を策定し、適正な管理運営に努めます。

さらに、公共下水道事業及び農業集落排水事業の区域外においては、合併処理浄化槽の普及と適正な維持管理を促進します。

施策1 環境保全の推進

施策3 ごみの減量化と適正処理の推進

施策2 環境汚染対策の推進

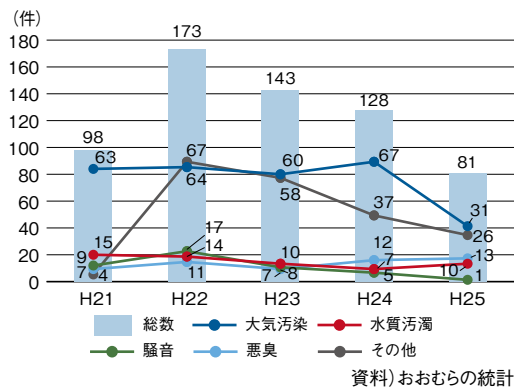
## 本市の現状・課題

- 本市の人口一人当たりのCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）排出量は、全国平均に比べ少ない状況ですが、今後も地球温暖化対策として、家庭生活や企業活動の省エネルギー化と再生可能エネルギーの利用拡大に努める必要があります。
- 大村湾の水質は、湾全体として環境基準を達成していない状況にあるため、県や流域市町等が連携して水質改善に向けた取組を実施しています。今後も、水質改善に向けた継続的な取組が必要です。
- 「第二次大村市環境基本計画」に基づき、騒音や振動等の公害に対する監視、指導等を行っており、近年では公害苦情件数は減少しています。しかし、光化学オキシダントやPM2.5などの大気汚染物質等が新たな問題となっており、適切な対応が必要です。
- 人口一人当たりのごみ総排出量は、全国平均や県平均よりも少ない状況ですが、更なるごみ排出量の抑制に向け、市民・事業者の意識の高揚などに取り組みとともに、リサイクル率の向上に向けた取組を推進する必要があります。

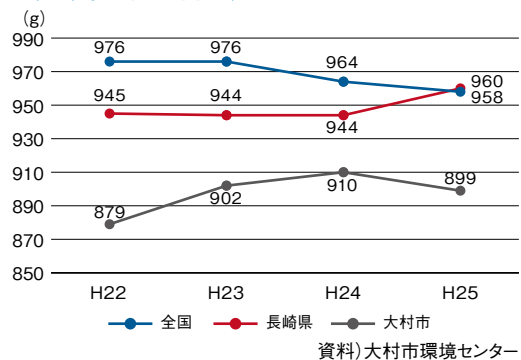
### (1) 市民大清掃の様子



### (2) 公害苦情件数



### (3) 家庭系ごみ一人一日当たりの排出量 (※資源物を含む)





# 施策の体系

## 政策5-4 環境にやさしいまちづくり

### 施策1 環境保全の推進

- 1 地球温暖化対策の推進
- 2 豊かな自然環境の保全
- 3 環境保全意識の醸成

### 施策2 環境汚染対策の推進

- 1 公害防止の推進
- 2 環境衛生・環境美化の推進
- 3 斎場の適正な維持管理及び墓地の適正な管理の促進

### 施策3 ごみの減量化と適正処理の推進

- 1 ごみの減量化の推進
- 2 廃棄物の適正処理の推進

## 環境保全の推進

## 施策の方針・指標

地球温暖化対策を推進するとともに、豊かな自然環境の保全や自然を活かした環境教育に努めます。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
市の公共施設における温室効果ガス排出量(t-co <sub>2</sub> /年)	32,344(H26年)	30,727(H32年)
大村湾のCOD <sup>※1</sup> 値(mg/L) (大村湾のCOD値の環境基準値:2.0mg/L)	2.5(H26年)	2.0(H32年)
環境講座・イベントへの参加者数(人/年)	1,159(H26年)	1,200(H32年)

## 施策の概要

## 1 地球温暖化対策の推進

市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策を推進するため、家庭生活や企業活動における省エネルギー活動の普及啓発や建築物の省エネルギー化を促進します。

また、公共施設については、太陽光などを活用した再生可能エネルギーを今後も率先して導入するとともに、市民や事業者に対し、普及啓発を行います。

## 2 豊かな自然環境の保全

大村湾や多良山系などの豊かな自然環境を守るため、水源かん養機能や土砂災害防止機能などを持つ森林・農地の保全を推進します。

また、県、大村湾流域市町等で組織する「大村湾をきれいにする会」との連携を図りながら、大村湾の環境保全に努めます。

## 3 環境保全意識の醸成

市民や事業者が環境についての理解を深め、自発的な環境保全活動の実践につながるよう、啓発を行うとともに、大村湾や多良山系など、自然環境を活かした環境学習の充実を図ります。

※1 COD: 化学的酸素要求量 (Chemical Oxygen Demand)。水質汚濁の指標の1つで、水中に有機物などの物質がどれくらい含まれるかを、過マンガン酸カリウムなど酸化剤の消費量を酸素の量に換算して示される。CODの値が大きいほど水中の有機物が多いことを示し、水質汚濁の程度も大きくなる傾向がある。

## 施策の方針・指標

公害のないまちづくりに取り組むとともに、環境衛生・環境美化を推進します。また、斎場や墓地の適正な維持管理を行います。

指標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
環境基準達成率（騒音・振動・水質）（%）	82（H26年）	85（H32年）
狂犬病予防注射接種率（%）	70.1（H26年）	80.0（H32年）

## 施策の概要

### 1 公害防止の推進

騒音、振動などの都市型公害への監視・指導体制を充実するとともに、関係機関と連携し、大気汚染、悪臭、水質汚濁などへの対応を強化することで、公害のないまちづくりに努めます。

また、光化学オキシダントや PM2.5などの大気汚染物質等により、人体等への影響が懸念される場合には、市民や事業者に対して迅速に情報を提供します。

### 2 環境衛生・環境美化の推進

「大村市環境美化条例」及び「大村市環境保全条例」に基づき、空き缶などのごみの散乱防止や空き地の適正な管理、緑化に取り組み、環境衛生・環境美化を推進します。あわせて、市民参加の清掃活動を開催することで、市民の環境美化意識の醸成に取り組みます。

また、犬や猫などの適正な飼養の促進を図るため、関係機関と連携した飼主への飼い方の指導に取り組むとともに、終生飼養など動物愛護についての普及啓発を推進します。

### 3 斎場の適正な維持管理及び墓地の適正な管理の促進

斎場については、近代的無公害斎場としての機能を維持するとともに、適正な運用管理を行います。

また、墓地については、公衆衛生の観点から適正な維持管理を促進します。

## 施策3

## ごみの減量化と適正処理の推進

## 施策の方針・指標

ごみの減量化を推進するとともに、不法投棄の防止やごみ処理施設の安定的な運営などにより、廃棄物の適正な処理を推進します。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
家庭系ごみ一人一日当たりの排出量(g) (資源物を除く)	513(H26年)	497(H32年)
不法投棄回収量(可燃物・不燃物)(kg)	9,424(H26年)	9,100(H32年)

## 施策の概要

## 1 ごみの減量化の推進

ごみの減量化を促進するため、3R運動<sup>※1</sup>の普及啓発を行い、行政・市民・事業者の連携による取組を推進します。

また、リサイクル製品の優先的な購入を行うとともに、市民や事業者に対し、リサイクル製品等の利用促進に関する情報発信や普及啓発を推進します。

さらに、家庭から出る使用済み食用油を回収し、バイオディーゼル燃料としてリサイクルを行います。

## 2 廃棄物の適正処理の推進

不法投棄や野外焼却などを防止するため、周知啓発やパトロールを行います。

また、産業廃棄物については、事業者の責任において適正処理を行うよう、県と連携して指導します。

ごみ処理施設については、適正な維持管理に努め、安定的で効率的な廃棄物処理を行うとともに、近年のごみ搬入量の増加や施設の老朽化等に対応するため、新施設の改築計画に着手します。

ごみ収集については、ごみステーション化を促進するとともに、ごみの搬出が困難な高齢者等を対象に、「ふれあい収集」<sup>※2</sup>を実施します。

※1 3R運動：3Rとは、Reduce(リデュース：発生抑制)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再生利用)の3つの英単語の頭文字をとったもので、これらの取組を行うことで環境と経済が両立した循環型社会を目指す運動。

※2 ふれあい収集：ごみの戸別収集を行うとともに、見守りとしての声掛けなどを行う活動。





## 基本目標6

# 持続可能な行財政運営と 市民協働の推進

政策 6-1 効率的で開かれた行政運営の推進

政策 6-2 健全な財政運営の推進

政策 6-3 地域コミュニティの活性化とみんなで取り組むまちづくり

政策 6-4 お互いを尊重し、誰もが活躍できる社会づくり



## 効率的で開かれた行政運営の推進

施策1 効率的な行政運営の推進

施策3 組織体制の強化

施策2 開かれた市政の推進と個人情報の保護

## 本市の現状・課題

- 本市では行政評価を導入し、限られた人材と財源を重要度や優先度が高い施策へ充当しています。
- 事業の推進にあたっては、広域行政による施策展開のほか、指定管理者制度等の多様な民間活力の導入や、ICTを活用した効率的で効果的な行政サービスを推進しています。
- 行政情報の発信については、広報紙や市公式ホームページ、SNSのほか、テレビや新聞、ラジオなどの各種広報媒体を活用しています。また、市民を対象とした意見交換会等の機会を活用し、市民ニーズの把握に努めています。
- 多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、効率的で実行力のある組織づくりが必要です。

# 施策の体系

## 政策6-1 効率的で開かれた行政運営の推進

### 施策 1 効率的な行政運営の推進

- 1 効率的・効果的な事業の実施
- 2 広域行政の推進
- 3 ICTを活用した行政サービスの推進

### 施策 2 開かれた市政の推進と個人情報の保護

- 1 情報の公開
- 2 広報の充実
- 3 市民ニーズの的確な把握
- 4 個人情報の保護

### 施策 3 組織体制の強化

- 1 効率的で実行力のある組織づくり
- 2 人材育成の推進

## 施策1 効率的な行政運営の推進

### 施策の方針・指標

行政評価の実施や民間活力の有効活用などによる、効率的な行政運営を行います。また、消防・救急業務など、多様な分野における広域行政の推進を図ります。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
電子申請件数(件/年)	80,867(H26年)	97,000(H32年)

### 施策の概要

#### 1 効率的・効果的な事業の実施

多様化・高度化する市民ニーズへの確に対応するとともに、質の高い行政サービスを提供できるよう、行政評価の実施や行政改革を推進し、効率的かつ効果的な事業の実施に努めます。

また、民間の優れたノウハウを活用した行政サービスの提供を目指し、事務事業のアウトソーシングや指定管理者制度を活用し、事業の効率化と行政サービスの向上に努めます。

#### 2 広域行政の推進

県央地域広域市町村圏組合による消防・救急業務など、広域的な対応が必要な事業について、共同して取り組み、広域連携による施策展開を図ります。

また、多様な分野における広域行政の可能性について検討します。

#### 3 ICTを活用した行政サービスの推進

迅速で確実な事務処理を実現するため、ICTを活用した手続きの簡素化など、より利便性の高い行政サービスを提供します。

また、庁内の情報システムの導入・運用に関しては、民間が提供するクラウドサービスなど効率的なシステムの利用を進めながら、費用対効果を高めるとともに、業務の効率化に努めます。

## 施策2 開かれた市政の推進と個人情報保護

### 施策の方針・指標

公正で開かれた市政を推進するため、広報の充実を図るとともに、市民ニーズの的確な把握に努め、市民参画の機会を拡充します。また、情報公開制度や個人情報開示制度の適正な運用を行います。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
情報公開制度の公開件数(件/年)	41(H26年)	45(H32年)
市公式ホームページのアクセス件数(件/年)	636,879(H26年)	700,000(H32年)

### 施策の概要

#### 1 情報の公開

公正で開かれた市政を推進するため、「大村市情報公開条例」に基づく情報公開制度や「大村市個人情報保護条例」に基づく個人情報開示制度の適正な運用を行います。

#### 2 広報の充実

行政情報を広く的確に伝えるため、広報紙や市公式ホームページのほか、テレビや新聞、ラジオなど各種広報媒体を活用した情報発信を行います。

また、フェイスブックなどSNSを活用し、効果的な情報発信を行います。

#### 3 市民ニーズの的確な把握

市民の意見や要望などを市政に的確に反映させるため、地区別ミーティングをはじめ意見交換会等を引き続き実施するほか、市民相談などの充実を図ります。

また、電子メール、市公式ホームページ、フェイスブックなど、各種広報媒体を活用した広聴機能の強化を図り、市民ニーズの的確な把握に努め、市民参画の機会を拡充します。

#### 4 個人情報の保護

市が取得・保有する個人情報については、「大村市個人情報保護条例」に基づき、外部への流出や不正利用が起きないように適正な取扱いを行います。

また、市のコンピューター・ネットワークに対する外部からの不正侵入、個人情報の流出やデータの改ざんなど、市の保有情報に関するリスクを未然に回避するため、情報セキュリティ対策に組織全体で取り組むとともに、市民の個人情報を守り、信頼性の高い市政を推進します。



## 施策の方針

効率的で実行力のある組織づくりと人材育成の推進に取り組みます。

## 施策の概要

### 1 効率的で実行力のある組織づくり

各部署において、随時、組織体制の点検を行い、グループ制の活用等により、行政課題に柔軟に対応するとともに、必要に応じて市全体の組織機構の見直しと適正な人員配置を行い、効率的で実行力のある組織づくりに努めます。

### 2 人材育成の推進

市の行政運営を担っている職員の「能力の向上」、「意欲の向上」に継続的に取り組みます。

「能力の向上」については、職員本人の自己啓発に加え、職場における業務の遂行を通じた職場内研修と、高い知識や能力を身につけるための職場外研修に取り組みます。

「意欲の向上」については、業績・能力に基づいた人事管理と、職員一人ひとりが客観的に自分の業績・能力を捉え、成長の糧とするために必要な人事評価制度の構築に取り組みます。

政策6-2

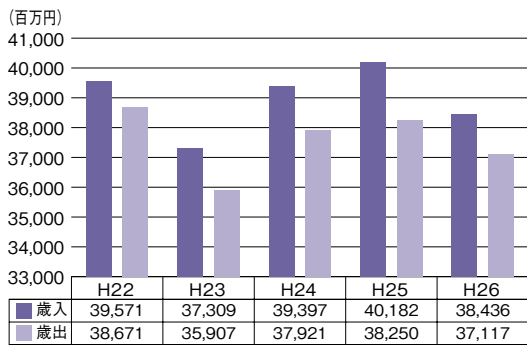
健全な財政運営の推進

施策1 健全な財政運営の推進

本市の現状・課題

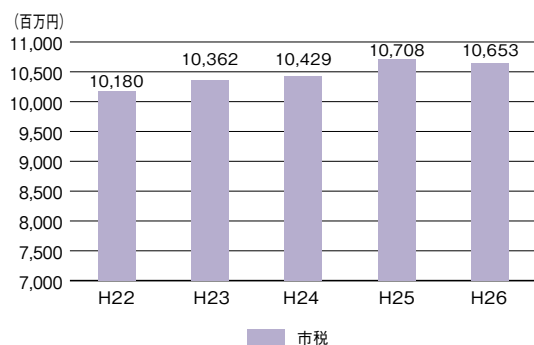
- 歳入については、その根幹となる市税収入が、ここ数年ほぼ横ばいで推移しており、今後も歳入全体的大幅な伸びは期待できない状況です。また、歳出については、社会保障費の増加に加え、新幹線新大村駅（仮称）周辺整備事業や県立・大村市立一体型図書館（仮称）建設事業などの大型建設事業が控えており、これまで以上に効率的な財政運営に努める必要があります。
- 「大村市債権管理条例」の制定やふるさとづくり寄附制度の見直しなど、自主財源の確保に努めており、今後も更なる歳入確保に向けた取組を進める必要があります。
- 公営企業については、将来的な人口減少や高齢化などの社会動向、施設の計画的な更新等、長期的な視野に立ち、安定した経営に取り組む必要があります。

(1) 歳出歳入決算額



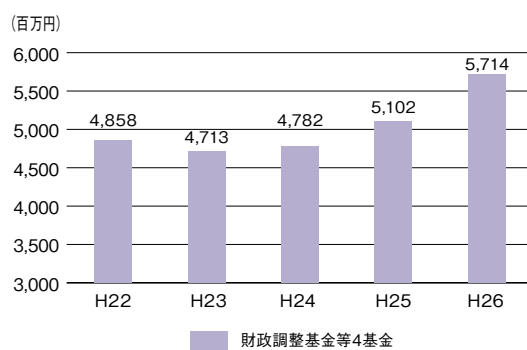
資料)大村市財政課

(2) 市税収入額



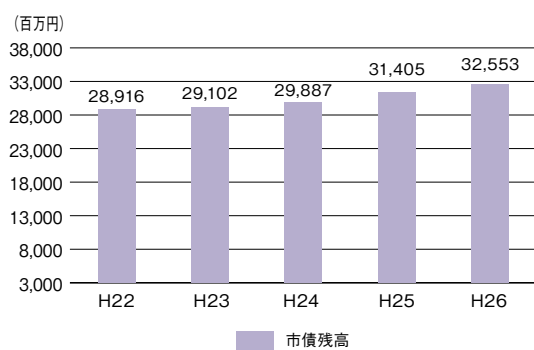
資料)大村市財政課

(3) 財政調整基金等4基金



資料)大村市財政課

(4) 市債残高



資料)大村市財政課

# 施策の体系

## 政策6-2 健全な財政運営の推進

### 施策1 健全な財政運営の推進

- 1 効率的な財政運営
- 2 自主財源の確保
- 3 未利用公有地の処分推進
- 4 企業会計の効率的運営
- 5 モーターボート競走事業の安定経営

## 健全な財政運営の推進

## 施策の方針・指標

効率的な財政運営を行うとともに、収納率の向上や使用料などの適正化、未利用公有地の売却等による自主財源の確保に努めます。また、企業会計等の効率的運営に取り組みます。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
経常収支比率 <sup>※1</sup> (%)	92.0(H26年)	90.0(H32年)
市税収納率(%)	95.1(H26年)	97.0(H32年)

## 施策の概要

## 1 効率的な財政運営

限られた財源の中で最大の効果を挙げていくために、事業の重点化や行政評価と予算の連動など、「選択と集中」により効率的な財政運営を目指します。

また、毎年度公表している中期的な財政見通しを踏まえながら、持続可能で安定した財政基盤を維持します。

## 2 自主財源の確保

税負担の公平化と税収の安定確保を図るため、適正かつ公平な課税を行います。

また、自主納付の啓発を進めるとともに、「大村市債権管理条例」に基づき滞納整理を進め、収納率を向上させます。

使用料については、受益者負担の原則に立ち、住民福祉との均衡を保ちながら適正化を図ります。

※1 経常収支比率：人件費や扶助費、公債費など、縮減することが容易でない経費（義務的経費）に、地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度費やされているかを求めたもの。財政構造の弾力性を測定する指標で、低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使える財源が多いことを示している。

### 3 未利用公有地の処分推進

自主財源を確保するため、具体的な利用計画がない公有地について、売却や貸付を進めます。

### 4 企業会計の効率的運営

上下水道事業については、水道料金・下水道使用料の適正化や収納率の向上対策に取り組むとともに、維持管理の効率化によるコスト削減などに努め、将来にわたり持続可能な経営基盤を確立します。

病院事業については、公設民営方式の指定管理者制度により、引き続き経営の安定化に取り組めます。

### 5 モーターボート競走事業の安定経営

ビッグレースの誘致や場外発売場の新規開設、ナイトレースの導入等に取り組み、売上の拡大を図るとともに、効率的な事業運営により収益を向上させ、事業目的である市財政への更なる貢献を目指します。



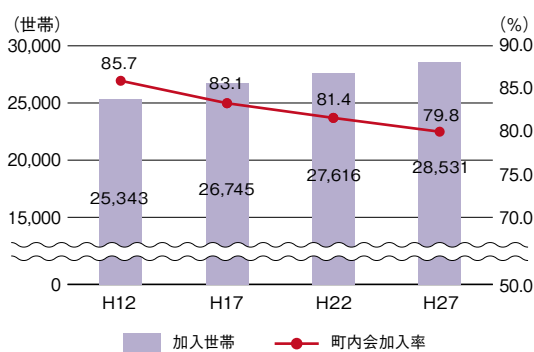
施策1 地域コミュニティの活性化

施策2 市民活動の支援と協働の推進

## 本市の現状・課題

- 市民にとって最も身近な住民組織である町内会は、防災・防犯、子育て、環境美化等、住民が生活する上での様々な問題を解決する役割を担っています。その加入率が近年低下し、地域コミュニティの衰退が懸念されるため、活動への支援が求められています。
- 市民ニーズや地域課題が多様化・複雑化している中で、NPOやボランティア団体などの市民活動を活性化させ、市民と行政の協働によるまちづくりを推進する必要があります。

(1)町内会加入率



資料) 行政委員届

(2)道路里親制度による市道の清掃活動の様子



# 施策の体系

## 政策6-3 地域コミュニティの活性化とみんなで取り組むまちづくり

### 施策 1 地域コミュニティの活性化

#### 1 地域コミュニティの活性化

### 施策 2 市民活動の支援と協働の推進

#### 1 市民活動の支援と協働の推進

## 施策1 地域コミュニティの活性化

### 施策の方針・指標

地域コミュニティの活性化を図るための支援を行います。また、町内公民館の施設整備に対する支援を行います。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
隣近所や地域と交流やつながりがあると感じている人の割合(%)	53.6(H27年)	60.0(H32年)
町内会加入率(%)	79.8(H27年)	85.0(H32年)

### 施策の概要

#### 1 地域コミュニティの活性化

地域コミュニティの活性化を図るために、環境美化や防災・防犯、郷土芸能等、地域づくりに関する自発的な活動への支援を行います。

また、生涯学習や地域活動の拠点である町内公民館の新築や増改築等、施設整備への助成を行います。

さらに、市民が町内会活動や市主催行事などに安心して参加できるような環境を整えます。



西大村地区住民によるイベント

## 施策の方針・指標

NPOやボランティア団体等とともに、市民協働によるまちづくりを推進します。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
ボランティア団体のボランティアセンター 利用件数(件/年)	1,173 (H26年)	1,400 (H32年)
ボランティアセンターへ登録している人数(人)	439 (H26年)	500 (H32年)

## 施策の概要

### 1 市民活動の支援と協働の推進

市民協働のまちづくりを目指し、NPOやボランティア団体等の活動支援や情報発信、団体間のネットワーク化などを推進します。

また、子育てや介護、障がい者の社会参加活動などのサポートを行うための各種養成講座の開催等を通じて、身近なボランティア活動を促進します。



施策1 人権に関する教育と相談体制の充実

施策2 男女共同参画の推進

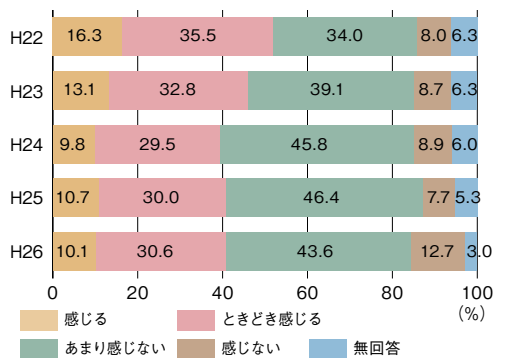
### 本市の現状・課題

- 県、警察、学校などの関係機関や団体と連携し、女性や子ども、高齢者など社会的弱者に対する虐待防止や相談支援を行っています。
- 「おおむら男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を行っています。
- アンケート調査の結果、男女が平等な社会と感じる人の割合は、過半数を下回っており、今後も男女の人権が尊重される社会づくりが必要です。
- 社会の活性化のためには、「男は仕事、女は家庭」というような性別による固定的な役割分担意識を改善し、女性の更なる社会参画を図っていく必要があります。

(1) 人権教育講演会の様子



(2) 男女が平等な社会と感じる人の割合





# 施策の体系

## 政策6-4 お互いを尊重し、誰もが活躍できる社会づくり

### 施策 1 人権に関する教育と相談体制の充実

1 人権教育・啓発の推進

2 相談体制の充実

### 施策 2 男女共同参画の推進

1 男女共同参画の意識の醸成

2 女性の活躍による社会の活性化

施策1

# 人権に関する教育と相談体制の充実

## 施策の方針・指標

学校等における人権に関する教育の推進や各種講演会などを実施し、啓発を推進します。また、虐待防止などの相談窓口や相談体制の充実を図ります。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
人権教育・啓発のための講演会及び研修会の参加者数(人/年)	3,265 (H26年)	3,500 (H32年)

## 施策の概要

### 1 人権教育・啓発の推進

あらゆる人権侵害をなくすため、学校、家庭、地域、職場など様々な場において人権教育を推進するとともに、県やNPOなど関係機関と連携した各種講演会や研修会の開催、広報活動を通じた啓発を推進します。

### 2 相談体制の充実

女性、子ども、高齢者、障がい者などの虐待防止や被害者救済のため、相談窓口の充実を図り、様々な施策や制度、専門的な助言や支援による早期解決を目指します。  
また、県や関係機関との連携を強化し、被害者保護に向けた相談体制の充実を図ります。

## 施策の方針・指標

男女共同参画社会の実現に向けた教育など普及啓発を図り、男女の人権が尊重される社会づくりに取り組みます。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
男女共同参画社会について理解している人の割合(%)	54.2(H26年)	60.0(H32年)
男女が平等な社会と感じる人の割合(%)	40.7(H26年)	60.0(H32年)
審議会等への女性委員の参画割合(%)	24.9(H26年)	35.0(H32年)

## 施策の概要

### 1 男女共同参画の意識の醸成

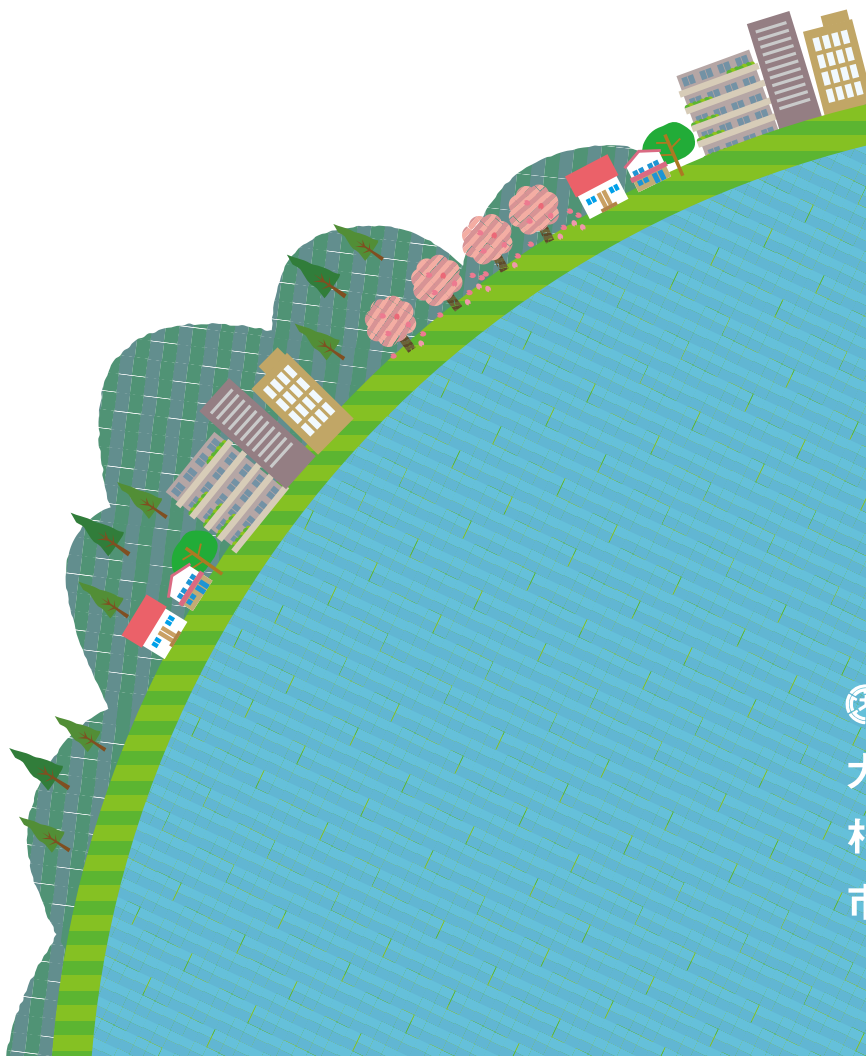
男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりを目指し、性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた効果的な意識啓発を行います。

また、学校、家庭、地域、職場などのあらゆる場において、男女共同参画の意識を醸成するための教育や学習機会の充実に努めます。

### 2 女性の活躍による社会の活性化

女性の雇用環境改善や再就職・起業の支援などを行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発や子育て支援を行い、家庭や職場・地域における男女共同参画を推進します。

また、審議会等への女性登用や政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。



# 大村市

編集・発行／大村市

〒856-8686 長崎県大村市玖島1丁目25番地

TEL 0957-53-4111

<http://www.city.omura.nagasaki.jp/>